

履修案内

2026年度

川村学園女子大学

ま え が き

この「履修案内」は、入学から卒業までの履修についての規程や卒業要件など、学修を進めていくうえで指針となるべき事項を集約したものです。

履修計画や諸手続きについては、ガイダンス等で詳しく説明しますが、皆さんは「履修案内」を卒業するまで機会あるごとに参照し、十分に活用してください。

わからないことがある場合には、先生に指導を受けたり、修学支援室に相談して疑問の解明に努めてください。

「履修案内」の内容が変更された場合は、別途お知らせします。

毎年3月下旬頃に、次年度の「履修案内」「シラバス」「時間割表」を大学ホームページに公開します。

今後、学修する大学の講義で、自分の所属する学科の所定科目をどのように履修していくかは、自分で決めなければなりません。

したがって各年次に配当された授業科目をよく理解し、各年次において未修得の科目を残さないよう計画的に履修していかなければなりません。これらについては「学科別ガイダンス」などで説明も行われますが、必ず各自で「履修案内」「シラバス」「時間割表」を確認しておいてください。

本学では、学内ポータルシステムとしてUNIVERSAL PASSPORT（通称：UNIPA）を導入しています。UNIPAは、インターネット環境があればどこからでも大学からのお知らせや学内情報が得られるだけでなく、履修登録や成績の確認を行うことができます。（<https://portal.kgwu.ac.jp/>）保証人も出席状況や成績をUNIPAで確認することができます。

授業、試験、成績、単位など、卒業に至るまでの授業についての事務はすべて修学支援室が担当しますので理解できないこと、聞いておきたいことがあれば、遠慮せず相談にきてください。

なお、事実誤認防止の為、電話による問い合わせは極力避けてください。

目 次

まえがき

第1章 カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

第2章 履修関係

I 授業と単位	15
1 授業科目	
2 単位制	
3 授業と単位	
4 遠隔授業	
5 修業年数・在学年限と学士の学位授与	
6 授業期間	
7 授業時間	
8 出・欠席	
9 遅刻	
10 休講	
11 補講	
12 電車不通の場合の休講措置	
II 履修登録	19
1 履修登録の手順	
2 履修登録の流れ	
3 科目ナンバリング	
4 シラバスについて	
5 予備登録	
6 他学部・他学科科目の履修	
7 履修費・実習費等を必要とする科目	
III 試験	25
1 試験の種類と方法	
2 受験資格	
3 受験に関する注意	
4 試験における不正行為に対する取り扱い	
5 追試験・再試験手続きの流れ	

IV	成績	30
1	成績評価	
2	GPA制度	
3	成績発表	
V	諸手続	31
1	各種証明書	
2	学生証（再交付）および学長推薦書（就職用）について	
3	学籍関係の各種願（休学・復学・退学・留学・転学部転学科・特別聴講）	
VI	単位認定等	33
1	本学以外で修得した単位等の認定	
2	単位認定の手続き	
第3章 教育課程		
I	共通教育科目等 （共通教育・外国語・健康スポーツ科目・外国人留学生特設科目）	39
II	文学部	
	史学科	49
	心理学科	61
	日本文化学科	73
第4章 教職課程		
I	教職課程について	85
II	中学校・高等学校教諭一種免許状	89
第5章 資格		
I	資格取得について	90
II	各種資格に関する科目	99

第6章 諸規則

I	川村学園女子大学学則	105
II	川村学園女子大学履修規程	112
III	川村学園女子大学試験規程	115
IV	川村学園女子大学学生規則	117
V	留学に関する細則	119
VI	転学部・転学科に関する細則	121

第7章	校舎見取図	125
-----	-------	-----

第 1 章

カリキュラム・ポリシー、
ディプロマ・ポリシー

川村学園女子大学 カリキュラム・ポリシー「教育課程編成・実施の方針」

川村学園女子大学 カリキュラム・ポリシー

川村学園女子大学では、建学の精神に基づき、自覚ある女性として社会に奉仕できる教養人を養成するため、文学部を置く。各学部は以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成する。

1. 広範で多様な教養教育、幅広い職業人養成を目的としてすべての学生が履修する全学共通カリキュラムを導入し、さらに高度の学問研究の場を提供するため、各学部は学年進行に合わせて、専門科目を体系的に配置する。
2. 各学科は専門分野の知識および方法論を習得し得るよう、初年次段階から学年進行に合わせて、専門科目を体系的に配置する。大学における学修の集大成として、卒業研究を全学必修とし、指導教員制のもとにていねいな個別指導を行う。
3. 全学共通カリキュラムでは、初年次教育として、自立的な学習スキルの養成を目標とする科目、建学の精神の周知を目指す科目、情報処理教育の科目を配置し、豊かで時代に即した教養の修得をはかるために共通教育科目を多様に設定する。
4. 学部学科の専門分野を超え、幅広く関心ある科目を履修して学際的な視点を養うことを奨励するため、所属学科の専攻のほかに「副専攻」の履修プランを用意するとともに、「クロスオーバー学習制度」を導入する。
5. 学生各自の個性に基づいて自己を確立し、それをいかに社会に生かすかを考えさせ、職業人としての基礎力を養成するため、初年次からキャリア・プランニング科目を設定する。
6. 初年次の基礎ゼミナールから卒業論文・卒業研究の研究指導に至るまで、少人数教育を徹底し、学生の特質に応じたきめ細かい指導を行う。

文学部 カリキュラム・ポリシー

【教育課程の編成】

文学部は国際英語学科、史学科、心理学科、日本文化学科を設置し、各学科が全学共通科目と学科専門科目を体系的に配置する。

【学修方法・学修過程】

全学共通カリキュラムによる教養教育と職業人教育に加えて、各学科の専門科目を初年次から履修可能とする。学年進行とともに、順次性のある専門的な科目を配置し、卒業論文を必修とする。少人数のゼミナールを低年次から高年次まで導入する。各学科のカリキュラム・ポリシーに沿って、実習科目を中心とするアクティブラーニングによって体験的、主体的に学修を行う。取得単位数の上限を設定し（CAP制）、学生の学修を支援する。

【学修成果の評価の在り方】

GPAによる成績評価を運用し、適切な評価を行う。各学生の学修の展開と成果を学修ポートフォリオによって評価する。実習の記録などを通じて、学生の主体的な学修と協働の態度を養い、評価する。ルーブリックにより、基礎的な学力、思考力、主体的な協働を評価する。

史学科 カリキュラム・ポリシー

【教育課程の編成】

史学科のカリキュラムは「人間社会を理解する力」（幅広い理解・歴史学の専門知識・方法の理解）、「読解力を高め問題発見する力」（言語的理解と表現）、「分析して思考し解決する力」、「感性を磨き社会に貢献する力」（主体性 協働）、「「自覚ある女性」として活躍する力」（主体性 協働 社会規範）の5本の柱で構成されている。

そして、初年次から学年進行に合わせ、全学共通科目と学科専門科目を体系的に配置する。専門科目は歴史学の新しい方法や視点を取り入れ、多くの選択科目を設けて幅広い教養と深い学識が習得できるように配慮する。

【学修方法・学修過程】

1. 全学共通カリキュラムによる教養教育と職業人教育に加えて、史学科の専門科目を初年次から履修可能とする。専門科目は、学年進行に従い順次性をもって科目を配置し、日本史・アジア史・西洋史の各専門領域の科目が履修できるようにする。
2. 初年次においては、基礎ゼミナールにおいて、大学における学修に必要なリーディング・ライティングの基本的なスキルを教授する。また、研究入門科目において、日本史・アジア史・西洋史の各専門領域の知識や方法論の基礎を身につける。
3. 少人数の演習科目を1年次から4年次まで全年次で導入し、学年ごとに必修または選択必修とする。これらを中心にアクティブラーニングを導入した科目を多数設け、体験的・主体的に学修を行う。
4. 4年次において、教員の指導のもと、卒業論文を作成し提出することを必修とする。
5. キャリア・プランニング科目の履修をサポートするなど、学生の就職に向けた支援を行う。
6. 初年次より学修ポートフォリオを作成する。各学生が自ら記入することで自己啓発能力を高めるとともに、内容について教員が指導することで学修の改善を目指す。

【特色ある教育】

1. 歴史学地理学の各分野における基礎知識ならびに方法論を身につけるため、2学年にわたって日本史・アジア史・西洋史・地理の概論にあたる科目を全分野について履修する。
2. 歴史学の修得に必要な外国語に習熟し異文化を理解するため、2学年にわたって英語ならびに第2外国語を履修する。
3. 2年次に現代日本語以外の文献（古文・漢文、欧文など）の講読を履修し、レポートや卒論で史料を利用する能力を育む。
4. 時代・地域にとらわれないテーマ史の講義を多数開講し、歴史学を研究する上での多様な視点や新しい視座を提供する。
5. 高等学校・中学校教員や司書・学芸員などの資格取得を希望する学生に対する体制を整備し、支援する。

【学修成果の評価の在り方】

1. GPAによる成績評価を運用し、適切な評価を行う。
2. 各学生の学修の展開と成果を学修ポートフォリオによって評価する。
3. 演習の記録などを通じて、学生の主体的な学修と協働の態度を養い、評価する。
4. ルーブリックにより、基礎的な学力、思考力、主体的な協働を評価する。

心理学科 カリキュラム・ポリシー

【教育課程の編成】

心理学科は、人々の心に科学的にアプローチするための知識および方法論を習得し得るよう、学年進行に合わせて、講義、演習、実験・実習科目を体系的に配置している。授業科目は、心理学一般とアプローチを理解する基礎的科目を共通基盤として、科学的思考を備えたコミュニケーション能力を育む認知・社会心理学系科目と、心理的支援力を身につける発達・臨床心理学系科目と、自覚ある女性を目指す科目で編成されている。この3つの柱を学ぶことで、学生が身につける資質・能力が育まれるように組み立てられている。

【学修方法・学修過程】

1. 初年次教育

1年次には、「基礎ゼミナール」において、大学における学び方の基礎を理解する。また、「心理学概論」で心理学の成り立ちや領域を理解し、「心理学統計法（基礎）」で心を科学的に捉えるアプローチの準備をする。さらに、心理支援に関わる現場を体験的に学ぶ「心理実習（入門）」では、自分に合った今後の学修法への理解を深める。

2. 専門教育

2年次で「心理学実験（基礎）」を学び、心理学的に調べ・分析し・考え・報告する力を培う。3年次以降は、認知・社会心理学系科目および発達・臨床心理学系科目における理論と技法を学べるよう、講義のみならず実験や実習を交え、アクティブラーニングを行う。4年次では、主体的に自分の探求テーマを定め、「卒業論文」にまとめる。

3. キャリア教育

「自覚ある女性」の理念を実体化するために、心理学の知見を元に自分の個性を適切に認識し、自分らしい社会参加ができるよう支援する。心理学系の専門資格として、認知・社会心理学系では社会調査のエキスパートである「社会調査士」を、発達・臨床系では心理支援の国家資格である「公認心理師」受験資格の取得をサポートする。

4. 学生への教育支援

「実験」「調査」では情報処理を円滑に行うために、情報機器や実験教材を多数用意する。また体験・実践的な学びを深められるよう、「実習」「演習」科目ではグループ活動を含めたアクティブラーニングを積極的に取り入れる。また「社会調査士」「公認心理師」資格や大学院に対して情報提供をし、説明会や個別サポートを行う。

【特色ある教育】

認知・社会心理学系では、実験やアンケートなど、科学的な手法で社会の課題やニーズを捉えるスキルを磨く。発達・臨床系では、心理検査やカウンセリングなど、個人の個性や課題を支援的に捉える力を培う。また、「心理学特殊講義」では、先端的で特色あるさまざまな心理学テーマを取り上げ、今日的な学びを進める。

【学修成果の評価の在り方】

GPAによる成績評価を運用する。各学生に対しては、ルーブリックにより学修の展開や蓄積を可視化しつつ、基礎的な学力、思考力、主体的な協働を以下の観点で評価する。

- ・認知・社会系および発達・臨床系科目に関する知識技能を理解・修得しているか。
- ・心理学に関わる諸情報を適切に処理分析し、判断して、表現する力が身についたか。
- ・心理学的な課題に主体的、協働的に取り組む姿勢と技能を修得しているか。

日本文化学科 カリキュラム・ポリシー

【教育課程の編成】

日本文化学科のカリキュラムは、日本文学・日本語学系（「日本語で表現する力」）、日本美術・伝統芸能・民俗系（「感性を働かせ創造する力」）の2つの柱で構成している。この2つの柱を学ぶことで、学生が身につける資質・能力が育まれるように組み立てられている。

【学修方法・学修過程】

1. 日本文化に関わる必修科目、各分野の基礎的な教養科目、高度な専門性を持つ科目、資格取得に必要な科目、実技科目を学年の進行に沿って配置している。
2. 初年次・2年次においては、基本的な学習方法論を修得するため、日本文化に関わる科目を中心に、講義ノートの取り方、文献収集の方法、プレゼンテーションの方法とレジメの作り方を学ぶ。
3. 3年次では、日本文化への理解をより深めるため、2つの専門領域の中から演習科目を2つ履修し、学生が主体的に調査・研究を行い、その成果についてのプレゼンテーションを行う場を設けている。
4. 最終年次では、学修の集大成として卒業論文・卒業研究の作成を行わせる。研究指導では、指導教員制のもとで、学生の特質に応じたきめ細かい指導を行う。
5. キャリア・プランニング科目のサポートを行い、専門性と実践力を身に付けさせる。また、初年次より学修ポートフォリオを作成し、自己啓発能力を高めるとともに、社会人としての基礎力を養成する。

【特色ある教育】

1. 学科では繊細でしなやかな感性を養うために、日本の伝統文化を体験できる実技科目（書道、日本舞踊、茶道、華道、日本画、能の仕舞・謡い）を設置している。
2. 資格取得に必要な科目では、中学校・高等学校国語科教員、日本語教員、並びにクロスオーバー学習制度で取得可能な博物館学芸員、図書館司書の資格も含め、各資格に関わる基礎から専門までの幅広い知識を、理論と実習を通して身に付けられるよう指導する。

【学修成果の評価の在り方】

1. GPAによる成績評価を運用し、適切な評価を行う。
2. 各学生の学修の展開と成果を学習ポートフォリオによって評価する。
3. 実習の記録などを通じて、学生の主体的な学修と協働の態度を養い、評価する。
4. ルーブリックにより、基礎的な学力、思考力、主体的な協働を評価する。

川村学園女子大学 ディプロマ・ポリシー「卒業認定・学位授与の方針」

川村学園女子大学 ディプロマ・ポリシー

【授与方針】

川村学園女子大学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

全学共通カリキュラムの履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・文化・社会・自然に対する理解を深めていること。

学部・学科における体系的学習を通じて専門的知識を修得してその方法論に習熟し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけていること。

「自覚ある女性」として社会において求められる態度・責任感を持ち、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を養っていること。

学生が身につけるべき資質・能力

1. 幅広い理解 言語的理解と表現

人間・文化・社会・自然について、幅広く理解している。

基礎的な学習能力を身につけ、言語的な理解力とその表現能力を習得している。

2. 専門知識 方法の理解 分析と思考力

専門教育を通じて、専門知識を修得し、方法論に習熟している。

専門教育における高度実践的なスキル、創造的な思考力を身につけている。

3. 主体性 協働 社会規範

周りの人々との協働を通じて、自らの役割を理解し、求められる態度、責任感を有している。

豊かな感性を持ち、社会に奉仕する志を養っている。

【学位授与の基準】

・ 共通科目

大学の共通科目の指定された単位を修得し、基礎的な学習能力と幅広い知識を身につけていること。

・ 専門科目

学科が指定する専門科目の単位を修得し、専門的知識と創造的思考力を身につけていること。

・ 実習科目等

学科が指定する実習科目等の単位を修得し、実践的スキルと社会において求められる態度を身につけていること。

文学部 ディプロマ・ポリシー

【授与方針】

文学部では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

全学共通カリキュラムの履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・文化・社会・自然に対する理解を深めていること。

学科における体系的学習を通じて専門的知識を修得してその方法論に習熟し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけていること。

「自覚ある女性」として社会において求められる態度・責任感を持ち、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を養っていること。

学生が身につけるべき資質・能力

1. 幅広い理解 言語的理解と表現

日本や世界の文化、歴史、言葉、心について、幅広く理解している。

基礎的な学習能力を身につけ、言語的な理解力とその表現能力を習得している。

2. 専門知識 方法の理解 分析と思考力

各学科の専門教育を通じて、専門知識を修得し、方法論に習熟している。

専門教育における高度実践的なスキル、創造的な思考力を身につけている。

3. 主体性 協働 社会規範

周りの人々との協働を通じて、自らの役割を理解し、求められる態度、責任感を有している。

豊かな感性を持ち、社会に奉仕する志を養っている。

【学位授与の基準】

・ 共通科目

大学の共通科目の指定された単位を修得し、基礎的な学習能力と幅広い知識を身につけていること。

・ 専門科目

学科が指定する専門科目の単位を修得し、専門的知識と創造的思考力を身につけていること。

・ 実習科目等

学科が指定する実習科目等の単位を修得し、実践的スキルと社会において求められる態度を身につけていること。

史学科 ディプロマ・ポリシー

【授与方針】

史学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士（文学）の学位を授与する。

全学共通カリキュラムの履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・文化・社会・自然に対する理解を深めていること。

史学科における体系的学習を通じ、歴史学についての専門的知識を修得してその方法論に習熟し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけていること。

「自覚ある女性」として社会において求められる態度・責任感を持ち、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を養っていること。

学生が身につけるべき資質・能力

1. 幅広い理解 専門知識 方法の理解

史学科の専門教育を通じて、日本および世界の文化、なかならずそれを育んできた歴史的経緯や地理的状况について、幅広く理解している。

歴史学地理学に関する専門知識を修得するとともに、それを生産する方法論に習熟している。

2. 分析と思考力 言語的理解と表現

専門教育における高度実践的なスキル、創造的な思考力を身につけている。

歴史研究の場に参画するために必要な言語的な理解力とその表現能力を習得している。

3. 主体性 協働 社会規範

自らの学びに関与するあらゆる人々との協働を通じて、自らの役割を理解し、求められる態度、責任感を有している。豊かな感性を持ち、社会に奉仕する志を養っている。

【学位授与の基準】

・ 共通科目

大学の共通科目の指定された単位を修得し、基礎的な学習能力と幅広い知識を身につけていること。

・ 専門科目

学科が指定する専門科目の単位を修得し、専門的知識と創造的思考力を身につけていること。

・ 実習科目等

学科が指定する実習科目等の単位を修得し、実践的スキルと社会において求められる態度を身につけていること。

心理学科 ディプロマ・ポリシー

【授与方針】

心理学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士（心理学）の学位を授与する。

全学共通カリキュラムの履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・文化・社会・自然に対する理解を深めていること。

心理学科における体系的学習を通じて、心理学についての専門的知識を修得してその科学的方法論に習熟し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけていること。

「自覚ある女性」として社会において求められる態度・責任感を持ち、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を養っていること。

学生が身につけるべき資質・能力

1. 幅広い理解 専門知識 方法の理解

心理学科における体系的学習を通じて、認知・社会・発達・臨床など、心理学の多領域にわたる専門的知識を修得していること。

心理学に必要な科学的方法論に習熟していること。

2. 分析と思考力 言語的理解と表現

心理学で扱う諸データに対して、適切な方法論を使用して検討する分析能力・思考能力を身につけていること。

心理学研究に必要な言語理解力とその表現力を習得していること。

3. 主体性 協働 社会規範

「自覚ある女性」として、主体性をもち、協働して、多様化複雑化する今日社会の諸課題解決に向け貢献する志を備えていること。

【学位授与の基準】

・ 共通科目

大学の共通科目の指定された単位を修得し、基礎的な学習能力と幅広い知識を身につけていること。

・ 専門科目

学科が指定する専門科目の単位を修得し専門的知識と創造的思考力を身につけていること。

・ 実習科目等

学科が指定する実習科目等の単位を修得し、実践的スキルと社会において求められる態度を身につけていること。

日本文化学科 ディプロマ・ポリシー

【授与方針】

日本文化学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に学士（文学）の学位を授与する。全学共通カリキュラムの履修を通して、基礎的な学習能力を養うとともに、人間・文化・社会・自然に対する理解を深めていること。

日本文化学科における体系的学習を通じ、日本文化についての専門的知識を修得してその方法論に習熟し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけていること。

「自覚ある女性」として社会において求められる態度・責任感を持ち、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を養っていること。

学生が身につけるべき資質・能力

1. 幅広い理解 言語的理解と表現

日本文化に関する全般的理解を土台として、日本古典文学、日本近代文学、日本語、日本美術、日本の伝統芸能・民俗、並びに書道、日本舞踊、茶道、華道、日本画、能の仕舞・謡い等々に関する理解を深め、それを表現する力を得ていること。

2. 専門知識 方法論の理解 分析と思考力

日本文学・日本語学系、日本美術・伝統芸能・民俗系の二つの専門領域の学びを通じて、専門知識、方法論に習熟し、創造的な思考力を持って、研究成果を卒業論文・卒業研究で提示し得ていること。

3. 主体性 協働 社会規範

日本文化に関する基本的な教養を基盤として、繊細でしなやかな感性を身につけた自覚ある女性として、広く社会に奉仕、貢献していく志を持っていること。

【学位授与の基準】

・ 共通科目

大学の共通科目の指定された単位を修得し、基礎的な学習能力と幅広い知識を身につけていること。

・ 専門科目

学科が指定する専門科目の単位を修得し、専門的知識と創造的思考力を身につけていること。

・ 実習科目等

学科が指定する実習科目等の単位を取得し、実践的スキルと社会において求められる態度を身につけていること。

第 2 章

履 修 関 係

I 授業と単位

1. 授業科目

本学の授業科目は、下記のように区分されます。

共通教育科目
外国語科目
健康スポーツ科目
外国人留学生特設科目
専門教育科目
教職課程科目

必修科目	必ず履修しなければならない科目
選択必修科目	所定の科目数を選び、必ず履修しなければならない科目
選択科目	自由に選び履修できる科目

2. 単位制

本学は、**単位制**を採用しています。

単位制とは、最低4年間の在学期間に、所定の単位を修得することによって卒業できるという制度です。

3. 授業と単位

授業科目には、講義・演習・実験・実習及び実技があります。

大学の単位制度は、教員が教室等で授業を行う時間と学生が自宅等で事前学修・事後学修を行う時間を合わせて45時間の学修を1単位として構成されています。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
＜学則第24条参照＞

本学では、単位数を設定する上で、1時限90分の授業時間を2時間相当の学修時間とみなし、前期・後期ともに定期試験期間を除いて各15週で実施しています。

例えば、2単位の講義科目の場合は、1時限90分の授業15週（2時間×15週＝30時間）のほかに、60時間の事前学修・事後学修が必要です。

事前学修・事後学修の内容・時間については、必ずシラバスで確認してください。

4. 遠隔授業

本学では、対面で授業を行う科目の他に、一部の科目においてインターネット環境を利用してオンライン上で授業を行う科目（遠隔授業）があります。

遠隔授業科目は「時間割表」で確認することができます。

遠隔授業により修得した単位は、60単位を上限として卒業要件単位に認定されます。

(1) 遠隔授業の形式

本学では、遠隔授業を次のように区分しています。

①オンライン授業（同時双方向型）

定められた時間割の中で、同時かつ双方向（リアルタイム）で授業を行うものを指します。

②オンデマンド授業（録画配信型）

あらかじめ収録した授業（動画・音声）や音声付PowerPoint動画等を教員が配信して、課題等の指示を行うものを指します。

(2) 遠隔授業の実施方法

①オンライン授業

- ・対面授業と同じように時間割が設定されており、その時間内にリアルタイムで授業を受講します。
- ・授業時間内に出欠確認が行われます。
- ・授業時間内に、教員に対する質問の機会を確保します。

②オンデマンド授業

- ・担当教員から動画が配信され、定められた期間内で学生の都合の良い時間に動画を視聴します。

- ・定められた期日までに課題等を提出することで出欠確認が行われます。
- ・設問回答、添削指導、質疑応答等の機会を設け、指導を行います。

5. 修業年数・在学年限と学士の学位授与

本学に4年以上在学し、卒業に必要な単位数を修得した者に、学則第39条により**学士の学位**を授与します。
修業年数は最低4年とし、在学年数は8年を超えることはできません。
ただし、編入学など学則第19条による入学者はこの限りではありません。

6. 授業期間

授業は、年度を前期（4月1日～9月15日）・後期（9月16日～3月31日）の2学期に分けて実施します。

7. 授業時間

授業時間は、1時限を90分として、1日5時限を次のように区分します。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
我 孫 子	8 : 50 ~ 10 : 20	10 : 30 ~ 12 : 00	12 : 50 ~ 14 : 20	14 : 30 ~ 16 : 00	16 : 10 ~ 17 : 40
	目 白	8 : 40 ~ 10 : 10	10 : 20 ~ 11 : 50	12 : 50 ~ 14 : 20	14 : 30 ~ 16 : 00

8. 出・欠席

授業時間中に各科目担当教員が出・欠席の確認を行います。
病気または事故などで学校を休まざるを得ない場合には、修学支援室窓口で所定の手続きを行ってください。

欠席の手続方法

(1) 病気・怪我の場合

(ア) 6日以内の場合

修学支援室備え付けの「欠科届」を各自で記入し、各科目担当教員へ提出してください。

(イ) 7日以上の場合

修学支援室備え付けの「欠席届」に必要事項を記入し、医師の診断書（欠席した期間が記載されたもの）を添付して修学支援室に提出するとともに、「欠科届」を記入し修学支援室で「診断書提出済」の印をもらい、各自が各科目担当教員へ提出してください。

(2) 学校保健安全法で定められた感染症の場合

学校保健安全法施行規則第18条で定められた感染症と診断を受けた場合は、(1)に係わらず、休む日数に関係なく治癒証明書を提出してください。又、同第19条により出席停止の期間の基準が定められています。下記の感染症については、公欠として取り扱います。

分類	学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症	学校保健安全法施行規則第19条に規定される出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発熱したのち5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで

(3) 忌引の場合

修学支援室備え付けの「忌引届」に必要事項を記入し、事由を証する書類（葬儀の通知ハガキや葬儀のスケジュールなど欠席した期間が分かる書類）を添付して修学支援室に提出してください。忌引は、欠席として取り扱いませんが、修学支援室備え付けの「欠科届」に「忌引届提出済」の印をもらい、各自が各科目担当教員へ提出してください。

忌引の範囲は連続する日で次のとおりです。

父 母	7日	兄弟姉妹	5日
祖父母	3日	その他三親等に該当する者	1日

※休日および大学休業日は上記日数に含まれます。

(4) 公欠の場合

公欠は、教育実習・介護等体験・博物館実習・就職試験・課外活動の公式試合参加等、学長が認めた理由でやむを得ず欠席する場合のみ適用されます。修学支援室備え付けの「公欠届」に必要事項を記入し、事由を証する書類を添付して事前に修学支援室に提出してください。公欠は、欠席として取り扱いませんが、修学支援室で「欠科届」に「公欠届提出済」の印をもらい、各自が各科目担当教員へ提出してください。

※実習前に行われるガイダンス・説明会等は、公欠として取り扱いません。

理由のある欠席として「欠科届」を記入し、各科目担当教員へ提出してください。

(5) その他やむを得ず授業を欠席した場合

修学支援室備え付けの「欠科届」を各自で記入し、各科目担当教員へ提出してください。

「欠科届」は、欠席の理由を明確にすることを目的としています。
「欠科届」を提出すれば出席扱いになるというものではありません。

9. 遅刻

授業開始から30分までの入室を遅刻とし、30分過ぎでの入室は欠席とします。また、授業終了時間から30分以内の退室を早退とし、それ以外は欠席とします。

遅刻と早退が3回で1回の欠席とします。

電車の事故等によりやむを得ず授業や試験に遅刻する場合は、遅れた理由を明確にするため交通機関（駅）で遅延証明書をもらい、各自が各科目担当教員へ提出してください。

10. 休講

科目担当教員が、病気その他やむを得ない理由で授業を休講としなければならない場合があります。

休講の連絡は、UNI PAで配信します。

休講の連絡がなく、授業開始時間より30分を経過しても教員が教室に出講しない場合は、修学支援室に連絡して指示を受けてください。

11. 補講

補講とは、休講をしたことにより、半期15回の授業を実施することができなかった場合に行われる授業です。したがって、補講は平常の授業と変わりなく重要なものです。

補講の連絡は、UNI PAで配信をします。

12. 電車不通の場合の休講措置

暴風・大雨・暴風雨などの気象警報が発令され電車が運行されない場合は、休講措置とすることがあります。

休講措置が決定した時点で、UNI PA及び大学ホームページでお知らせします。

なお、台風や大雪など事前に相当の被害が予想される場合は、前日までに休講措置を決定することがあります。

※状況により、午前のみ休講措置として3時限より授業を行うことがあります。

※電車の事故・故障などにより、一時的に運行されない場合は除きます。

JR常磐線は「北千住－土浦」、JR成田線は「我孫子－成田」の区間が不通になった場合を判断の対象とします。

JR常磐線以外の交通機関が運行を中止し出席できなかった場合は、修学支援室備え付けの所定用紙に記入し、各科目担当教員へ提出してください。

Ⅱ 履修登録

毎年、所属する学部・学科・年次に開講されている授業科目の中から、履修を希望する科目を「時間割表」より選び、履修登録することにより、授業を受けることができます。

1. 履修登録の手順

- (1) 1年次生は、「履修案内」「シラバス」を熟読し、ガイダンスの説明を理解したうえで、「時間割表」から履修を希望する科目を選んでください。
2～4年次生は、2月の成績発表時の成績をもとに、すでに修得した科目と卒業に必要な科目と単位数を確認のうえ、履修を希望する科目を選んでください。

※一年間に無理なく単位を修得することができるよう、履修登録できる単位数は、原則として各学科・学年で48単位を上限としています。
2年次生以上は、累計のGPAが3.0以上であった場合、48単位以上の履修登録を認めることがあります。
48単位以上の履修を希望する場合は、各学科の指導に従ってください。

- (2) 各自の所属する学科・年次・クラスの科目を履修してください。
- (3) 履修する科目は、配当年次に従って決定してください。ただし、下級年次に新設された科目を履修しても構いませんが、卒業に必要な単位数となりませんので注意してください。
- (4) 必修科目の成績が、不合格(D)又は無評価(N)であった場合、必ず次年度に再履修をしなければなりません。
なお、選択必修科目・選択科目については、他の科目に替えてもかまいません。
- (5) 外国語科目を再履修する場合は、時間割表に記載されている再履修クラスを履修してください。
- (6) 予備登録科目については、学科の指示を受けてください。
- (7) 履修計画案は、(①必修科目の再履修) ②必修科目 ③選択必修科目 ④選択科目の順で作成してください。
- (8) 各自が作成した履修計画案に従って第1回目の授業から出席してください。
- (9) 履修登録に間違いがあった場合は、必ず訂正期間に訂正をしてください。訂正期間以降は訂正ができません。

・履修登録をしない場合は、その年度に授業を受けることができません。

・授業科目によっては、教育効果を向上させるため履修人数に制限を設ける場合や、機器設備数の関係により、履修人数を制限せざるを得ない場合があります。
UNIPAの掲示配信による連絡や第1回目の授業時に指導をする科目がありますので注意してください。

・一度単位を修得した科目は、再度履修し単位を修得することはできません。担当教員・授業内容・年度が変わっても再度履修することはできません。
単位を修得済みの科目について再度履修を希望する場合は、聴講手続きを取れば履修が可能です。

2. 履修登録の流れ

1年間に履修する科目の履修登録は4月に完結することとなっています。
1年間の計画を立てて、履修登録をしてください。

【前期】

履修案内・時間割の公開

ガイダンスに出席

・大切な説明をしますので、必ず出席してください。

各自の時間割作成

・必修科目→選択必修科目→選択科目の順番に計画を作ってください。

授業開始・履修登録期間（4月上旬）

・履修登録期間中にUNI PAで登録をしてください。
・後期科目、集中講義科目も全て登録をしてください。
・履修登録をしていない科目は、授業を受けられません。
・期日を過ぎると登録ができなくなります。

履修登録訂正期間（4月中旬）

・履修登録を訂正する場合は、期間内にUNI PAで登録をしてください。

履修登録完了

【後期】

授業開始・履修登録変更期間

・後期に履修登録の変更ができるのは、原則として次に該当する学生のみとなります。
①前期科目の単位を修得できず、後期科目の追加登録が必要な場合。
②進路変更を希望する場合。（転学科を希望する学生等）
③学びたい分野・内容の変更を希望する場合。

※後期科目の履修登録変更を希望する学生は、所属学科の教務委員・学科長・ゼミ担任のいずれかの先生に後期科目の履修登録変更が可能か相談してください。

・履修登録変更が認められた学生は、必要書類を揃え、期間内に修学支援室に手続きにきてください。

履修登録完了

3. 科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組みです。

科目ナンバリングの一覧表に掲載している8ケタの科目ナンバリングは、次の規則をもとに表記します。

履修登録時には、科目ナンバリングの一覧表を確認し、履修登録をしてください。

科目ナンバリング表記の例 <文学部 史学科 日本史研究入門(1) 1年次・・・LIB21B01>

8ケタ	別表Ⅰ	別表Ⅱ	別表Ⅲ	通し番号
	学科・科目区分	レベル(年次)	カテゴリー	01~99
【例】	LIB2	1	B	01

別表Ⅰ(学科・科目区分)

記号・番号		学部・学科、科目区分
UNI	1	共通教育科目
	2	外国語科目
	3	健康スポーツ科目
	4	教職に関する科目(中・高)
	5	外国人留学生特設科目
LIB	2	文学部 史学科
	3	文学部 心理学科
	4	文学部 日本文化学科

別表Ⅱ(レベル)

番号	レベル	レベルの目安
1	1年次配当	初級レベル、入門的・導入的位置づけの科目
2	2年次配当	中級レベル、発展的・応用的内容を扱う科目
3	3年次配当	上級レベル、実践的・専門的に高度な内容を扱う科目
4	4年次配当	学士課程で学修する最終段階の水準の科目

別表Ⅲ(カテゴリー)

学科等		A	B	C	D	E	F	G	H	Z
共通教育科目等	共通教育科目		建学の精神	自然と生命	人間と文化	人間と社会		キャリア	教養	
	外国語科目		英語	ドイツ語	フランス語	スペイン語	中国語	韓国語		資格関連
	健康スポーツ科目		理論	実技						
	教職に関する科目(中・高)		教育理論	教科の指導法	教育実践					
	外国人留学生特設科目		コミュニケーション力							
専門教育科目	史学科	学科内共通	日本史	アジア史	西洋史	地理	歴史			資格関連
	心理学科	学科内共通	認知心理学	社会心理学	発達心理学	臨床心理学				資格関連
	日本文化学科	学科内共通	日本文学	日本語	日本の美術・民俗・芸能	日本文化実技				

4. シラバスについて

シラバスとは、大学における講義等の要旨・内容や成績評価の方法などの授業計画が詳しくまとめられた資料の事です。このシラバスを参考にして、どの授業を履修するのかを決定し、履修登録をすることになります。シラバスによって自分の目標にあった科目を見つけたり、授業のイメージをつかむことができます。履修登録をする際には必ずシラバスを確認してください。また、登録後にはシラバスを確認しながら授業の予習・復習を行い、授業に臨んでください。

<シラバスの見方>

①授業コード	A011001-01	②科目ナンバリング	
③科目名	情報リテラシー		
④担当教員名	川村 花子		
⑤単位数	2単位	⑥授業形態	講義
⑦期間	前期	⑧配当年次	1年
⑨学科	史・心・日		

養成される資質・能力	
⑩卒業認定・学位授与の方針との関連	DP1：幅広い理解 言語的理解と表現 人間・文化・社会・自然について、幅広く理解している。 基礎的な学習能力を身につけ、言語的な理解力とその表現能力を習得している。
⑪知的基礎力	調査・情報収集力
⑫社会人基礎力	社会適応・常識力

⑬到達目標	
⑭授業の概要(目的)	
⑮アクティブ・ラーニングの要素	

⑯授業計画	
第1回 ～ 第15回	

⑰成績評価の方法	
⑱課題に対するフィードバックの方法	

⑲テキスト				
書名	著者	出版社	ISBN	備考
⑳参考書	特になし			
㉑履修上の注意				

【授業の基本情報】

- ①授業コード 科目に対して必ず授業コードが設定されています。頭文字 A:我孫子 M:目白 R:大学院科目です。
 - ②科目ナンバリング 学修の段階や順序等を表しています。8ケタの科目ナンバリングは、上記3. ナンバリングの規則をもとに表記します。(別表Ⅰ+別表Ⅱ+別表Ⅲ+通し番号)
 - ③科目名 当該科目の科目名となります。新カリキュラムと旧カリキュラムの合同授業の場合、新カリキュラム名/旧カリキュラム名で記載されます。
 - ④担当教員名 当該科目の担当教員となります。複数教員が担当する科目は、全員の担当教員名が記載されます。
 - ⑤単位数 当該科目の単位数となります。
 - ⑥授業形態 講義・演習・実験・実習及び実技があります。
 - ⑦開講年度学期 通年、前期、後期のいずれかの学期となります。
 - ⑧配当年次 履修可能年次となります。
 - ⑨配当学科 履修可能な学科となります。
 - ⑩卒業認定・学位授与の方針との関連 どのような力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針となります。
 - ⑪知的基礎力 } 授業を履修することにより、大学卒業後に自らの資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るために必要となるどのような能力が身につくかを記載しています。
 - ⑫社会人基礎力 }
- PROGテスト(社会で必要とされる基礎的な能力を測定するテスト)でわかった自分の弱みを克服するためには、どのような授業で学んでいけば不足部分を伸ばすことができるのかがわかるよう、「知的基礎力」「社会人基礎力」と「PROG」の能力を結びつけた対応表が以下の内容となります。

分類	知的基礎力	PROG (リテラシー)
1	聞く力・話す力	
2	読解力	
3	要約・記述表現力	
4	理解力・判断力	
5	観察力・分析力	課題発見力・ 情報分析力
6	調査・情報収集力	情報収集力
7	論理的思考力	構想力
8	実験・試行力	
9	感性・創造表現力	
10	—	

分類	社会人基礎力	PROG (コンピテンシー)
1	社会適応・常識力	
2	問題発見・価値判断力	課題発見力
3	問題解決・企画構成力	計画立案力
4	コミュニケーション力	親和力
5	主体的実行力	行動持続力
6	内省・自己修正力	自信創出力
7	社会貢献の心	
8	問題把握力	
9	国際理解力	
10	実践力	実践力

【授業内容】

⑬到達目標

「この授業を受けた結果、どのような能力を獲得できるのか」を記載しています。

⑭授業の概要（目的）

授業全体を通してのテーマや授業内容の概略を記載しています。

⑮アクティブ・ラーニングの要素

課題解決型学習、反転授業、ディスカッション・ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実技・実習・実験・フィールドワークの要素を含んだ授業を展開している授業について記載しています。

⑯授業計画

各回の授業を受けるために、事前に学んでおくべき内容（事前学修）・授業内容・事後に学んでおくべき内容（事後学修）について記載しています。

⑰成績評価の方法

成績評価をどのような方法で行うのか、期末試験だけではなくレポート等宿題への対応及び提出状況等を記載しています。

⑱課題に対するフィードバックの方法

試験やレポート等の課題に対してフィードバックをどのように行うのかを記載しています。

⑲テキスト

授業で使用するテキストを記載していますので、授業開始までに必ず購入してください。

⑳参考書

参考書は授業で扱うテーマに関連して読んでおいた方がよいものが記載されています。参考書の活用方法については、各担当教員の指示に従ってください。

㉑履修上の注意等

履修制限や学外授業実施予定等、授業を履修する際の注意事項を記載しています。

5. 予備登録

予備登録は、履修者の人数調整を必要とする科目について行われ、その科目を予備登録科目といいます。

- (1) 履修する年の登録前に学科ごとに予備登録ガイダンスを行います。
ガイダンスでは、科目を選択する際の注意と予備登録の手続きの説明を行います。
ガイダンスの日時・場所は、別途お知らせします。
- (2) 予備登録科目は、予備登録をせずに履修登録をすることはできません。
- (3) 予備登録により決定した科目を履修登録してください。
- (4) 予備登録の結果、履修希望者数が上限を超えた場合は、調整することがあります。

6. 他学科科目の履修

他学科科目の履修できる科目については、各学科専門教育科目一覧表「他学科開放」の欄に記載している印で判断してください。

専門教育科目一覧表「他学科開放」の見方

- 印…他学科の学生も履修できる科目です。
- △印…他学科の学生も履修できますが、条件を課す科目です。
- ×印…他学科の学生は履修できない科目です。

同じ入学年度の履修案内に載っている他学科科目は、卒業に必要な単位となります。
入学後に下級年次向けに新設された科目を履修することはできませんが、卒業に必要な単位になりません。

7. 履修費・実習費等を必要とする科目

履修費・実習費を必要とする科目があります。必要な科目・金額についてはUNIPAで配信される「履修費・実習費等を徴収する科目と金額」の一覧表で確認してください。

我孫子キャンパス：所定の期間中に、必要事項を記入の上手数料を添えて12号館1階事務部窓口申し込んでください。

目白キャンパス：所定の期間中に、「履修費・実習費等納付書」を事務室窓口提出してください。

※納入された費用は、一切返付しません。

Ⅲ 試 験

1. 試験の種類と方法

試験には、定期試験・追試験・再試験・臨時試験があります。
試験方法は、筆記試験・論文試験・実技試験・レポート提出等で行われます。

(1) 定期試験について

定期試験は、各学期末に行われます。

	対象科目
前期試験	前期科目
後期試験	通年科目・後期科目

※定期試験の時間割と注意事項は、試験の1週間前にお知らせします。
定期試験の時間割は、平常の授業時間割と異なるので注意してください。

(2) 追試験について

追試験は、定期試験の受験資格を有する者が、病気・不測の事故・その他やむを得ない事由により試験を受けられなかった場合、その願い出により実施されることがあります。

追試験の対象科目がある学生には、成績発表日にUNIPAで通知します。

「追試験願」の提出方法について

次の事由により追試験の受験を希望する者は、「追試験願」を記入のうえ、以下の書類を添付して修学支援室へ提出してください。

追試験願の提出締切日は、別途お知らせします。

- ① 公 欠…事由を証明する書類
 - ② 病気・怪我…医師の診断書又は治癒証明書
 - ③ 忌 引…事由を証明する書類（葬儀の通知ハガキなど）
 - ④ 火災・風水害その他の災害による登校不能…事由を証明する書類
 - ⑤ 交通機関の遅延…遅延証明
- ※ いずれの書類も、試験を受けられなかった日または期間が判る書類が必要です。

☆ 受験料は、1科目2,000円です。

☆ 追試験の成績評価は、A以下となります。

☆ 追試験は定期試験期間中に実施される試験・授業時に実施される試験・レポート提出等が対象となります。

(3) 再試験について

再試験は、定期試験を受験しその結果が不合格（D）であった者に実施されることがあります。

再試験の対象科目がある学生には、成績発表日にUNIPAで通知します。

☆ 受験料は、1科目3,000円です。

☆ 再試験の成績評価は、C以下となります。

☆ 再試験は、原則として卒業年次生のみ対象となります。

追・再試験の受験申込みの方法について

- ① 実施される追・再試験科目の「追・再試験受験申込書」は、成績発表日に配布します。
- ② 「追・再試験受験申込書」に必要事項を洩れや誤りのないように入力してください。
- ③ 我孫子キャンパス：12号館1階事務部にて、受験科目数分の受験料を支払い、「追・再試験受験申込書」を修学支援室に提出してください。成績発表日のみ受け付けます。
目白キャンパス：証紙販売機で受験科目分の証紙を購入して、「追・再試験受験申込書」に貼り付け、修学支援室へ提出してください。成績発表日のみ受け付けます。
- ④ 試験時間割・レポート等の課題は、成績発表日にお知らせします。

(4) 臨時試験について

定期試験の他に、科目担当教員が臨時に試験を行うことがあります。

この場合、試験日時は教室において担当教員より発表されます。

(5) レポートについて

レポートは、試験と同じ心構えで慎重に作成してください。なお、レポート提出については次の事項に留意してください。

- ① レポートは、必ず本人が提出してください。
- ② レポートの表紙（記入例参照）には、(1)科目名、(2)題名、(3)担当教員名、(4)学部・学科・年次・学生番号・氏名、(5)提出日 を明記してください。（鉛筆不可）
学生番号・氏名が記入されていないレポートは、無効となります。2枚以上になる場合は、必ずホチキスでとめてください。
- ③ 提出期限は、厳守してください。期限を過ぎたものは、一切受け付けません。
- ④ レポートの用紙・様式の指定・提出先については、科目担当教員の指示に従ってください。

※レポート表紙の記入例

ホチキスでとめてください	
提出日：20●●年●月●日	
科目名	基礎ゼミナール
担当教員名	高橋先生
開講曜日・時限	水曜日・3時限
レポート課題	家族について
学部	文学部
学科	心理学科
年次	1年次
学生番号	12●●001
学生氏名	川村 花子

(6) レポート作成時のルールについて

①モラルというルール

私たちが社会で生きていくうえでは、様々なルールを守り生活しなければなりません。

大学のルールと言えば、皆さんはまず学則（高校で言えば校則）を思い浮かべるかもしれません。校則と同じように、学則も守られてこそ、秩序のある有意義な学生生活が維持できるのです。しかし、実は他にも大学生として守るべき「モラルというルール」があります。

②レポート作成とモラル

モラル（道徳・倫理）は大学生生活のいろいろな側面に求められます。大学生になって新しく触れるのがレポートを作成する時のモラルです。

レポートなどを書く時、他の人が書いた文献や資料、報告書やインターネット上の情報を参考にしながら作成することになります。

その際、皆さんはどのような文献を参考にレポートを作成したのか、どのような資料をもとに自分自身の考えを導き出したのか、それを明らかにしようとするのか？それとも、そのことには触れずに仕舞い込んでおきますか？あたかも自分自身が、そのすべてを作成したかのように…。

大学生になると、このことを考える必要があります。ここにモラルのある学生か、モラルのない学生か一つの判

断基準が生まれてきます。

引用文献や参考資料などを明記せず、しかも他人の書いたものを「まる写し」、「コピー」することは、モラルがないこととなります。それだけではなく「盗作」にも該当し、これは **※犯罪行為** にもなるのです。

※ 「著作権法違反」として、刑事罰に処せられることもある。

⇒ (例) *119条：著作権を故意に侵害した者は、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処せられる。

*124条：法人の代表者、従業員等が著作権侵害行為をしたときは、行為者のほか、当該法人も3億円以下の罰金に処せられる。

このように、モラルは人間関係だけではなく、学びの場でも求められるものであり、それが守られないことは自らが犯罪に手を染めることにもなりかねません。

③大学生としてのモラルを大切に

社会においても大学生活においても、今日、モラルが求められる場面は数多くあります。

私たちは、つい対人関係でのモラルに目を向けがちですが、それにとどまることなく学生の本分である「学業におけるモラル」にも、ぜひ目を向けてください。

自らを人間として成長させるうえで、欠かすことのできない学問の探究に不正行為があってはなりません。学問に対し誠実に取り組む営みの中に、自己を高めていく糸口は見つかるものです。

「感謝の心」を基盤とした「自覚ある女性」として社会へ巣立つ時、大学生活で培った学業に対する姿勢（モラルを大切に作る心）はあらゆる場面で必ず役立ちます。それを信じて、有意義な学生生活を送り、社会貢献のできる女性となってほしいと願っています。

④事例

- ・他人の作成した文章の一部をレポート等で用いる場合

⇒引用した部分を「 」で囲み、引用したものであることを明示する。

*例) このことについて、A氏は「●●●●●である」¹と述べている。

¹については、最終ページで注記として明示する。

[明示するにあたり、以下の②~④などの方法を用いること]

- ・引用文献の場合

⇒著者名、「論文名」、編者名、『書名』、出版社名、発行年、引用ページの順で記す。

- ・雑誌掲載等の論文から引用した場合

⇒著者名、「論文名」、『雑誌名など』、●巻●号など、発行年、引用ページの順で記す。

- ・インターネット上の情報を参考にした場合の留意点

★その情報が信用できるものかを充分確認したうえで用いることが求められる。

⇒URLの他、著者名、文章の題目、アクセスした日時など、できるだけ詳細を記す。

※ ここで紹介した記載例以外にも記載する方法があります。詳しくは授業を担当している先生に相談してください。

2. 受験資格

定期試験は、次の3つの条件をすべて満たした者が受験できます。

- ① 該当授業科目を履修登録している。
- ② 出席すべき授業時数の3分の2以上出席している
- ③ 授業料・その他の学費を納入している。

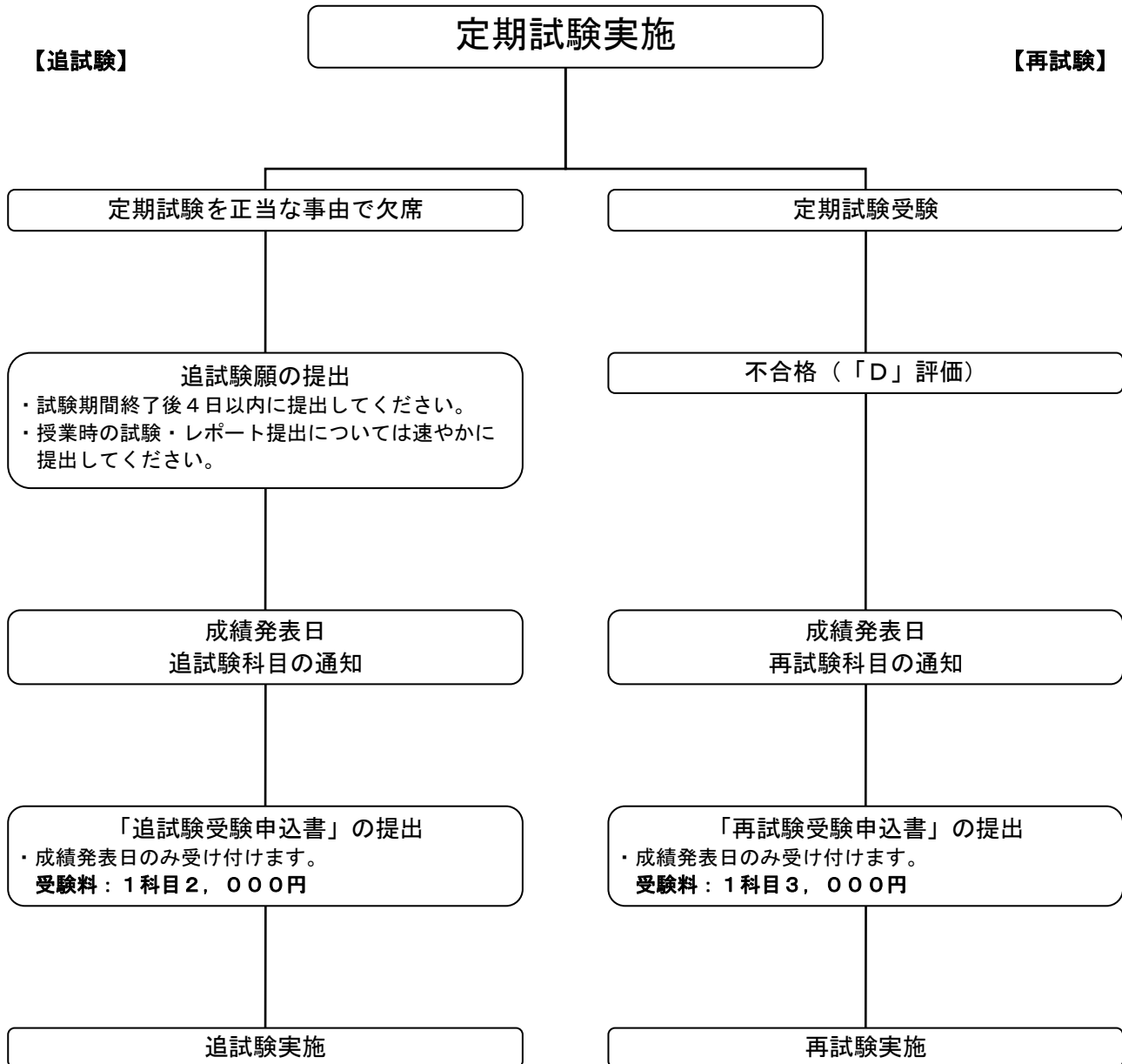
3. 受験に関する注意

- (1) 指定された日時・試験場（教室）で受験してください。
- (2) 試験場では、「学生証」を机上の通路側に提示して試験監督者の点検を受けてください。
- (3) 「学生証」を忘れた学生は、学生生活支援室に申し出て「学生確認証」（発行日のみ有効）の交付を受けてください。
- (4) 所持品は、各自の足もとに置いてください。
- (5) 試験開始後ただちに「解答用紙」に学生番号・氏名を記入してください。学生番号・氏名の記入されていない答案は、無効となります。
- (6) 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、受験できません。
- (7) 試験開始後30分以内に退場することはできません。なお、退場者の再入場はできません。
- (8) 試験場入場後の受験放棄は認めません。受験者は、必ず「解答用紙（答案）」を提出してください。
- (9) 試験科目によっては、ノート・教科書・参考書・辞書等を持ち込み可能な場合があります。該当する科目については、別途お知らせします。
- (10) 所定の「解答用紙」以外の用紙を用いた答案は無効となります。

4. 試験における不正行為に対する取り扱い

- (1) 試験において、私語や態度不良のための注意を与えても改めないなど試験監督者の指示に従わない場合は退場を命じ、その答案は無効とします。
- (2) 試験において次のような不正行為を行った場合は、不正行為のあった時限以降の当該学期のすべての試験の受験を認めないと共に、当該学期の成績評価を行いません。さらに学則第41条に基づき、その内容と軽重に従い相応の処分を行います。
 - ① 持ち込みが許可されていないノート・教科書・参考書・辞書等を使用したり、貸借したりすること。
 - ② 所持品・その他へ事前に書き込みを行ない、それを利用すること。
 - ③ 代人として受験したり、代人に受験させること。
 - ④ 答案をすり替えたり、すり替えさせること。
 - ⑤ その他上記に類似する行為を行うこと。

5. 追試験・再試験手続きの流れ



「追試験」は、受験資格を有する者が、病気等の理由により試験を受けられなかった場合に、本人の願い出により実施されることがある試験です。

定期試験期間中に実施される試験・授業時に実施される試験・レポート提出等が対象となります。

定期試験期間以外に試験が実施された科目についても、所定の期日までに「追試験願」を提出する必要があります。提出しなかった場合、追試験の対象となりません。

追試験願提出の締切日については、UNIIPAにて確認してください。

「再試験」は、不合格（「D評価」）の科目すべてに実施されるものではありません。

原則として、4年次生のみ対象となります。

※「追試験」「再試験」とも実施されない場合があります。

IV 成 績

1. 成績評価

本学における学力評価は、担当教員の授業方針ならびに評価方針により、試験・レポート・授業中などにおける学生の学力表示の実績に基づき次の基準で行われます。

(合格)

AA	……	特に優れた学力を示したもの	(100～90点)
A	……	優れた学力を示したもの	(89～80点)
B	……	妥当と認められる学力を示したもの	(79～70点)
C	……	合格と認められるための最低限度の学力を示したもの	(69～60点)

(不合格)

D	……	合格と認められるに足る学力を示さなかったもの	(59～0点)
---	----	------------------------	---------

N (無評価)

出席日数不足や授業料未納で受験資格なしと判断された場合や、試験欠席、レポート未提出、履修辞退・放棄等により、教員が評価を行い得ない科目に付く表示です。

2. GPA制度

GPAとは、Grade Point Averageの略で、各科目の成績評価を点数に換算することで、自らの学修の状況を客観的に把握できます。

GPAは、履修登録をした全科目が対象となります。単位認定科目は、GPAの対象にはなりません。

GPAは、合格の科目だけではなく、不合格の科目も対象となります。履修登録した科目については、自らの責任で真剣に取り組むことが必要となります。

合格した科目の評価が高く、不合格科目が少なければGPAの数値は上がります。逆に合格した科目の評価が低く、不合格科目が多ければGPAの数値は下がります。

GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを表示します。

なお、GPAは「成績証明書」に記載されます。

単年度のGPAが1.5未満の学生には注意と指導を行います。

単年度のGPAが2年間続けて1.0未満だった学生には退学を勧告します。

詳細については、履修規程第19条を参照してください。

GPAの算出方法

	合格				不合格		認定
成績評価	AA	A	B	C	D	N	R
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59～0点	無評価	単位認定
GP	4	3	2	1	0	0	—

GPA計算方法・・・(履修登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和÷履修総単位数

3. 成績発表

(1) 前期科目・・・9月上旬の所定の日

(2) 後期科目・通年科目・・・2月下旬の所定の日(卒業年次生は、卒業確定者発表日)

(3) 追・再試験 前期科目…9月中旬の所定の日
後期科目・通年科目…3月上旬の所定の日

※成績発表の詳細については、別途お知らせします。

「成績」の記載内容について疑問等がある場合は、発表日から3日以内に修学支援室に申し出てください。

疑問等の申し出があった場合は、修学支援室から授業担当教員へ確認を行い、結果について学生へ報告します。

V 諸 手 続

1. 各種証明書について

下表の証明書について、我孫子キャンパスは12号館1階事務部窓口で所定の申込用紙に必要事項を記入し、手数料を添えて申し込んでください。

目白キャンパスは事務室窓口で所定の申込用紙に必要事項を記入し、手数料分の証紙（事務室前自動販売機で購入）を貼付のうえ申し込んでください。

各種証明書手数料・交付日

種 類	手数料	交付日
在学証明書	400円	原則として 申込日の翌日
成績証明書		
単位修得証明書		
卒業見込証明書・卒業証明書		
教員免許状取得見込証明書		
学力に関する証明書（教職）		
資格取得見込証明書（司書・学芸員）		
資格に関する科目の単位修得見込証明書 （司書・学芸員・日本語教員養成）		
資格に関する科目の単位修得証明書 （司書・学芸員・日本語教員養成）		
退学証明書		
健康診断証明書	4年次生	原則として 申込日の翌日
	1～3年次生	申込時に 確認してください
英文証明書 （在学証明書・成績証明書・卒業見込証明書・卒業証明書）	800円	約1週間後

※証明書は学生証と引換書を持参し、必ず学生本人が受領してください。

交付日が休日と重なった場合は、その翌日とします。

ただし、長期休業中の取り扱いについては、別途連絡します。

また、交付日より1ヵ月を過ぎても受け取りに来ない場合は、その証明書を処分します。

<注> 「資格に関する科目の単位修得（見込）証明書」は「資格取得証明書」とは異なります。

あくまでも、本学の指定科目の単位を修得したという内容の証明書です。

2. 学生証（再交付）および学長推薦書（就職用）について

学生証（再交付）、学長推薦書（就職用）が必要な場合は、我孫子キャンパスは2号館1階学生生活支援室および就職支援室に直接問い合わせてください。

目白キャンパスは事務室窓口で申し込んでください。

種 類	手数料	交付日
学生証（再交付）	3,000円	約1週間後
学長推薦書（就職用）	400円	申込時に 確認してください

3. 学籍関係等の各種願

願出を必要とする事由が生じたときは、事前に担任の指導を受け、本学所定の用紙に必要事項を記入して修学支援室に提出してください。

<休学> (学則第31条・第32条参照)

- ・ 疾病その他やむを得ない理由により、2ヵ月以上修学することができない者は、事前に担任と相談の上、保証人連署で休学願を修学支援室に提出してください。
- ・ 病気・怪我の場合は、医師の診断書。その他の場合は、事由を証する書類を添付してください。
- ・ 休学期間は、1年以内とします。
ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長が認められます。
- ・ 休学期間は、通算して3年を超えることができません。
- ・ 休学期間は、学則第13条に定める在学年限に算入しません。
- ・ 休学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければなりません。
- ・ 学期の途中から休学を希望する場合は、在籍料は半額となりません。

<復学> (学則第33条参照)

- ・ 休学中の者が、復学を希望する場合には、事前に担任と相談の上、保証人連署で復学願を修学支援室に提出してください。
- ・ 病気・怪我の場合は、医師の診断書。その他の場合は、事由を証する書類を添付してください。

<退学> (学則第36条参照)

- ・ 事情により退学を希望する場合は、事前に担任と相談の上、保証人連署で退学願を修学支援室に提出してください。
- ・ 退学しようとする者は、その学期の学費を納入していなければなりません。
学期の末日までに手続きを行わなかった場合は、次の学期の学費を納めてから退学の手続きをとることになります。
- ・ 学生証は必ず返還してください。

<留学> (学則第35条および「留学取扱基準」参照)

- ・ 留学は、学長が認めた外国の大学に6ヶ月以上在籍しその大学で学修することをいいます。
- ・ 外国の大学で学修を志願する者は、事前に担任と相談の上、保証人連署で留学願を修学支援室に提出してください。
- ・ 留学期間は、原則として1年とします。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができます。
上記により許可を得て留学した期間は、学則第38条に定める在学期間に含めることができます。
- ・ 留学した大学において修得した単位の認定は、30単位を超えることはできません。

<転学部・転学科> (「転学部・転学科に関する細則」参照)

- ・ 転学部・転学科とは、学生の願い出に基づき、入学した学部・学科(所属学部・学科)以外の学部・学科に次年度の始めに学籍上の身分変更を行うことをいいます。

<特別聴講> (学則第28条参照)

- ・ 千葉県私立大学・短期大学で構成する「千葉県私立大学短期大学協会」加盟の大学及び短期大学の学生が、所属する大学にない科目を特別聴講学生として他大学で聴講できるよう制度化されたものです。
- ・ 他の大学で開講している授業科目を履修することを希望する場合は、事前に担任と相談の上、所定の手続きをしてください。
なお、聴講希望がすべて認められるとは限りません。
- ・ 各大学により出願申込締切日・聴講料等は異なります。
- ・ 各大学の開講科目等については、修学支援室に問い合わせをしてください。

VI 単位認定等

1. 本学以外で修得した単位等の認定

(1) 外国語検定資格の単位認定

本学への入学前又は入学後在学中に次の外国語検定資格の技能審査に合格した場合は、本学の選択科目の単位として認定します。ただし、英語については2つ以上の資格の単位を合算することは出来ません。

また、外国語検定資格に関する単位認定の上限は、各言語の合計及び日本漢字能力検定の単位認定と合わせて10単位までとします。

英 語

実用英語技能検定	1級=8単位	準1級=6単位	2級=2単位	—
TOEIC Listening & Reading	850~=8単位	720~=6単位	650~=4単位	550~=2単位
TOEFL (IBT)	88~=8単位	70~=6単位	60~=4単位	50~=2単位
IELTS	8~9=8単位	6~=6単位	5~=4単位	—
国際連合公用語英語検定試験	特A級=8単位	A級=6単位	B級=4単位	—

フランス語

実用フランス語技能検定	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	準2級=3単位	3級=2単位
-------------	--------	---------	--------	---------	--------

ドイツ語

ドイツ語技能検定	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	—	3級=2単位
----------	--------	---------	--------	---	--------

スペイン語

スペイン語技能検定	1級=8単位	—	2級=4単位	—	3級=2単位
-----------	--------	---	--------	---	--------

中国語

中国語検定試験	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	—	3級=2単位
---------	--------	---------	--------	---	--------

韓国語

「ハングル」能力検定	1級=8単位	—	2級=4単位	準2級=3単位	3級=2単位
------------	--------	---	--------	---------	--------

<注意>

一度単位認定を受けた言語について、改めて技能審査の同じ級（または同レベルのスコア）を取得しても、再び単位認定されることはありません。

ただし、上位の級（または上位のスコア）を新たに取得した場合には、既に認定された分を除いた単位数が認定されます。

(2) 日本漢字能力検定の単位認定

本学への入学前又は入学後在学中に日本漢字能力検定に合格した場合は、本学の選択科目の単位として認定します。

また、日本漢字能力検定に関する単位認定の上限は、外国語検定資格に関する単位認定と合わせて10単位までとします。

日本漢字能力検定	1級=6単位	準1級=4単位	2級=2単位
----------	--------	---------	--------

(3) 他大学等で修得した単位の認定

本学への入学前に他大学等で修得した単位、また入学後在学中に他大学等で修得した単位は、本学の科目の単位として認定を行います。

2. 単位認定の手続き

(1) 入学前に他大学等で修得した単位の認定

本学への入学前に他大学等（海外の大学等を除く）で修得した単位、本学への入学前に取得した外国語検定資格及び日本漢字能力検定の単位認定を希望する場合は、所定の手続によって申請してください。ただし2年次及び3年次編入生の編入学前の修得単位は、入学時に申請手続が完了しているため、入学後にあらためて申請をする必要はありません。

また、編入生の場合、編入学前の技能審査の合格については、更に単位認定は行いません。

【申請手続】

①申請先…修学支援室

②申請方法・期限

「単位認定申請書」（本学所定の用紙）に記入し、次の書類を添えて提出してください。

●外国語検定資格合格の場合

添付書類：「合格証書」又は「スコア・レコード」のコピー

申請期限：入学時の4月

●日本漢字能力検定合格の場合

添付書類：「合格証書」のコピー

申請期限：入学時の4月

●他大学で修得した単位のの場合

添付書類：「履修要項」「講義内容」等のコピー及び成績証明書

申請期限：入学時の4月

※単位認定申請は、入学時に限って受け付けます。

(2) 入学後在学中に修得した単位の認定

入学後在学中に特別聴講で修得した単位、在学中に取得した外国語検定資格及び日本漢字能力検定の単位認定を希望する場合は、所定の手続によって申請してください。

申請期間等の詳細はUNIPAでお知らせします。

【申請手続】

①申請先…修学支援室

②申請方法・期間

●外国語検定資格合格の場合

「単位認定申請書」（本学所定の用紙）に記入し、次の書類を添えて提出してください。

添付書類：「合格証書」又は「スコア・レコード」のコピー

申請期間：前期…9月

後期…3月

※申請日からさかのぼって1年以内に合格したものを受理します。

1年を超えた場合は、受理しませんので注意してください。

●日本漢字能力検定合格の場合

添付書類：「合格証書」のコピー

申請期間：前期…9月

後期…3月

※申請日からさかのぼって1年以内に合格したものを受理します。

1年を超えた場合は、受理しませんので注意してください。

●千葉県私立大学・短期大学間単位互換の場合

申請期間：前期…9月15日迄

後期…3月15日迄

第 3 章

教 育 課 程

専門教育科目一覧表「他学科開放」欄の見方

○印…他学科の学生も履修できる科目です。

△印…他学科の学生も履修できますが、条件を課す科目です。

×印…他学科の学生は履修できない科目です。

共通教育科目等

1. 共通教育科目

共通教育科目は、人間・文化・社会・自然などの様々な学問分野を横断的に学び、基礎的な学習能力を養うとともに、幅広い知識を身に付けることで、現代社会における課題の発見とそれを自ら解決する人材を育成することを目的としています。

○必修科目

デジタル社会において求められる情報モラルや情報処理の基礎的な知識や技能を習得するため、「情報リテラシー」、「情報処理基礎」を必修科目としています。

2科目4単位修得しなければなりません。

○選択必修科目

〔自然と生命〕、〔人間と文化〕、〔人間と社会〕、の3つの分野から構成されています。

各分野から必要単位数を修得し、合計12単位以上修得しなければなりません。

選択必修科目として定められている単位以上に修得した単位は、選択科目の単位として認められます。

共通教育科目一覧表（必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	備考
情報リテラシー	2	半期	1	1	6	1			
情報処理基礎	2	半期	1	1	3	1	基礎		

共通教育科目一覧表（選択必修）

分野	科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	備考
自然と生命	人体の科学	2	半期	1~2	1	5	2			4単位以上
	生活の数学	2	半期	1~2	1	7	2			
	生物と環境	2	半期	1~2	1	5	2			
	宇宙から見た地球論	2	半期	2~3	1	5	2			
人間と文化	心理学	2	半期	1~2	1	5	2		日教	4単位以上
	哲学	2	半期	1~2	1	7	2			
	歴史学	2	半期	1~2	1	4	2			
	民俗学	2	半期	2~3	1	4	2		日教	
人間と社会	日本語と表現	2	半期	1~2	1	3	1		日教	4単位以上
	日本国憲法	2	半期	1~2	1	4	1	基礎		
	現代社会と経済	2	半期	1~2	1	4	1			
	日本の政治と国際社会	2	半期	1~2	1	4	1			
	ジェンダー研究入門	2	半期	1~2	3	4	2			

<科目一覧表の見方>

【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連

1：幅広い理解 言語的理解と表現 2：専門知識 方法の理解 分析と思考力 3：主体性 協働 社会規範

【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力

1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力

6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力

【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力

1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力

5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力

【教免】 基礎：教育職員免許状取得に必要な「基礎資格に関する科目」

【資格】 日教：日本語教員養成コース に関する科目

詳細については、第1章・第2章-II-4・第4章・第5章・第6章を参照してください。

共通教育科目 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
人体の科学	UNI1	1	C	01
生活の数学	UNI1	1	C	02
生物と環境	UNI1	1	C	03
心理学	UNI1	1	D	01
哲学	UNI1	1	D	02
歴史学	UNI1	1	D	03
日本語と表現	UNI1	1	D	04
日本国憲法	UNI1	1	E	01
現代社会と経済	UNI1	1	E	02
日本の政治と国際社会	UNI1	1	E	03
ジェンダー研究入門	UNI1	1	E	04
情報リテラシー	UNI1	1	H	01
情報処理基礎	UNI1	1	H	02
宇宙から見た地球論	UNI1	2	C	01
民俗学	UNI1	2	D	01

別表Ⅲ カテゴリ	
C	自然と生命
D	人間と文化
E	人間と社会
H	教養

2. 外国語科目

- (1) 外国語科目は、「英語」、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」です。
- (2) **史学科**は、「英語Ⅰ(1)(2)」、「英語Ⅱ(1)(2)」の4単位を修得しなければなりません。
また、「フランス語」、「中国語」、「韓国語」の中から1外国語を選択し、4単位を修得しなければなりません。

心理学科は、「英語Ⅰ(1)(2)」、「英語Ⅱ(1)(2)」の4単位を修得しなければなりません。

日本文化学科は、「英語Ⅰ(1)(2)」、「英語Ⅱ(1)(2)」の4単位を修得しなければなりません。
- (3) 原則として、フランス語・中国語・韓国語は、「Ⅰ(1)(2)」を修得しなければ、「Ⅱ(1)(2)」を履修することはできません。
- (4) 外国語科目は、同時に複数の科目を履修することができます。
- (5) 外国語科目の必修科目は、指定されたグループで履修してください。
- (6) 外国語科目の選択必修科目および選択科目の1クラスの上限は、原則として20名です。
- (7) 選択必修科目として定められている単位以上に修得した単位は、選択科目の単位として認められます。

外国語科目一覧表（必修）

科目名	単位	期間	年次	学科	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	備考
英語 I (1)	1	半期	1	史心日	1	1	4	基礎		
英語 I (2)	1	半期	1	史心日	1	1	4	基礎		
英語 II (1)	1	半期	2	史心日	1	2	4			
英語 II (2)	1	半期	2	史心日	1	2	4			

外国語科目一覧表（選択必修）

科目名	単位	期間	年次	学科	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	備考
フランス語 I (1)	1	半期	1~4	史	1	1	4		日教	1 外国語を 4 単位以上
フランス語 I (2)	1	半期	1~4	史	1	1	4		日教	
フランス語 II (1)	1	半期	2~4	史	1	1	4			
フランス語 II (2)	1	半期	2~4	史	1	1	4			
中国語 I (1)	1	半期	1~4	史	1	1	4		日教	
中国語 I (2)	1	半期	1~4	史	1	1	4		日教	
中国語 II (1)	1	半期	2~4	史	1	1	4			
中国語 II (2)	1	半期	2~4	史	1	1	4			
韓国語 I (1)	1	半期	1~4	史	1	1	4		日教	
韓国語 I (2)	1	半期	1~4	史	1	1	4		日教	
韓国語 II (1)	1	半期	2~4	史	1	1	4			
韓国語 II (2)	1	半期	2~4	史	1	1	4			

外国語科目一覧表（選択）

科目名	単位	期間	年次	学科	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	備考
フランス語 I (1)	1	半期	1~4	心日	1	1	4		日教	
フランス語 I (2)	1	半期	1~4	心日	1	1	4		日教	
フランス語 II (1)	1	半期	2~4	心日	1	1	4			
フランス語 II (2)	1	半期	2~4	心日	1	1	4			
中国語 I (1)	1	半期	1~4	心日	1	1	4		日教	
中国語 I (2)	1	半期	1~4	心日	1	1	4		日教	
中国語 II (1)	1	半期	2~4	心日	1	1	4			
中国語 II (2)	1	半期	2~4	心日	1	1	4			
韓国語 I (1)	1	半期	1~4	心日	1	1	4		日教	
韓国語 I (2)	1	半期	1~4	心日	1	1	4		日教	
韓国語 II (1)	1	半期	2~4	心日	1	1	4			
韓国語 II (2)	1	半期	2~4	心日	1	1	4			

<科目一覧表の見方>

- 【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連
 1：幅広い理解 言語的理解と表現 2：専門知識 方法の理解 分析と思考力 3：主体性 協働 社会規範
- 【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力
 6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力
- 【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力
 5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力
- 【教免】 基礎：教育職員免許状取得に必要な「基礎資格に関する科目」
- 【資格】 日教：日本語教員養成コース に関する科目

詳細については、第1章・第2章-II-4・第4章・第5章・第6章を参照してください。

外国語科目 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
英語Ⅰ(1)	UN12	1	B	01
英語Ⅰ(2)	UN12	1	B	02
フランス語Ⅰ(1)	UN12	1	D	01
フランス語Ⅰ(2)	UN12	1	D	02
中国語Ⅰ(1)	UN12	1	F	01
中国語Ⅰ(2)	UN12	1	F	02
韓国語Ⅰ(1)	UN12	1	G	01
韓国語Ⅰ(2)	UN12	1	G	02
英語Ⅱ(1)	UN12	2	B	01
英語Ⅱ(2)	UN12	2	B	02
フランス語Ⅱ(1)	UN12	2	D	01
フランス語Ⅱ(2)	UN12	2	D	02
中国語Ⅱ(1)	UN12	2	F	01
中国語Ⅱ(2)	UN12	2	F	02
韓国語Ⅱ(1)	UN12	2	G	01
韓国語Ⅱ(2)	UN12	2	G	02

別表Ⅲ カテゴリ	
B	英語
D	フランス語
F	中国語
G	韓国語

3. 健康スポーツ科目

- (1) 健康スポーツ科目は、下記科目から2単位以上修得しなければなりません。
- (2) 選択必修科目として定めている単位以上に修得した単位は、選択科目の単位として認められます。
- (3) 健康スポーツ科目は、同時に複数の科目を履修することができます。
- (4) 「スポーツ(1)(2)」の1クラスの上限は、原則として30名です。

健康スポーツ科目一覧表（選択必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	備考
健康スポーツ論	2	半期	1~2	1	4	1	基礎		2単位以上
スポーツ(1)	2	半期	1~2	1	9	4	基礎		
スポーツ(2)	2	半期	1~2	1	4	5	基礎		

<科目一覧表の見方>

- 【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連
 1：幅広い理解 言語的理解と表現 2：専門知識 方法の理解 分析と思考力 3：主体性 協働 社会規範
- 【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力
 6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力
- 【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力
 5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力
- 【教免】 基礎：教育職員免許状取得に必要な「基礎資格に関する科目」
- 詳細については、第1章・第2章-II-4・第4章・第5章・第6章を参照してください。

健康スポーツ科目 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
健康スポーツ論	UNI3	1	B	01
スポーツ(1)	UNI3	1	C	01
スポーツ(2)	UNI3	1	C	02

別表Ⅲ カテゴリ	
B	理論
C	実技

4. 外国人留学生特設科目

(1) 外国人留学生特設科目は、外国人留学生に対し日本語の語学力の向上を目的に開講する科目であり、各自の能力に応じ1～2年次で履修しなければなりません。

(2) 「英語Ⅰ(1)(2)」、「英語Ⅱ(1)(2)」の単位とします。

外国人留学生特設科目一覧表（必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	備考
日本語Ⅰ	1	半期	1	1	1	4	
日本語Ⅱ	1	半期	1	1	1	4	
日本語Ⅲ	1	半期	2	1	1	4	
日本語Ⅳ	1	半期	2	1	1	4	

<科目一覧表の見方>

- 【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連
 1：幅広い理解 言語的理解と表現 2：専門知識 方法の理解 分析と思考力 3：主体性 協働 社会規範
- 【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力
 6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力
- 【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力
 5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力
- 詳細については、第1章・第2章-Ⅱ-4を参照してください。

外国人留学生特設科目 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
日本語Ⅰ	UN15	1	B	01
日本語Ⅱ	UN15	1	B	02
日本語Ⅲ	UN15	2	B	03
日本語Ⅳ	UN15	2	B	04

別表Ⅲ カテゴリ	
B	コミュニケーション力

史 学 科

史 学 科

2026年度入学者対象（学生番号「1126・・・」）

＜卒業に必要な単位数＞

科目区分		単位数	
必修科目	専門教育科目	34	42単位
	共通教育科目	4	
	外国語科目	4	
選択必修科目	専門教育科目	18	36単位以上
	共通教育科目	12	
	外国語科目	4	
	健康ｽﾍﾞｰﾙ科目	2	
選択科目	専門教育科目	46単位以上	
	共通教育科目		
	外国語科目		
	健康ｽﾍﾞｰﾙ科目		
	他学科開設科目		
	教職・資格関係科目		
合計		124単位以上	

史 学 科

本学科では、日本史・アジア史・西洋史・地理に関する基礎的な教育を土台として、古代から現代にいたる人類の文化活動の変遷を学ぶためのカリキュラムを用意し、時代の要請にこたえることができる人材の育成を目標としています。歴史に関する深い洞察力と幅広い視野、鋭い問題意識を身に付けることによって、広く社会において貢献することが本学科の学生に期待されます。

そのため1・2年次に「研究入門」や「概説」など歴史学・地理学に関する基礎的科目を配し、学年が上がるに従い、日本史・アジア史・西洋史・地理の各専門分野の科目を多く履修できるよう、カリキュラムを構成しています。また、歴史学の新しい方法や視点を取り入れ、女性の生活・文化や宗教・交易や都市・革命・犯罪などの歴史に関する多様な選択科目を設け、幅広い教養と深い学識が修得できるように配慮しています。

- (1) 専門教育科目は、日本史・アジア史・西洋史・地理の各分野にわたって広く履修できるように構成されていますので、科目一覧表及び講義要綱を参照し、計画的に履修してください。
- (2) 次にあげる科目については、記載の事項に従い履修しなければなりません。

○必修科目

- ・文献講読(1)(2)

日本史・アジア史・西洋史の分野から複数開講されます。その中から(1)(2)をそれぞれ1つ選択することになります。

- ・史資料演習

3年次の演習で身につけた歴史学の能力を、史資料を読み解いてさらに発展させる科目です。日本史・アジア史・西洋史の複数開講される中から、1つ選択することになります。

- ・卒業研究演習

卒業研究演習は、学生各人が卒業論文を作成するにあたって、教員から専門的な指導を受けることができるように特に設置された科目です。すなわちこの科目の中で、歴史学の諸分野から論文のテーマを選択・決定し、また文献や史料の収集・講読および解釈などについて助言ないし指導を受け、卒業論文を完成させます。

- ・卒業研究

卒業にあたって大学における学術研究の総まとめとして卒業論文を提出し、その評価を受けなければなりません。この論文作成を通じて、自分の研究テーマを明らかにし、その学術的意義を他者に提示することになります。この重要性を十分に理解し、積極的に指導を受け、その成果を挙げるのが大切です。

○選択必修科目

- ・文献講読演習とコミュニケーション能力基礎演習

それぞれ複数開講されます。1科目2単位を修得しなければなりません。できるだけ2科目4単位を修得してください。

- ・概説

日本史概説(1)(2)、アジア史概説(1)(2)、西洋史概説(1)(2)の6科目が開講されます。日本史・アジア史・西洋史それぞれにおいて、1科目2単位以上を修得しなければなりません。できるだけ多くの科目を積極的に修得してください。

- ・特殊講義

日本史(日本古代史、日本中世史、日本近世史、日本近・現代史)、アジア史(アジア古代文明論、東アジア史、西・南アジア史)、西洋史(ヨーロッパ古代文明論、ヨーロッパ中・近世史、ヨーロッパ近現代史)の内、6単位以上を修得しなければなりません。

- ・演習

1科目4単位を修得しなければなりません。できるだけ2科目8単位以上を修得してください。それぞれの演習には、受講者数に制限があります。2年次に事前登録をしてもらいます。

○選択科目

上記以外に、専門教育科目の選択科目(選択必修科目含む)、共通教育科目、外国語科目及び健康スポーツ科目、ならびに他学科開設科目、教職・資格関係科目等の中から46単位以上を修得しなければなりません。専門教育科目を積極的に修得してください。

※卒業必要単位数のうち、3年次終了時点で、修得合計単位数が86単位に満たない者は、4年次において「卒業見込証明書」は交付されません。

専門教育科目一覧表（必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
基礎ゼミナル	2	半期	1	2	6	3			×	
日本史研究入門(1) 古代・中世	2	半期	1	1	4	2			×	
日本史研究入門(2) 近世・近代	2	半期	1	1	4	1			×	
アジア史研究入門(1) 東アジア	2	半期	1	1	4	1			×	
アジア史研究入門(2) 西・南アジア	2	半期	1	1	4	1			×	
西洋史研究入門(1) 古代・中世	2	半期	1	1	4	1			×	
西洋史研究入門(2) 近代・現代	2	半期	1	1	4	1			×	
地理学概説(1) 自然環境	2	半期	1	1・2	6	9	社会・地歴		△	
文献講読(1)	2	半期	2	2	2	1			×	
文献講読(2)	2	半期	2	2	2	1			×	
史資料演習	4	通年	4	2	7	3			×	
卒業研究演習	4	通年	4	2	7	3			×	
卒業研究	6	通年	4	2	7	3			×	

専門教育科目一覧表（選択必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
文献講読演習	2	半期	2	2	2	2			×	2単位以上
コミュニケーション能力基礎演習	2	半期	2	2	7	3			×	
日本史概説(1) 古代・中世	2	半期	2	1	4	1	社会・地歴		△	2単位以上
日本史概説(2) 近世・近代	2	半期	2	1	4	2	社会・地歴		△	
アジア史概説(1) 東アジア	2	半期	2	1	4	1	社会・地歴		△	2単位以上
アジア史概説(2) 西・南アジア	2	半期	2	1	4	1	社会・地歴		△	
西洋史概説(1) 古代・中世	2	半期	2	1	1	1	社会・地歴		△	2単位以上
西洋史概説(2) 近代・現代	2	半期	2	1	1	1	社会・地歴		△	
日本古代史	2	半期	3~4	1	7	8			○	6単位以上
日本中世史	2	半期	3~4	1	4	2			○	
日本近世史	2	半期	3~4	1	7	2			○	
日本近・現代史	2	半期	3~4	2	7	2	地歴		○	
東アジア史	2	半期	3~4	1	4	1			○	
アジア古代文明論	2	半期	3~4	1	4	1			○	
西・南アジア史	2	半期	3~4	1	4	1			○	
ヨーロッパ古代文明論	2	半期	3~4	1	4	2			○	
ヨーロッパ中・近世史	2	半期	3~4	1	1	1			○	
ヨーロッパ近現代史	2	半期	3~4	1	4	1	地歴		○	
日本史演習(1) 考古	4	通年	3	2	6	8			×	4単位以上
日本史演習(2) 古代・中世	4	通年	3	2	7	3			×	
日本史演習(3) 近世・近代	4	通年	3	2	6	3			×	
アジア史演習(1) 東アジア	4	通年	3	2	7	3			×	
アジア史演習(2) 西・南アジア	4	通年	3	2	2	2			×	
西洋史演習(1) 古代・中世	4	通年	3	2	4	3			×	
西洋史演習(2) 近世・近代・現代	4	通年	3	2	4	1			×	

専門教育科目一覧表（選択）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
地理学概説(2) 人文地理学	2	半期	2	1・2	5	3	地歴		△	
交易の歴史	2	半期	2~4	1	1	1			○	
都市の歴史	2	半期	2~4	1	4	1			○	
革命と戦争の歴史	2	半期	2~4	1	4	2			○	
犯罪と刑罰の歴史	2	半期	2~4	1	4	2			○	
生活文化史	2	半期	2~4	1	4	2			○	
医療と健康の歴史	2	半期	2~4	1	4	2			○	
アジア文化史	2	半期	1~2	1	4	1		学	○	
ヨーロッパ文化史	2	半期	1~2	1	4	2		学	○	
アジア宗教史	2	半期	2~4	1	4	1			○	
ヨーロッパ精神史	2	半期	2~4	1	7	2			○	
日本女性史	2	半期	2~4	3	7	5		学	○	
外国女性史	2	半期	2~4	3	7	2			○	
古文書学	2	半期	3~4	2	2	2		学	○	
考古学概論(1)	2	半期	3~4	1	7	8		学	○	
考古学概論(2)	2	半期	3~4	1	7	8		学	○	
地誌学(1)	2	半期	2~3	1	4	1	社会・地歴		○	
地誌学(2)	2	半期	2~3	1	4	1	地歴		○	
日本美術史	2	半期	2~3	1	5	2		学	○	
西洋美術史	2	半期	2~3	1	5	9		学	○	
法学概論(国際法を含む)	2	半期	2~3	2	7	8	社会・公民		○	
政治学概論(国際政治を含む)	2	半期	2~3	2	4	1	社会・公民		○	
社会学概論	2	半期	2~3	2	4	2	社会・公民		○	
経済学概論(国際経済を含む)	2	半期	2~3	2	7	1	社会・公民		○	
哲学概論	2	半期	2~3	3	7	6	社会・公民		○	
倫理学	2	半期	2~3	3	7	2	社会・公民		○	
宗教学概論	2	半期	2~3	2	4	2	社会・公民		○	
生涯学習概論	2	半期	1	2	4	3		司・学	○	
博物館概論	2	半期	1	3	4	7		学	○	
博物館経営論	2	半期	2	3	6	7		学	○	
博物館資料論	2	半期	2	3	5	2		学	○	
博物館資料保存論	2	半期	2	3	4	10		学	○	
博物館展示論	2	半期	2	3	9	3		学	○	
博物館教育論	2	半期	2	3	4	7		学	○	
博物館情報・メディア論	2	半期	2	2	6	3		学	○	
博物館実習	4	通年	3	3	8	10		学	○	
図書館概論	2	半期	1	3	4	2		司	○	
図書館制度・経営論	2	半期	3	3	4	3		司	○	
図書館情報技術論	2	半期	2	2	4	3		司	○	
図書館サービス概論	2	半期	2	3	4	3		司	○	
情報サービス論	2	半期	3	3	6	3		司	○	
児童サービス論	2	半期	2	3	4	7		司	○	
情報サービス演習(1)	2	半期	3	3	6	3		司	○	
情報サービス演習(2)	2	半期	3	3	6	3		司	○	
図書館情報資源概論	2	半期	2	3	6	3		司	○	
情報資源組織論	2	半期	3	2	4	3		司	○	
情報資源組織演習(1)	2	半期	3	3	7	3		司	○	
情報資源組織演習(2)	2	半期	3	3	7	3		司	○	
図書館情報資源特論	2	半期	3	3	6	3		司	○	
図書・図書館史	2	半期	2	3	4	2		司	○	

注) 選択科目は、専門教育科目の選択必修科目及び選択科目、共通教育科目、外国語科目、健康スポーツ科目、他学科開設科目、教職・資格関係科目等から46単位以上修得しなければなりません。

<科目一覧表の見方>

- 【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連
1：幅広い理解 専門知識 方法の理解 2：分析と思考力 言語的理解と表現 3：主体性 協働 社会規範
- 【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力
6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力
- 【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力
5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力
- 【教免】 社会：教育職員免許状中学校一種（社会）の「教科及び教科の指導法に関する科目」
地歴：教育職員免許状高等学校一種（地理歴史）の「教科及び教科の指導法に関する科目」
公民：教育職員免許状高等学校一種（公民）の「教科及び教科の指導法に関する科目」
- 【資格】 司：司書 学：学芸員 に関する科目
- 詳細については、第1章・第2章－Ⅱ－4・第4章・第5章・第6章を参照してください。

史学科 履修モデル

人材養成の目的：日本と世界の歴史と文化に対する理解を深め、それを現代社会の諸問題に応用できる人材の養成を目的とする。

養成する力	人間社会を理解する力	読解力を高め 問題発見する 力	分析して思考し 解決する力	感性を磨き社会に貢献する力	「自覚ある女性」と して活躍する力
知的基礎力	「理解力・判断力」	「読解力」	「観察力・分析力」 「調査・情報収集力」	「感性・創造表現力」	「論理的思考力」
社会人基礎力	「社会適応・常識力」	「問題発見・価値判 断力」	「問題解決・企画構成力」	「社会貢献の心」	「主体的実行力」
基礎教育科目 (1・2年次)	日本史研究入門(1) 日本史研究入門(2) アジア史研究入門(1) アジア史研究入門(2) 西洋史研究入門(1) 西洋史研究入門(2) 日本史概説(1) 日本史概説(2) アジア史概説(1) アジア史概説(2) 西洋史概説(1) 西洋史概説(2) 地理学概説(1) 地理学概説(2) アジア文化史 ヨーロッパ文化史	基礎ゼミナール コミュニケーション能力基 礎演習	基礎ゼミナール コミュニケーション能力基礎演習	生涯学習概論 図書館概論 博物館概論	日本史研究入門(1) アジア史研究入門(1) 西洋史研究入門(1)
専門導入科目 (2・3年次)	アジア宗教史 ヨーロッパ精神史 交易の歴史 革命と戦争の歴史 犯罪と刑罰の歴史 日本女性史 生活文化史 外国女性史 都市の歴史 医療と健康の歴史 地誌学(1) 地誌学(2) 日本美術史 西洋美術史	文献講読演習 文献講読(1) 文献講読(2)	文献講読演習 文献講読(1) 文献講読(2)	図書館情報技術論 図書館サービス概論 児童サービス論 図書館情報資源概論 図書・図書館史 博物館資料論 博物館経営論 博物館資料保存論 博物館教育論 博物館情報活用論	日本女性史 外国女性史
専門完成科目 (3・4年次)	日本古代史 日本中世史 日本近世史 日本近現代史 考古学概論(1) 東アジア史 考古学概論(2) アジア古代文明論 西・南アジア史 ヨーロッパ中・近世史 ヨーロッパ古代文明論 ヨーロッパ近現代史	古文書学 日本史演習(1) 日本史演習(2) 日本史演習(3) アジア史演習(1) アジア史演習(2) 西洋史演習(1) 西洋史演習(2)	史資料演習 卒業論文 特殊研究 日本史演習(1) 日本史演習(2) 日本史演習(3) アジア史演習(1) アジア史演習(2) 西洋史演習(1) 西洋史演習(2)	図書館制度・経営論 情報サービス論 情報サービス演習(1) 情報サービス演習(2) 情報資源組織論 情報資源組織演習(1) 図書館情報資源特論 情報資源組織演習(2) 博物館実習	史資料演習 卒業研究 卒業研究演習 博物館実習

史学科 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリー	通し番号
基礎セミナー	LIB2	1	A	01
日本史研究入門(1)	LIB2	1	B	01
日本史研究入門(2)	LIB2	1	B	02
アジア史研究入門(1)	LIB2	1	C	01
アジア史研究入門(2)	LIB2	1	C	02
アジア文化史	LIB2	1	C	03
西洋史研究入門(1)	LIB2	1	D	01
西洋史研究入門(2)	LIB2	1	D	02
ヨーロッパ文化史	LIB2	1	D	03
地理学概説(1)	LIB2	1	E	01
生涯学習概論	LIB2	1	Z	01
博物館概論	LIB2	1	Z	02
図書館概論	LIB2	1	Z	03
文献講読(1)	LIB2	2	A	01
文献講読(2)	LIB2	2	A	02
文献講読演習	LIB2	2	A	03
コミュニケーション能力基礎演習	LIB2	2	A	04
日本史概説(1)	LIB2	2	B	01
日本史概説(2)	LIB2	2	B	02
アジア史概説(1)	LIB2	2	C	01
アジア史概説(2)	LIB2	2	C	02
西洋史概説(1)	LIB2	2	D	01
西洋史概説(2)	LIB2	2	D	02
地理学概説(2)	LIB2	2	E	01
地誌学(1)	LIB2	2	E	02
地誌学(2)	LIB2	2	E	03
交易の歴史	LIB2	2	F	01
都市の歴史	LIB2	2	F	02
革命と戦争の歴史	LIB2	2	F	03
犯罪と刑罰の歴史	LIB2	2	F	04
生活文化史	LIB2	2	F	05
医療と健康の歴史	LIB2	2	F	06
アジア宗教史	LIB2	2	F	07
ヨーロッパ精神史	LIB2	2	F	08
日本女性史	LIB2	2	F	09
外国女性史	LIB2	2	F	10
日本美術史	LIB2	2	F	11
西洋美術史	LIB2	2	F	12
法学概論(国際法を含む)	LIB2	2	Z	01
政治学概論(国際政治を含む)	LIB2	2	Z	02
社会学概論	LIB2	2	Z	03
経済学概論(国際経済を含む)	LIB2	2	Z	04
哲学概論	LIB2	2	Z	05
倫理学	LIB2	2	Z	06
宗教学概論	LIB2	2	Z	07
博物館経営論	LIB2	2	Z	08

博物館資料論	LIB2	2	Z	09
博物館資料保存論	LIB2	2	Z	10
博物館展示論	LIB2	2	Z	11
博物館教育論	LIB2	2	Z	12
博物館情報・メディア論	LIB2	2	Z	13
図書館情報技術論	LIB2	2	Z	14
図書館サービス概論	LIB2	2	Z	15
児童サービス論	LIB2	2	Z	16
図書館情報資源概論	LIB2	2	Z	17
図書・図書館史	LIB2	2	Z	18
日本古代史	LIB2	3	B	01
日本中世史	LIB2	3	B	02
日本近世史	LIB2	3	B	03
日本近・現代史	LIB2	3	B	04
古文書学	LIB2	3	B	05
日本史演習(1)	LIB2	3	B	06
日本史演習(2)	LIB2	3	B	07
日本史演習(3)	LIB2	3	B	08
東アジア史	LIB2	3	C	01
アジア古代文明論	LIB2	3	C	02
西・南アジア史	LIB2	3	C	03
アジア史演習(1)	LIB2	3	C	04
アジア史演習(2)	LIB2	3	C	05
ヨーロッパ古代文明論	LIB2	3	D	01
ヨーロッパ中・近世史	LIB2	3	D	02
ヨーロッパ近現代史	LIB2	3	D	03
西洋史演習(1)	LIB2	3	D	04
西洋史演習(2)	LIB2	3	D	05
考古学概論(1)	LIB2	3	F	01
考古学概論(2)	LIB2	3	F	02
博物館実習	LIB2	3	Z	01
図書館制度・経営論	LIB2	3	Z	02
情報サービス論	LIB2	3	Z	03
情報サービス演習(1)	LIB2	3	Z	04
情報サービス演習(2)	LIB2	3	Z	05
情報資源組織論	LIB2	3	Z	06
情報資源組織演習(1)	LIB2	3	Z	07
情報資源組織演習(2)	LIB2	3	Z	08
図書館情報資源特論	LIB2	3	Z	09
史資料演習	LIB2	4	A	01
卒業研究演習	LIB2	4	A	02
卒業研究	LIB2	4	A	03

別表Ⅲ カリコリ	
A	学科内共通
B	日本史
C	アジア史
D	西洋史
E	地理
F	テーマ史
Z	資格関連

心 理 学 科

心 理 学 科

2026年度入学者対象（学生番号「1226・・・」）

＜卒業に必要な単位数＞

科目区分		単位数	
必修科目	専門教育科目	20	28単位
	共通教育科目	4	
	外国語科目	4	
選択必修科目	専門教育科目	40	54単位以上
	共通教育科目	12	
	健康ｽﾎｰﾙ科目	2	
選択科目	専門教育科目		42単位以上
	共通教育科目		
	外国語科目		
	健康ｽﾎｰﾙ科目		
	他学科開設科目		
	教職・資格関係科目		
合 計		124単位以上	

心理学科

心理学科は、認知、社会、発達、臨床の多領域にわたる専門的知識を習得し、人々の心を探求し、自己をとりまく環境をより豊かにしていくための役割を担える人材の育成を目標としています。本学科では、認知心理学、社会心理学、発達心理学、臨床心理学の各領域に属する科目群を編成しています。認知心理学領域では、知覚・認知、記憶、学習、思考・言語、など人間の心のメカニズムを知り、実験的方法によって行動を理解する能力を育成します。社会心理学領域では、社会や文化という観点から、人と人の関係を理解し、社会的活動を行う能力を育成します。発達心理学領域では、胎児から始まる人間の心理的発達について学習し、人の成長を理解する能力を育成します。臨床心理学領域では、多様な社会生活から起こる人間の問題解決に役立つ知識と技能の習得を図り、生きる力を支える能力を育成します。

心理学科では、1年次より、公認心理師取得を目指すことができます。公認心理師を目指す学生は、年次で取得すべき科目が多いため、公認心理師関連の科目を計画的に取得するようにしましょう。企業就職を目指す学生は、社会調査士などの就職に有利な資格関連科目を取得することを推奨します。

認知心理学領域…（心のメカニズムを知る）知覚・認知、記憶、学習、思考・言語、感情など人間のこころの基礎的機能に関するメカニズムを追求し、実験的方法によって行動を理解する能力を育成します。

社会心理学領域…（人と人との関係を理解する）社会や文化という観点から、社会構造、人間関係、個人特性等の本質についての正しい理解を図り、社会的活動をおこなう能力を育成します。

発達心理学領域…（人の成長を理解する）人間の出生時よりの心理的発達についての学習を通じて発達のメカニズムの理解と発達援助を適切に行う能力を育成します。

臨床心理学領域…（生きる力を支える）多様な社会生活から起こる人間の問題解決に役立つ知識と技能の習得を図り、実社会で活用することのできる能力を育成します。

○必修科目

①心理学実験(基礎)

実験演習に必ず参加し、指示に従ってレポートを提出しなければなりません。

学年の初め、もしくは前年度の終了までにクラス分けを行いますので、掲示等に注意してください。

やむを得ない事情で単位の修得ができなかった場合は、学年の始めの所定の期間内に学科の指示を受けなければなりません。この手続きを行わないで履修しても単位の修得は認められません。

②心理学統計法

履修前に数学の基礎的理解度を確認し、それに基づいてクラス分けを行います。

③卒業研究演習

卒業研究演習は、卒業論文作成のため、学生各人の専攻となります。選定した研究テーマについての文献の選択と取り扱い、実験あるいは調査の計画・実施方法等に関して、助言・指導・批判を与えることにより、その成果を図る目的で設置された授業科目です。指導教員は、学科で決定します。

④卒業研究

学生は、卒業にあたって大学における学術研究の総まとめとして卒業論文を提出し、その評価を受けなければなりません。

この論文を作成することによって、初めて自分の学問領域を確立し、将来の進路の基盤を決定することになります。

この重要性を十分に理解し、積極的な研究と指導を受け、その成果を挙げるのが大切です。

卒業研究演習と卒業研究は、同時に履修しなければなりません。

○選択必修科目

学びたい心理学領域や目指したい進路に合った科目履修のめやすは、別ページの心理学科履修モデルを参考にしてください。

3年次では、進路に従って、心理学ゼミナールと心理演習、特殊実験演習の履修に先立ち、2年次に行うガイダンスに必ず出席し、予備登録を行います。指導教員は学科で決定します。

○選択科目

・心理学科専門教育科目の選択必修科目、共通教育科目、外国語科目、健康スポーツ科目から40単位以上を修得しなければなりません。

（ただし、他学科開設科目、教職・資格関係科目を修得した場合は、その単位数を含めることができます。）

- ・教職課程履修者は、教職課程の教科に関する専門教育科目を含むので、心理学科専門教育科目一覧および教職課程の履修方法を参照し、履修してください。

※卒業必要単位数のうち、3年次終了までに、修得合計単位数が86単位に満たない者は、4年次において「卒業見込証明書」は交付されません。

専門教育科目一覧表（必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
基礎ゼミナル	2	半期	1	1	1	4			×	
心理学概論(基礎)	2	半期	1	1	5	2	公民		△	
心理学概論	2	半期	1	1	4	1		公	×	
心理学統計法	2	半期	1	1・2	6	3		社・公	△	
心理学実験(基礎)	2	半期	2	1・2	8	5		公	×	
卒業研究演習	4	通年	4	2	8	8			×	
卒業研究	6	通年	4	2	3	3			×	

専門教育科目一覧表（選択必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
心理学ゼミナル	4	通年	3	1・2・3	6	3			×	4単位以上
心理演習	4	通年	3	2	5	10		公	×	
心理学統計法(応用)	2	半期	1	1・2	6	3		社	△	36単位以上
心理実習(入門)	1	半期	1	2・3	5	5		公	×	
心理学実験(応用)	2	半期	2	1・2	8	5			×	
心理学研究法	2	半期	2	1	8	3		公	×	
心理調査法	2	半期	2	1・2・3	6	3		社	△	
心理調査概論	2	半期	2	1	6	3		社	△	
心理的アセスメント	2	半期	3	2	5	8		公	×	
特殊実験演習	2	通年	3	1・2	8	3		社	△	
心理実習(基礎)	1	通年	3	2・3	5	5		公	×	
心理実習(応用)	2	通年	4	2・3	5	5		公	×	
発達心理学	2	半期	2	2	4	8		公	×	
発達心理学概論	2	半期	2	1・3	4	8	公民	日教	○	
社会・集団・家族心理学	2	半期	2	1・2	4	2		公	×	
社会心理学概論	2	半期	2	1	4	8	公民		○	
臨床心理学概論	2	半期	1	1	4	7		公	○	
健康・医療心理学	2	半期	3	2	4	7		公	×	
児童心理学	2	半期	3	1・3	4	6	公民		○	
青年心理学	2	半期	2	2	7	8	公民		○	
教育・学校心理学	2	半期	2	2	4	7		公	×	
コミュニケーション論	2	半期	2	2	5	8	公民	日教	○	
対人関係論	2	半期	2	2	5	8	公民	日教	○	
精神疾患とその治療	2	半期	2	1	4	5		公	×	
人体の構造と機能及び疾病	2	半期	2	2	7	2		公	×	
学習・言語心理学	2	半期	2	2	5	1		公	×	
神経・生理心理学	2	半期	3	1	5	3		公	×	
福祉心理学	2	半期	3	3	4	2		公	×	
障害者・障害児心理学	2	半期	3	3	6	8		公	×	
産業・組織心理学	2	半期	3	2	5	5		公	×	
集団心理学	2	半期	3	3	4	6	公民		○	
心理学的支援法	2	半期	2	2	9	6		公	×	
司法・犯罪心理学	2	半期	3	1・3	4	8		公	×	
認知心理学概論	2	半期	2	1・2・3	4	2	公民		○	
知覚・認知心理学	2	半期	2	1	4	3		公	×	
アンケート調査法(基礎)	2	半期	3	1	6	10		社	○	
アンケート調査法(多変量解析)	2	半期	3	1	6	10		社	○	
心理学特殊講義	2	半期	3	3	4	8			×	
関係行政論	2	半期	3	1	4	1		公	×	
公認心理師の職責	2	半期	1	1	7	6		公	×	
感情・人格心理学	2	半期	3	1	5	6		公	×	

専門教育科目一覧表（選択）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
法学概論(国際法を含む)	2	半期	2~3	2	7	8	社会・公民		○	
政治学概論(国際政治を含む)	2	半期	2~3	2	4	1	社会・公民		○	
社会学概論	2	半期	2~3	2	4	2	社会・公民		○	
経済学概論(国際経済を含む)	2	半期	2~3	2	7	1	社会・公民		○	
哲学概論	2	半期	2~3	3	7	6	社会・公民		○	
倫理学	2	半期	2~3	3	7	2	社会・公民		○	
宗教学概論	2	半期	2~3	2	4	2	社会・公民		○	

注) 選択科目は、専門教育科目の選択必修科目及び選択科目、共通教育科目、外国語科目、健康スポーツ科目、他学科開設科目、教職・資格関係科目等から40単位以上修得しなければなりません。

<科目一覧表の見方>

- 【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連
 1：幅広い理解 専門知識 方法の理解 2：分析と思考力 言語的理解と表現 3：主体性 協働 社会規範
- 【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力
 6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力
- 【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力
 5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力
- 【教免】 社会：教育職員免許状中学校一種（社会）の「教科及び教科の指導法に関する科目」
 公民：教育職員免許状高等学校一種（公民）の「教科及び教科の指導法に関する科目」
- 【資格】 社：社会調査士 公：公認心理師 日教：日本語教員養成コース に関する科目
- 詳細については、第1章・第2章-II-4・第4章・第5章・第6章を参照してください。

心理学科 履修モデル

人材養成の目的：認知、社会、発達、臨床の多領域にわたる専門的知識を修得し、人々の心を探求し、自己をとりまく環境をより豊かにしていく役割を担える人材の養成を目的とする。

目標達成に必要な能力		科学的思考を備えたコミュニケーション能力	心理学的支援力	自覚ある女性		
		認知・社会心理学	発達・臨床心理学	社会に奉仕する力		
		(こころの仕組みを理解した上で、人間関係を理解する)	(心の成長に伴う変化を理解しつつ、生きる力を支える)	(社会適応・応用する)		
基礎的教育科目 (1年次)	心理学的基礎知識	基礎ゼミナル 心理学概論(基礎) 心理学概論			臨床心理学概論	
		心理学統計法				
		心理学統計法(応用)	公認心理師の職責 臨床心理学概論 心理実習(入門)			
基礎的教育科目 (2年次)	心理学的基礎技術	心理学実験(基礎)			社会心理学概論 発達心理学概論 認知心理学概論 心理学的支援法	
		心理学研究法				
		心理調査概論 心理学実験(応用)		心理学的支援法		
		学習・言語心理学 認知心理学概論 知覚・認知心理学 心理調査法	社会・集団・家族心理学 社会心理学概論 対人関係論 コミュニケーション論	発達心理学 発達心理学概論 青年心理学		精神疾患とその治療 人体の構造と機能及び 疾病 教育・学校心理学
専門的教育科目 (3年次)	心理学的専門能力	心理学ゼミナル			集団心理学 関係行政論	
		特殊実験演習	心理的アセスメント 心理演習 心理実習(基礎)			
		心理学特殊講義				
		アンケート調査法(基礎)・(多変量解析)		福祉心理学 障害者・障害児心理学 児童心理学		健康・医療心理学 司法・犯罪心理学 関係行政論
		感情・人格心理学 神経・生理心理学	産業・組織心理学 集団心理学			
専門的教育科目 (4年次)	心理学的統合力	卒業研究演習				
		卒業研究				
		心理実習(応用)				

心理学科 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
基礎セミナー	LIB3	1	A	01
心理学概論(基礎)	LIB3	1	A	02
心理学概論	LIB3	1	A	03
心理学統計法	LIB3	1	A	04
心理学統計法(応用)	LIB3	1	B	01
心理実習(入門)	LIB3	1	E	01
臨床心理学概論	LIB3	1	E	02
公認心理師の職責	LIB3	1	E	03
心理学実験(基礎)	LIB3	2	A	01
心理学実験(応用)	LIB3	2	A	02
心理学研究法	LIB3	2	A	03
学習・言語心理学	LIB3	2	B	01
認知心理学概論	LIB3	2	B	02
知覚・認知心理学	LIB3	2	B	03
心理調査法	LIB3	2	C	01
心理調査概論	LIB3	2	C	02
社会・集団・家族心理学	LIB3	2	C	03
社会心理学概論	LIB3	2	C	04
コミュニケーション論	LIB3	2	C	05
対人関係論	LIB3	2	C	06
発達心理学	LIB3	2	D	01
発達心理学概論	LIB3	2	D	02
青年心理学	LIB3	2	D	03
教育・学校心理学	LIB3	2	D	04
精神疾患とその治療	LIB3	2	E	01
人体の構造と機能及び疾病	LIB3	2	E	02
心理学的支援法	LIB3	2	E	03
法学概論(国際法を含む)	LIB3	2	Z	01
政治学概論(国際政治を含む)	LIB3	2	Z	03
社会学概論	LIB3	2	Z	05
経済学概論(国際経済を含む)	LIB3	2	Z	07
哲学概論	LIB3	2	Z	09
倫理学	LIB3	2	Z	11
宗教学概論	LIB3	2	Z	12

心理学ゼミナル	LIB3	3	A	01
心理学特殊講義	LIB3	3	A	02
特殊実験演習	LIB3	3	B	01
神経・生理心理学	LIB3	3	B	02
産業・組織心理学	LIB3	3	C	01
集団心理学	LIB3	3	C	02
アンケート調査法(基礎)	LIB3	3	C	03
アンケート調査法(多変量解析)	LIB3	3	C	04
児童心理学	LIB3	3	D	01
福祉心理学	LIB3	3	D	02
障害者・障害児心理学	LIB3	3	D	03
心理的アセスメント	LIB3	3	E	01
心理演習	LIB3	3	E	02
心理実習(基礎)	LIB3	3	E	03
健康・医療心理学	LIB3	3	E	04
司法・犯罪心理学	LIB3	3	E	05
関係行政論	LIB3	3	E	06
感情・人格心理学	LIB3	3	E	07
卒業研究演習	LIB3	4	A	01
卒業研究	LIB3	4	A	02
心理実習(応用)	LIB3	4	E	01

A	学科内共通
B	認知心理学
C	社会心理学
D	発達心理学
E	臨床心理学
Z	資格関連

履修方法（公認心理師）

公認心理師受験資格を得るためには、心理学科に在籍し、表に掲げた科目を指示の通り履修・習得しなければなりません。

規定科目	開設科目名	単位	期間	年次	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	半期	1	
心理学概論	心理学概論	2	半期	1	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	半期	1	
心理学研究法	心理学研究法	2	半期	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	半期	1	
心理学実験	心理学実験（基礎）	2	半期	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	半期	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	半期	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	半期	3	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	半期	3	
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	半期	2	
発達心理学	発達心理学	2	半期	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	半期	3	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	半期	3	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	半期	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	半期	3	
福祉心理学	福祉心理学	2	半期	3	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	半期	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	半期	3	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	半期	3	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	半期	2	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	2	半期	2	
関係行政論	関係行政論	2	半期	3	
心理演習	心理演習	4	通年	3	
心理実習	心理実習（入門）	1	通年	1～2	
	心理実習（基礎）	1	通年	3	
	心理実習（応用）	2	通年	4	
合計	54単位修得しなければなりません。				

1. 心理演習について

心理演習では、架空事例のロールプレイを中心に講義を行います。

2. 心理実習について

心理実習は履修年次が異なる3科目があります。それぞれ履修に先立ち、関連科目を良い成績で習得していなければなりません。また、履修ガイダンスに必ず出席してください。学外実習は、夏期、冬期、春季休業中に実施する場合があります。心理実習（入門）は、1年次後期に10時間以上実施し、関連科目は心理学概論（基礎）、心理学統計法、基礎ゼミナール、英語Ⅰ（1）です。心理実習（基礎）は、3年次後期に35時間以上実施し、関連科目は心理実習（入門）、臨床心理学概論、公認心理師の職責です。心理実習（応用）は、4年次に35時間以上実施し、関連科目は心理実習（基礎）、心理演習です。心理実習では実習費を徴収します。一旦、徴収した実習費は途中で履修をやめても返還しません。

日本文化学科

日 本 文 化 学 科

2026年度入学者対象（学生番号「1426・・・」）

＜卒業に必要な単位数＞

科目区分		単位数	
必修科目	専門教育科目	22	30単位
	共通教育科目	4	
	外国語科目	4	
選択必修科目	専門教育科目	52	66単位以上
	共通教育科目	12	
	健康ｽﾎｰﾙ科目	2	
選択科目	専門教育科目	28単位以上	
	共通教育科目		
	外国語科目		
	健康ｽﾎｰﾙ科目		
	他学科開設科目		
	教職・資格関係科目		
合 計		124単位以上	

日本文学学科

本学科では、「和」の心を基盤に、理論と実技の両面から広く日本文化を理解し、世界に向けて日本文化を発信できる人材の育成を目指しています。日本の文学、言語、美術、伝統芸能、民俗、宗教等々、広範囲にわたる日本文化の諸領域を学習し、また実技科目では身体的アプローチで日本文化を体得することを通じて、日本文化に関する自己理解を深め、そうして得た知識を基盤にして社会に貢献できる人となることが本学科の学生には期待されます。

そのために本学科では、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

1. 初年次・2年次においては、大学での学習のための方法論の基本に習熟し、日本文化全般に関する基礎的理解を深めることを目標とします。
2. 年次が進むにつれ、各人の関心に応じて専門科目を多く履修できるようカリキュラムを体系的に編成しています。専門科目は、大きく「日本文学・日本語学系」、および「日本美術・伝統芸能・民俗系」に分け、国際的視野のもとに日本文化を学ぶ科目を多く設置しています。
3. 専門科目には、中学校・高校の国語の教職免許取得のための科目、および日本語教員養成のための科目を設置しています。
4. 上記の理論的科目のほかに、本学科では特に日本文化を体得できるよう書道、日本舞踊、茶道、華道、日本画、能の仕舞・謡の実技科目を設けています。
5. 3年次には「専門演習」、4年次には「文献演習」で専門的な研鑽を積み、各人が選ぶ研究テーマで卒業論文を作成することとし、それまで以上に徹底した学生の個別指導を実施します。

以下では専門教育科目について必修科目と選択必修科目に分けて履修上の注意点を説明します。

○必修科目

必修科目は、卒業までに必ず単位を取得しなければならない科目です。指定されている年次に単位取得してください。

1年次の「基礎ゼミナール」は大学での学習の仕方を学ぶ科目、「日本文化入門(1)(2)」は、日本文化全般に関して広く学ぶ科目です。

2年次の「プレゼミナール」は、3年次の専門演習の準備のための科目であると同時に、コミュニケーション能力の養成を目的とする科目です。

4年次の「文献演習(1)(2)」は文献の読解法を学ぶ科目で、「卒業研究」と「卒業研究演習」はセットで卒業論文の作成を指導する科目です。

○選択必修科目

選択必修科目は、大きく5グループに分かれています。科目一覧表において太線で囲まれた部分が一つのグループとなります。注意点は、卒業までにそれぞれのグループの科目の単位を備考欄に書いてある数、必ず取得しなければならないということです。それぞれのグループについて説明します。

①日本文学系科目

一覧表の「日本文学史(古典)」から「くずし字を読む」までの科目で構成されています。それらの科目から選択して履修し、卒業までに7科目14単位以上を取得しなければなりません。

②日本語学系科目

一覧表の「日本語学(1)(音声言語を含む)」から「文章表現法」までの科目で構成されています。それらの科目から選択して履修し、卒業までに7科目14単位以上を取得しなければなりません。

③日本美術・伝統芸能・民俗系科目

一覧表の「日本の美術(1)」から「日本の漫画・アニメ文化」までの科目で構成されています。それらの科目から選択して履修し、卒業までに7科目14単位以上を取得しなければなりません。

④日本文化実技科目

一覧表の「日本文化実技Ⅰ(1)(書道)」から「日本文化実技Ⅵ(2)(能の仕舞・謡)」までの科目で構成されています。それらの科目から選択して履修し、卒業までに6科目6単位以上を取得しなければなりません。

実技科目の場合には、同一名称の科目は、()内の番号が若い順に履修しなければなりません。例えば、書道では「日本文化実技Ⅰ(1)(書道)」を履修しないで、「日本文化実技Ⅰ(2)(書道)」を履修することはできないということです。また、同一名称の科目を原則として前期・後期、つまり(1)(2)セットで履修してください。

⑤日本文化専門演習科目

一覧表の「日本文化専門演習Ⅰ(1)(比較文化・日本文化論)」から「日本文化専門演習Ⅵ(2)(伝統芸能・民俗学)」までの科目で構成されています。それらの科目から選択して履修し、卒業までに2科目4単位以上を取得しなければなりません。

同一名称の科目を前期・後期、つまり(1)(2)セットで履修してください。これらは3年次の科目で、4年次の卒業論文作成へとつながる科目です。

※1 共通教育科目や専門教育科目の選択必修科目については、定められている単位以上に取得した場合は、超過分を選択科目の単位として認めます。

※2 卒業必要単位数のうち、3年次終了までに、取得合計単位数が86単位に達しない者は、4年次において「卒業見込証明書」は交付されません。

専門教育科目一覧表（必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
基礎ゼミナール	2	半期	1	1	3	4			×	
日本文化入門(1)	2	半期	1	1	2	2		日教	○	
日本文化入門(2)	2	半期	1	1	2	2	国語	日教	○	
フレゼミナール	2	半期	2	1・2・3	3	2			×	
文献演習(1)	2	半期	4	1・2・3	7	3			×	
文献演習(2)	2	半期	4	1・2・3	7	3			×	
卒業研究演習	4	通年	4	1・2・3	7	3			×	
卒業研究	6	通年	4	1・2・3	7	3			×	

専門教育科目一覧表（選択必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
日本文学史(古典)	2	半期	1~2	1・2	9	1	国語	日教	○	14単位以上
日本文学史(近現代)	2	半期	1~2	1・2	4	1	国語	日教	○	
古典文学概論	2	半期	1~2	1・2	2	2	国語	日教	○	
古典文学講義	2	半期	1~2	1・2	2	2		日教	○	
近代文学概論	2	半期	1~2	1・2	7	5	国語	日教	○	
近代文学講義	2	半期	1~2	1・2	4	2		日教	○	
日本文学と女性(古典)	2	半期	2~3	1・2	5	2	国語		○	
日本文学と女性(近現代)	2	半期	2~3	1・2	7	2			○	
文化と文学(古典)	2	半期	2~3	1・2	9	6			○	
文化と文学(近現代)	2	半期	2~3	1・2・3	7	8			○	
漢文学(1)	2	半期	1~4	1・2	2	6	国語		○	
漢文学(2)	2	半期	1~4	1・2	2	6			○	
日本文学と世界	2	半期	1~4	1	9	2		日教	○	
書道学	2	半期	1~4	1・3	9	2	国語		○	
くずし字を読む	2	半期	1~4	1・2	5	10			○	
日本語学(1)(音声言語を含む)	2	半期	1~2	1・2	4	1	国語	日教	○	14単位以上
日本語学(2)(音声言語を含む)	2	半期	1~2	1・2	4	2		日教	○	
日本語の歴史	2	半期	2~3	1・2	4	2	国語	日教	○	
日本語と文化(1)	2	半期	1~4	1・2	5	4		日教	○	
日本語と文化(2)	2	半期	1~4	1・2	5	4			○	
日本語と社会	2	半期	1~4	1・3	5	4			○	
日本語と心理	2	半期	2~4	1・3	4	2			○	
言語学概論(対照言語学を含む)	2	半期	1~4	1・2	4	1			○	
日本語教育入門(1)	2	半期	1~2	1・3	4	1		日教	○	
日本語教育入門(2)	2	半期	1~2	1・3	4	1			○	
日本語教育の歴史と現状	2	半期	1~2	1・3	4	9		日教	○	
日本語教育講義	2	半期	2~4	1・2	7	5			○	
現代日本語研究(1)	2	半期	2~4	1・2	5	2			○	
現代日本語研究(2)	2	半期	2~4	1・2	5	2			○	
日本語教授法(初級編)	2	半期	2~3	1・3	8	5		日教	○	
日本語教授法(中上級編)	2	半期	2~3	1・3	8	5		日教	○	
日本語教育演習(日本語教育実習を含む)	2	半期	3~4	1・3	8	5		日教	○	
日本語教育海外実習	2	後・前	2~3	1・3	8	5		日教	○	
文章表現法	2	半期	2~3	1・2	3	1	国語	日教	○	
日本の美術(1)	2	半期	1~2	1・2	5	2			○	14単位以上
日本の美術(2)	2	半期	1~2	1・2	5	2			○	
日本の絵画	2	半期	2~3	1・2	5	2			○	
日本の仏像	2	半期	2~3	1・2	5	2			○	
文化財の保護と修復(1)	2	半期	2~4	1・3	6	2			○	
文化財の保護と修復(2)	2	半期	2~4	1・3	6	2			○	
日本の伝統芸能(1)	2	半期	1~3	1・2	4	2			○	
日本の伝統芸能(2)	2	半期	1~3	1・2	4	2			○	
日本の民話・神話(1)	2	半期	1~3	1・2	4	2			○	
日本の民話・神話(2)	2	半期	1~3	1・2	4	2			○	
日本の宗教と思想(1)	2	半期	2~3	1・2	4	2			○	
日本の宗教と思想(2)	2	半期	2~3	1・2	4	2			○	
日本の祭りと儀礼	2	半期	1~4	1・2	4	2			○	
日本風俗史	2	半期	1~4	1・2	4	2		日教	○	
日本の漫画・アニメ文化	2	半期	2~3	1	9	2		日教	○	

専門教育科目一覧表（選択必修）

科目名	単位	期間	年次	DP	知的基礎力	社会人基礎力	教免	資格	他学科開放	備考
日本文化実技Ⅰ(1)(書道)	1	半期	1~3	1・3	8	5	国語		○	6単位以上
日本文化実技Ⅰ(2)(書道)	1	半期	1~3	1・3	8	5	国語		○	
日本文化実技Ⅱ(1)(日本舞踊)	1	半期	1~4	1・3	9	6			○	
日本文化実技Ⅱ(2)(日本舞踊)	1	半期	1~4	1・3	9	6			○	
日本文化実技Ⅲ(1)(茶道)	1	半期	1~4	1・3	9	1			○	
日本文化実技Ⅲ(2)(茶道)	1	半期	1~4	1・3	9	1			○	
日本文化実技Ⅳ(1)(華道)	1	半期	1~4	1・3	9	2			○	
日本文化実技Ⅳ(2)(華道)	1	半期	1~4	1・3	9	2			○	
日本文化実技Ⅴ(1)(日本画)	1	半期	1~3	1	9	5			○	
日本文化実技Ⅴ(2)(日本画)	1	半期	1~3	1	9	5			○	
日本文化実技Ⅵ(1)(能の仕舞・謡)	1	半期	1~4	1・2・3	9	3			○	
日本文化実技Ⅵ(2)(能の仕舞・謡)	1	半期	1~4	1・2・3	9	3			○	
日本文化専門演習Ⅰ(1)(比較文化・日本文化論)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	4単位以上
日本文化専門演習Ⅰ(2)(比較文化・日本文化論)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	
日本文化専門演習Ⅱ(1)(日本古典文学)	2	半期	3	1・2・3	7	2			×	
日本文化専門演習Ⅱ(2)(日本古典文学)	2	半期	3	1・2・3	7	2			×	
日本文化専門演習Ⅲ(1)(日本近代文学)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	
日本文化専門演習Ⅲ(2)(日本近代文学)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	
日本文化専門演習Ⅳ(1)(日本語学)	2	半期	3	1・2・3	6	2		日教	×	
日本文化専門演習Ⅳ(2)(日本語学)	2	半期	3	1・2・3	6	2		日教	×	
日本文化専門演習Ⅴ(1)(日本美術)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	
日本文化専門演習Ⅴ(2)(日本美術)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	
日本文化専門演習Ⅵ(1)(伝統芸能・民俗学)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	
日本文化専門演習Ⅵ(2)(伝統芸能・民俗学)	2	半期	3	1・2・3	6	2			×	

注) 選択科目は、専門教育科目の選択必修科目、共通教育科目、外国語科目、健康スポーツ科目、他学科開設科目、教職・資格関係科目等から32単位以上修得しなければなりません。

<科目一覧表の見方>

- 【DP】 各科目とディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関連
 1：幅広い理解 言語的理解と表現 2：専門知識 方法の理解 分析と思考力 3：主体性 協働 社会規範
- 【知的基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：聞く力・話す力 2：読解力 3：要約・記述表現力 4：理解力・判断力 5：観察力・分析力
 6：調査・情報収集力 7：論理的思考力 8：実験・試行力 9：感性・創造表現力
- 【社会人基礎力】 各科目を履修することにより養成される能力
 1：社会適応・常識力 2：問題発見・価値判断力 3：問題解決・企画構成力 4：コミュニケーション力
 5：主体的実行力 6：内省・自己修正力 7：社会貢献の心 8：問題把握力 9：国際理解力 10：実践力
- 【教免】 国語：教育職員免許状中学校一種・高等学校一種（国語）の「教科及び教科の指導法に関する科目」
- 【資格】 日教：日本語教員養成コース に関する科目

詳細については、第1章・第2章－Ⅱ－4・第4章・第5章・第6章を参照してください。

日本文化学科 履修モデル

人材養成の目的：「和」の心を基盤に、理論と実技の両面から日本文化を理解し、世界に向けて日本文化を発信できる人材の養成を目的とする。

目標達成に必要な能力		日本語で表現する力（日本文学・日本語学系）		感性を働かせ創造する力（日本美術・伝統芸能・民俗系）	
養成する力	知的基礎力	文章を豊かに表現する 文章を正しく読み解く	日本語の特徴を理解する 日本と外国を比較・分析する	日本文化の特徴を理解する 日本文化を分析・思考する	日本の感性を理解する 日本の礼節を理解する
	社会人基礎力	社会の常識を理解し、価値を判断する 問題を発見し、解決する	日本語を教育する 問題を発見し、解決する	社会の常識を理解し、価値を判断する 問題を発見し、解決する	日本文化を創造する 日本文化を表現する
		「和」の心を発信する			
基礎的教育科目	1年次	日本文化入門(1)(2) 基礎セミナー			
専門的教育科目	1年次～	日本文学史(古典) 日本文学史(近現代) 古典文学概論 古典文学講義 近代文学概論 近代文学講義 漢文学(1)(2) 日本文学と世界 書道学 くずし字を読む	日本語学(1)(2) (音声言語を含む) 日本語と文化(1)(2) 日本語教育入門(1)(2) 日本語教育の歴史と現状 日本語と社会 言語学概論(対照言語学を含む)	日本の美術(1)(2) 日本の伝統芸能(1)(2) 日本の民話・神話(1)(2) 日本の祭りと儀礼 日本風俗史	日本文化実技Ⅰ(1)(2)(書道) 日本文化実技Ⅱ(1)(2)(日本舞踊) 日本文化実技Ⅲ(1)(2)(茶道) 日本文化実技Ⅳ(1)(2)(華道) 日本文化実技Ⅴ(1)(2)(日本画) 日本文化実技Ⅵ(1)(2) (能の仕舞・謡)
	2年次	ブレセミナー			
	2年次～	日本文学と女性(古典) 日本文学と女性(近現代) 文化と文学(古典) 文化と文学(近現代)	日本語教育海外実習 日本語教授法(初級編) 日本語教授法(中上級編) 日本語の歴史 文章表現法 日本語と心理 日本語教育講義 現代日本語研究(1)(2)	日本の絵画 日本の仏像 文化財の保護と修復(1)(2) 日本の宗教と思想(1)(2) 日本の漫画・アニメ文化	
	3年次	日本文化専門演習Ⅱ(1)(2) (日本古典文学) 日本文化専門演習Ⅲ(1)(2) (日本近代文学)	日本文化専門演習Ⅳ(1)(2) (日本語学) 日本語教育演習 (日本語教育実習を含む)	日本文化専門演習Ⅰ(1)(2) (比較文化・日本文化論) 日本文化専門演習Ⅴ(1)(2) (日本美術) 日本文化専門演習Ⅵ(1)(2) (伝統芸能・民俗学)	
	4年次	卒業研究 卒業研究演習 文献演習(1)(2)			

日本文化学科 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
基礎ゼミナール	LIB4	1	A	01
日本文化入門(1)	LIB4	1	A	02
日本文化入門(2)	LIB4	1	A	03
日本文学史(古典)	LIB4	1	B	01
日本文学史(近現代)	LIB4	1	B	02
古典文学概論	LIB4	1	B	03
古典文学講義	LIB4	1	B	04
近代文学概論	LIB4	1	B	05
近代文学講義	LIB4	1	B	06
漢文学(1)	LIB4	1	B	07
漢文学(2)	LIB4	1	B	08
日本文学と世界	LIB4	1	B	09
書道学	LIB4	1	B	10
くずし字を読む	LIB4	1	B	11
日本語学(1)(音声言語を含む)	LIB4	1	C	01
日本語学(2)(音声言語を含む)	LIB4	1	C	02
日本語と文化(1)	LIB4	1	C	03
日本語と文化(2)	LIB4	1	C	04
日本語と社会	LIB4	1	C	05
言語学概論(対照言語学を含む)	LIB4	1	C	06
日本語教育入門(1)	LIB4	1	C	07
日本語教育入門(2)	LIB4	1	C	08
日本語教育の歴史と現状	LIB4	1	C	09
日本の美術(1)	LIB4	1	D	01
日本の美術(2)	LIB4	1	D	02
日本の伝統芸能(1)	LIB4	1	D	03
日本の伝統芸能(2)	LIB4	1	D	04
日本の民話・神話(1)	LIB4	1	D	05
日本の民話・神話(2)	LIB4	1	D	06
日本の祭りと儀礼	LIB4	1	D	07
日本風俗史	LIB4	1	D	08
日本文化実技Ⅰ(1)(書道)	LIB4	1	E	01
日本文化実技Ⅰ(2)(書道)	LIB4	1	E	02
日本文化実技Ⅱ(1)(日本舞踊)	LIB4	1	E	03
日本文化実技Ⅱ(2)(日本舞踊)	LIB4	1	E	04
日本文化実技Ⅲ(1)(茶道)	LIB4	1	E	05
日本文化実技Ⅲ(2)(茶道)	LIB4	1	E	06
日本文化実技Ⅳ(1)(華道)	LIB4	1	E	07
日本文化実技Ⅳ(2)(華道)	LIB4	1	E	08
日本文化実技Ⅴ(1)(日本画)	LIB4	1	E	09
日本文化実技Ⅴ(2)(日本画)	LIB4	1	E	10
日本文化実技Ⅵ(1)(能の仕舞・謡)	LIB4	1	E	11
日本文化実技Ⅵ(2)(能の仕舞・謡)	LIB4	1	E	12
プレゼミナール	LIB4	2	A	01
日本文学と女性(古典)	LIB4	2	B	01
日本文学と女性(近現代)	LIB4	2	B	02

文化と文学(古典)	LIB4	2	B	03
文化と文学(近現代)	LIB4	2	B	04
日本語の歴史	LIB4	2	C	01
日本語と心理	LIB4	2	C	02
日本語教育講義	LIB4	2	C	03
現代日本語研究(1)	LIB4	2	C	04
現代日本語研究(2)	LIB4	2	C	05
日本語教授法(初級編)	LIB4	2	C	06
日本語教授法(中上級編)	LIB4	2	C	07
日本語教育海外実習	LIB4	2	C	08
文章表現法	LIB4	2	C	09
日本の絵画	LIB4	2	D	01
日本の仏像	LIB4	2	D	02
文化財の保護と修復(1)	LIB4	2	D	03
文化財の保護と修復(2)	LIB4	2	D	04
日本の宗教と思想(1)	LIB4	2	D	05
日本の宗教と思想(2)	LIB4	2	D	06
日本の漫画・アニメ文化	LIB4	2	D	07
日本文化専門演習Ⅱ(1) (日本古典文学)	LIB4	3	B	01
日本文化専門演習Ⅱ(2) (日本古典文学)	LIB4	3	B	02
日本文化専門演習Ⅲ(1) (日本近代文学)	LIB4	3	B	03
日本文化専門演習Ⅲ(2) (日本近代文学)	LIB4	3	B	04
日本語教育演習 (日本語教育実習を含む)	LIB4	3	C	01
日本文化専門演習Ⅳ(1) (日本語学)	LIB4	3	C	02
日本文化専門演習Ⅳ(2) (日本語学)	LIB4	3	C	03
日本文化専門演習Ⅰ(1) (比較文化・日本文化論)	LIB4	3	D	01
日本文化専門演習Ⅰ(2) (比較文化・日本文化論)	LIB4	3	D	02
日本文化専門演習Ⅴ(1) (日本美術)	LIB4	3	D	03
日本文化専門演習Ⅴ(2) (日本美術)	LIB4	3	D	04
日本文化専門演習Ⅵ(1) (伝統芸能・民俗学)	LIB4	3	D	05
日本文化専門演習Ⅵ(2) (伝統芸能・民俗学)	LIB4	3	D	06
文献演習(1)	LIB4	4	A	01
文献演習(2)	LIB4	4	A	02
卒業研究演習	LIB4	4	A	03
卒業研究	LIB4	4	A	04

別表Ⅲ カリコリ	
A	学科内共通
B	日本文学
C	日本語
D	日本美術・民俗・伝統芸能
E	日本文化実技

日本語教員養成コース

日本語教員養成コースは、外国人に日本語を教授する人材を養成するためのコースです。
 近年の国内外における日本語学習は、日本の国際的な経済・文化活動と共に急速な高まりをみせています。
 また、日本語学習の目的も大学や専門学校進学その他、企業への就職、介護や医療の現場での必要性等、多様化が進んでいます。
 このような日本語に関する様々なニーズを踏まえ、本学科では日本語教員養成コースを開設しています。
 日本語教員養成コースの修了者には、本学の「修了証」を交付します。

区分	科目名	単位	期間	年次	開設学科等	備考			
社会・文化・地域	日本語教育入門(1)	2	半期	1～2	日	4単位	10単位以上		
	日本語教育の歴史と現状	2	半期	1～2	日				
	日本文学史(古典)	2	半期	1～2	日	6単位以上			
	日本文学史(近現代)	2	半期	1～2	日				
	古典文学概論	2	半期	1～2	日				
	古典文学講義	2	半期	1～2	日				
	近代文学概論	2	半期	1～2	日				
	近代文学講義	2	半期	1～2	日				
言語と社会	日本語学(2)(音声言語を含む)	2	半期	1～2	日	2単位	10単位以上		
	民俗学	2	半期	2～3	共通教育	8単位以上			
	日本文化入門(1)	2	半期	1	日				
	日本文化入門(2)	2	半期	1	日				
	日本文学と世界	2	半期	1～4	日				
	日本風俗史	2	半期	1～4	日				
	日本の漫画・アニメ文化	2	半期	2～3	日				
言語と心	教育心理学	2	半期	2	教職	2単位	4単位以上		
	心理学	2	半期	1～2	共通教育	2単位以上			
	発達心理学概論	2	半期	2	心				
	教育相談	2	半期	2	教職				
言語と教育	日本語教授法(初級編)	2	半期	2～3	日	4単位	10単位以上		
	日本語教授法(中上級編)	2	半期	2～3	日				
	コミュニケーション論	2	半期	2	心	2単位以上			
	日本語と文化(1)	2	半期	1～4	日				
	教育原理	2	半期	1	教職	4単位以上			
	日本語教育演習 (日本語教育実習を含む)	☆	2	半期	3～4			日	
	日本語教育海外実習	☆	2	後・前	2～3			日	
	教育方法・技術論	2	半期	2	教職				
言語	日本語学(1)(音声言語を含む)	2	半期	1～2	日	2単位	12単位以上		
	日本語と表現	2	半期	1～2	共通教育	10単位以上			
	フランス語 I (1)	★	1	半期	1～4			共通教育	
	フランス語 I (2)	★	1	半期	1～4			共通教育	
	中国語 I (1)	★	1	半期	1～4			共通教育	
	中国語 I (2)	★	1	半期	1～4			共通教育	
	韓国語 I (1)	★	1	半期	1～4			共通教育	
	韓国語 I (2)	★	1	半期	1～4			共通教育	
	対人関係論	2	半期	2	心				
	日本語の歴史	2	半期	2～3	日				
	文章表現法	2	半期	2～3	日				
	日本文化専門演習Ⅳ(1)(日本語学)	2	半期	3	日				
	日本文化専門演習Ⅳ(2)(日本語学)	2	半期	3	日				
	合計	74	46単位以上修得しなければなりません。						

- ★「フランス語 I (1) (2)」「中国語 I (1) (2)」「韓国語 I (1) (2)」のいずれかから 2 単位まで認めます。
- ☆「日本語教育演習(日本語教育実習を含む)」「日本語教育海外実習」の履修に先立ち、「日本語教育入門(1)」「教育心理学」「日本語教授法(初級編)」「日本語学(1)(音声言語を含む)」を前年度までに修得してください。
- 編入学等によって 3 年次修了までに「日本語教授法(初級編)」「日本語教授法(中上級編)」を修得できない場合は、同一学年次に「日本語教授法(初級編)」と「日本語教育演習(日本語教育実習を含む)」「日本語教育海外実習」のいずれかを履修することができます。

第 4 章

教 職 課 程

I 教職課程について

教員となるためには、教育職員免許法に基づき、教育職員免許状（以下「教員免許状」という）を取得しなければなりません。

教員免許状は、文部科学省より課程認定を受けた大学で所定の単位を修得したものに對し、各都道府県の教育委員会が授与するものです。

したがって、教員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位数以上に教職課程の科目の単位を修得しなければなりません。

教職課程は、教員の養成を前提とし教職に就く意志のあるものを対象に開設されています。

教職に就く意志がなく、資格さえ取ればよいといったような安易な姿勢で、教員免許状の取得をめざすことのないようにしてください。教職課程の履修手続きはガイダンス等で行いますので、将来の志望を十分に検討したうえで受講するかどうかを決めてください。

1. 教員免許状について

(1) 本学で取得できる免許状の種類と教科

学 部	学 科	免許状の種類と教科	
		中学校 1 種	高等学校 1 種
文 学 部	史 学 科	「社 会」	「地理歴史」
	心 理 学 科	—	「公 民」
	日本文化学科	「国 語」	「国 語」

(2) 副免許について

所属学科の教職課程で取得できる「基礎免許」を履修したうえで、他学科の科目を履修することにより、副免許の取得を可能にするものです。

本学で取得できる免許状（副免許）の種類と教科

学 部	学 科	免許状の種類と教科
文 学 部	史 学 科	中学校 1 種免許状（国語） 高等学校 1 種免許状（国語・公民）
	心 理 学 科	中学校 1 種免許状（国語・社会） 高等学校 1 種免許状（国語・地歴）
	日本文化学科	中学校 1 種免許状（社会） 高等学校 1 種免許状（地歴・公民）

<副免許取得条件>

副免許の取得を希望する者は原則として、通算GPAが2.5以上であり1年次終了時、教職論又は教育原理のどちらかが履修済みで、かつA以上であること。

注) 副免許取得には、受け入れのための選考を行うことがあります。

副免許を希望すれば、必ず免許取得の履修ができるものではありません。

(3) 教員免許状取得の方法

教員免許状を取得するには、基礎資格を満たす（卒業等）とともに、教育職員免許法に定められた科目・単位に基づいて、本学教職課程の指定する科目を履修しなければなりません。また、本学で履修すべき科目・単位数は、教育職員免許法に定められた最低修得単位数を超える場合があります。

つぎに、教員免許状を取得するために必要な 1) 基礎資格、2) 教科及び教科の指導法に関する科目、3) 教育の基礎的理解に関する科目、4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、5) 教育実践に関する科目、6) 大学が独自に設定する科目、7) 介護等体験 について説明します。

教員免許状を取得するためには、自分で時間割を工夫し、必要な科目を履修しなければなりませんので、次に述べる事柄は必ず熟読してください。また、以下の説明は、免許状を取得するまで大事な手引きとなりますので、必要な時期に再読するようにしてください。

1) 基礎資格

中学校 1 種・高等学校 1 種の教員免許状を取得するためには、基礎資格として学士の学位を取得することが必要です。したがって、「卒業」することが教員免許状取得の前提条件になります。

また、必ず次の表の科目を修得していることが教員免許状取得の条件です（教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6）。必ず 1・2 年次に修得してください。

免許法上の規定		開設授業科目	
日本国憲法	2 単位	「日本国憲法」	2 単位
体育	2 単位	「健康スポーツ論」	2 単位
		「スポーツ(1)(2)」	2 単位
外国語コミュニケーション	2 単位	「英語 I (1)(2)」	2 単位以上
情報機器の操作	2 単位	「情報処理基礎」	2 単位

2) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」は、教員として、直接担当する教科に必要とされる知識及びその指導方法を専門的に学ぶ科目です。

たとえば、中学校 1 種「社会」の免許状を取得する場合、歴史や地理、政治経済等について専門的な知識を持つことが求められます。本学では各免許状を取得するにあたって、各教科の基礎的・基本的な知識だけでなく、学習指導要領で必要とされる一般的・包括的な知識を身につけることに配慮し、カリキュラムが構成されています。

また、教科を指導できるように各教科についての指導方法を専門的に学びます。

3) 教育の基礎的理解に関する科目

「教育の基礎的理解に関する科目」は、教員として必要な教育に関わる教養や知識を専門的に学ぶ科目です。この科目では、教育の理念や教育に関する歴史・思想、教職の意義や教員の役割、幼児・児童及び生徒の心身の発達や学習過程、特別の支援を必要とする幼児・児童及び生徒に対する理解などを学びます。

4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、教員として必要な知識・技能を専門的に学ぶ科目です。この科目では、道徳の理論と指導法、総合的な学習の時間や特別活動の指導法、教育の方法と技術、生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法などを学びます。

5) 教育実践に関する科目

「教育実践に関する科目」は、「教育実習」と「教職実践演習」の 2 科目が該当します。「教育実習」は、教育職員免許法に基づき、大学で学んだ理論・実技を学校教育の現場において実際に経験することにより、教員となるための基礎的な能力と態度を養うことを目的として実習する必修科目です。本学では、「教育実習」を履修するに当たり「教育実習受講資格および条件」が定められていますので、注意してください。「教育実習受講資格および条件」については、別途説明します。

また、「教職実践演習」は、4 年間の教職課程で学修した授業科目やさまざまな活動が、教員としての最小限必要な資質能力として形成されたかについて確認するための必修科目です。そのため、4 年次後期に履修します。

6) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」は、教育職員免許法の趣旨に基づいて本学が独自に設定した科目です。中学校教諭免許状を取得する場合は4単位、高等学校教諭免許状を取得する場合は12単位の修得が必要です。

7) 介護等体験

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、小学校・中学校の教員免許状を取得する場合は、7日間の介護等の体験が義務づけられています。

この介護等体験は、大学が一括して教育委員会・社会福祉協議会に申請して、各施設の協力の下で実施されます。「介護等体験(事前・事後指導)」の授業時に行われる指導に従って手続きを行ってください。詳細は、教職課程ガイダンス時に発表しますが、本学としての対応は、次の通りです。

- ①中学校の教員免許状を希望する場合は、2年次「介護等体験(事前・事後指導)」の授業に出席してください。
- ②原則として、教育実習の前年度までに7日間の介護等体験を行い、施設長により「介護等体験証明書」を発行してもらいます。
- ③介護等体験による授業の欠席は、体験期間について申し出があった場合、「公欠」を認めます。
体験前に行われるオリエンテーション・ガイダンス等は、公欠として取り扱いません。理由のある欠席として「欠科届」を記入し、各科目担当教員へ提出してください。
- ④中学校の教員免許状取得希望者は、原則として教育実習の前年度までに「介護等体験(事前・事後指導)」を終了していなければなりません。

2. 教育実習について

(1) 教育実習とは

教育実践に関する科目で説明したように、「教育実習」は教員免許状取得のための必修科目です。「教育実習」の単位は、次に示すように、取得する教員免許により異なっていますので、注意してください。

・中学校の教員免許状を取得するために必要な「教育実習」は、5単位です。5単位のうち1単位は「教育実習演習(事前・事後指導)」で、あとの4単位は学校現場での実習となります。また、高等学校の免許状のみを取得する場合は、「教育実習」は3単位ですから、学校現場における実習は2単位となります。したがって、中・高の教員免許状を両方取得する場合には、「教育実習」は5単位必要です。

(2) 教育実習受講資格及び条件

「教育実習」は、将来教員を目指す人のために、実習校の教育的配慮・好意によって受け入れていただくものです。また、「教育実習」は、教育の現場に実際に参加し、実習生として責任ある立場で臨まなければならないものですから、受講資格については厳しい条件が要求されます。本学では、下記の①～⑩の規定の条件を満たさない場合、「教育実習」の受講資格を喪失することになります。

- ①卒業後、教員として就職することを強く希望するとともに、実習期間中は教育実習に専念してください。したがって、教育実習期間中は就職活動などほかの活動は禁止します。
- ②原則として2年次終了までに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」に関する科目から、それぞれ2単位修得しなければなりません。
- ③3年次前期終了までに、原則として修得すべき「教科及び教科の指導法に関する科目」の4/5は、「B以上」でなければなりません。
- ④原則として、教育実習を行う前年度までの通算GPAが2.0以上でなければなりません。
- ⑤原則として、「卒業に必要な単位数」を次のとおり修得済みでなければなりません。
 - ・2年次終了までに60単位以上
 - ・3年次終了までに80単位以上
- ⑥3年次終了までに、「生徒指導の理論と方法」、「進路指導・キャリア教育」、「教育相談」のいずれか1科目以上を修得済みでなければなりません。
- ⑦3年次終了までに、原則として次の科目すべてを「B以上」で、修得しなければなりません。
「教職論」、「教育原理」、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「教育心理学」、「特別活動の指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」「特別支援教育」
上記科目の出席は、特に良好でなければなりません。遅刻は3回で欠席1回とします。
- ⑧「教育実習演習(事前・事後指導)」の出席は、特に良好でなければなりません。遅刻は3回で欠席1回とします。
- ⑨教職課程ガイダンスは、必ず出席してください。あらかじめ届け出ることなく、2年次後期以降の教職課程ガイダンスを欠席した場合は、教育実習の受講資格を喪失することになります。

⑩教職関係の届や提出物は、指定する期日までに必ず提出してください。提出できない事情がある場合には、あらかじめ申し出てください。

⑪「教育実習(中・高)」の実習費を納入してください。申し込み後の取り消しや実習中止は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情で「教育実習」を辞退する場合には、「教育実習辞退届」に教職課程担当教員の認印を受け、教職センターに提出してください。

(3) その他の注意

教育実習を受け入れてくれる学校(実習協力校)の所在する地域によっては、その所轄行政区で教員採用試験を受けた者、あるいは当該年度に受験予定の者でないと教育実習が許可されない場合があります。また、指定校制度をとっている地域や、大学の履修基準とは別に市町村教育委員会での面接などの審査がある地域もありますので、注意してください。

3. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって、教育職員免許法に定める単位を取得した者は、原則的には個人が居住する都道府県教育委員会に免許状授与の申請をすることによって、教員免許状を取得することができます。これを個人申請といいます。

一方、大学が一括して教育委員会に免許申請する場合があります。これを一括申請といいます。本学では、学生の便宜を図るために、一括申請を行っています。一括申請の場合、学生は、教員免許状を卒業式に取得することができます。一括申請の手続きは、卒業年度の10月の教員免許状一括申請ガイダンスから手続きが始まりますので、必ず出席してください。

●教員免許状授与に関する規定

教育職員免許法により、次の第3号から第7号までの規定に該当する者には教員免許状は、授与されません。(教育職員免許法第5条第1項)

3号 成年被後見人又は被保佐人

4号 禁錮以上の刑に処せられた者

5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

6号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(1) 一括申請

一括申請の要件

- ① 3月卒業見込みの者
- ② 教育職員免許法に基づいて単位を修得した者
- ③ 教員免許状申請に必要な全ての単位を修得(見込)している者
- ④ 教育実習を実務経験で振り替えない者

(2) 個人申請

一括申請の①～④の要件に該当しない場合には、各自が直接、居住する各都道府県教育委員会に個人申請することになります。手続き書類の様式は教育委員会によって異なりますから、申請先の教育委員会で指導を受けてから手続きを行うようにしてください。

なお、1月～3月中は、個人申請を受け付けない教育委員会もあります。個人申請の場合、教員免許状の発行は4月あるいは5月になることがあります。

Ⅱ 中学校・高等学校教諭一種免許状

教育の基礎的理解に関する科目等＋教科及び教科の指導法に関する科目＋大学が独自に設定する科目の合計59単位以上修得しなければなりません。

「教育の基礎的理解に関する科目等」＜全教科共通＞

免許法施行規則に定める科目区分等			開設授業科目	単位数		年次	備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数		必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		学校経営論（学校安全を含む）	2		3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2		3	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳の理論と指導法	2		2	中免のみ
	総合的な学習（探求）の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	2		3	
	特別活動の指導法		特別活動の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術		教育方法・技術論	2		2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		情報通信技術の活用	2		1	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導の理論と方法	2		2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		2	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導・キャリア教育	2		2			
教育実践に関する科目	教育実習	中5 高3	教育実習演習（事前・事後指導）	1		3・4	
			教育実習Ⅰ	2		4	
			教育実習Ⅱ		2	4	中免必修
	学校体験活動						
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		4	
合計		中27 高23	中学校 35単位 高等学校 31単位				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、それぞれ必要単位数を修得のうえ、中学校は合計35単位修得・高等学校は合計31単位修得しなければなりません。

教育の基礎的理解に関する科目等 科目ナンバリング

科目名	別表Ⅰ 学科・科目区分	別表Ⅱ レベル(年次)	別表Ⅲ カテゴリ	通し番号
教育原理	UNI4	1	B	01
教職論	UNI4	1	B	02
情報通信技術の活用	UNI4	1	B	03
教育心理学	UNI4	2	B	01
教育課程論	UNI4	2	B	02
教育方法・技術論	UNI4	2	B	03
生徒指導の理論と方法	UNI4	2	B	04
教育相談	UNI4	2	B	05
進路指導・キャリア教育	UNI4	2	B	06
道徳の理論と指導法	UNI4	2	C	01
特別活動の指導法	UNI4	2	C	02
学校経営論(学校安全を含む)	UNI4	3	B	01
特別支援教育	UNI4	3	B	02
総合的な学習の時間の指導法	UNI4	3	B	03
教育実習演習(事前・事後指導)	UNI4	3	D	01
教育実習Ⅰ	UNI4	4	D	01
教育実習Ⅱ	UNI4	4	D	02
教育実習演習(事前・事後指導)	UNI4	4	D	03
教職実践演習(中・高)	UNI4	4	D	04

別表Ⅲ カテゴリ	
B	教育理論
C	教科の指導法
D	教育実践

「教科及び教科の指導法に関する科目」＜中一種免（社会）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史・外国史	日本史概説（１）	2		2	
		日本史概説（２）	2		2	
		アジア史概説（１）	2		2	
		アジア史概説（２）	2		2	
		西洋史概説（１）	2		2	
		西洋史概説（２）	2		2	
	地理学 （地誌を含む。）	地理学概説（１）	2		1	
		地誌学（１）	2		2～3	
	「法学、政治学」	法学概論（国際法を含む）	2		2～3	
		政治学概論（国際政治を含む）	2		2～3	
「社会学、経済学」	社会学概論	2		2～3		
	経済学概論（国際経済を含む）	2		2～3		
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論	2		2～3		
	倫理学	2		2～3		
	宗教学概論	2		2～3		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	社会科教育法Ⅰ	2		2		
	社会科教育法Ⅱ	2		2		
	社会科教育法Ⅲ	2		3		
	社会科教育法Ⅳ	2		3		
合 計		38単位				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計38単位を修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」＜中一種免（社会）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択		
大学が独自に設定する科目		介護等体験（事前・事後指導）	1		2	
		教職インターンシップ（事前・事後指導）		4	3～4	
		学校体験活動		4	1～2	

★教育の基礎的理解に関する科目等（35単位以上）＋教科及び教科の指導法に関する科目（38単位以上）＋大学が独自に設定する科目の合計が59単位以上になるように修得しなければなりません。

「教科及び教科の指導法に関する科目」＜高一種免（地理歴史）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史	日本史概説（１）	2		2	
		日本史概説（２）	2		2	
		日本近・現代史		2	3～4	
		日本美術史		2	2～3	
	外国史	アジア史概説（１）	2		2	
		アジア史概説（２）	2		2	
		西洋史概説（１）	2		2	
西洋史概説（２）		2		2		
ヨーロッパ近現代史			2	3～4		
人文地理学 ・ 自然地理学	地理学概説（１）	2		1		
	地理学概説（２）		2	2		
地誌	地誌学（１）	2		2～3		
	地誌学（２）		2	2～3		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		地理歴史科教育法Ⅰ	2		3	
		地理歴史科教育法Ⅱ	2		3	
合計		24単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計24単位以上を修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」＜高一種免（地理歴史）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分			必修	選択		
大学が独自に設定する科目		介護等体験（事前・事後指導）		1	2	
		道徳の理論と指導法		2	2	
		教職インターンシップ（事前・事後指導）		4	3～4	
		学校体験活動		4	1～2	

★教育の基礎的理解に関する科目等（31単位以上）＋教科及び教科の指導法に関する科目（24単位以上）＋大学が独自に設定する科目の合計が59単位以上になるように修得しなければなりません。

「教科及び教科の指導法に関する科目」＜高一種免（公民）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択		
教科に関する専門的事項 教科及び教科の指導法に関する科目	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論（国際法を含む）	2		2～3	
		政治学概論（国際政治を含む）	2		2～3	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2		2～3	
		経済学概論（国際経済を含む）	2		2～3	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	心理学概論（基礎）	2		1	
		発達心理学概論		2	2	
		社会心理学概論		2	2	
		児童心理学		2	3	
		青年心理学		2	2	
		コミュニケーション論		2	2	
対人関係論			2	2		
集団心理学			2	3		
認知心理学概論			2	2		
哲学概論		2		2～3		
倫理学	2		2～3			
宗教学概論	2		2～3			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		公民科教育法Ⅰ	2		3	
		公民科教育法Ⅱ	2		3	
合計		24単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計24単位以上を修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」＜高一種免（公民）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分			必修	選択		
大学が独自に設定する科目		介護等体験（事前・事後指導）		1	2	
		道徳の理論と指導法		2	2	
		教職インターンシップ（事前・事後指導）		4	3～4	
		学校体験活動		4	1～2	

★教育の基礎的理解に関する科目等（31単位以上）＋教科及び教科の指導法に関する科目（24単位以上）＋大学が独自に設定する科目の合計が59単位以上になるように修得しなければなりません。

「教科及び教科の指導法に関する科目」＜中一種免（国語）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学(1) (音声言語を含む)	2		1~2	
		日本語の歴史		2	2~3	
		文章表現法	2		2~3	
	国文学 (国文学史を含む。)	日本文化入門(2)		2	1	
		古典文学概論	2		1~2	
		近代文学概論	2		1~2	
		日本文学と女性(古典)		2	2~3	
日本文学史(古典)		2		1~2		
日本文学史(近現代)	2		1~2			
漢文学	漢文学(1)	2		1~4		
書道学 (書写を中心とする。)	書道学	2		1~4		
	日本文化実技Ⅰ(1) (書道)	1		1~3		
	日本文化実技Ⅰ(2) (書道)	1		1~3		
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法Ⅰ	2		2		
	国語科教育法Ⅱ	2		2		
	国語科教育法Ⅲ	2		3		
	国語科教育法Ⅳ	2		3		
合計		28単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計28単位修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」＜中一種免（国語）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	必修		選択			
大学が独自に設定する科目	介護等体験(事前・事後指導)	1		2		
	教職インターンシップ(事前・事後指導)		4	3~4		
	学校体験活動		4	1~2		

★教育の基礎的理解に関する科目等(35単位以上)＋教科及び教科の指導法に関する科目(28単位以上)＋大学が独自に設定する科目の合計が59単位以上になるように修得しなければなりません。

「教科及び教科の指導法に関する科目」＜高一種免（国語）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学(1) (音声言語を含む)	2		1~2	
		日本語の歴史	2		2~3	
		文章表現法	2		2~3	
	国文学 (国文学史を含む。)	日本文化入門(2)	2		1	
		古典文学概論	2		1~2	
近代文学概論		2		1~2		
日本文学と女性(古典)		2		2~3		
漢文学	日本文学史(古典)	2		1~2		
	日本文学史(近現代)	2		1~2		
	漢文学(1)	2		1~4		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目					
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法Ⅰ	2		2	
		国語科教育法Ⅱ	2		2	
		国語科教育法Ⅲ		2	3	
		国語科教育法Ⅳ		2	3	
合計		24単位以上				

★免許法施行規則に定める科目区分の中から、合計24単位修得しなければなりません。

「大学が独自に設定する科目」＜高一種免（国語）＞

免許法施行規則に定める科目区分等		開設授業科目	単位数		年次	備考
科目区分			必修	選択		
大学が独自に設定する科目		介護等体験(事前・事後指導)		1	2	
		道徳の理論と指導法		2	2	
		教職インターンシップ(事前・事後指導)		4	3~4	
		学校体験活動		4	1~2	

★教育の基礎的理解に関する科目等(31単位以上)＋教科及び教科の指導法に関する科目(24単位以上)＋大学が独自に設定する科目の合計が59単位以上になるように修得しなければなりません。

第 5 章

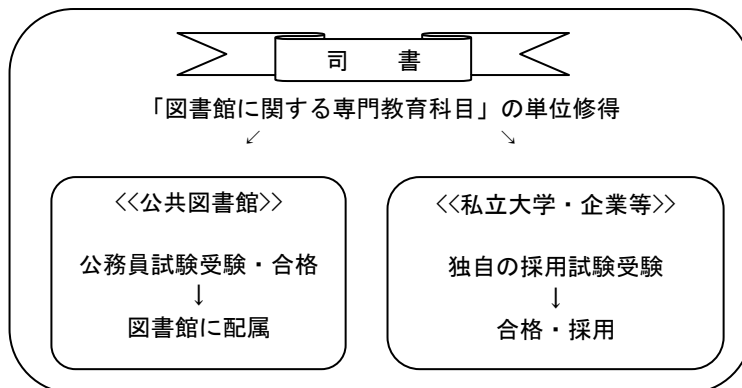
資 格

I 資格取得について

資格を取得する場合は、各自が将来の進路をよく考えた上で、余裕をもって履修計画を立てるよう心掛けてください。「資格に関する科目の単位を修得すればよい」「学校指定の実習だから仕方なく参加している」というような安易な姿勢で、資格取得を目指すのは望ましくありません。資格取得のためには、学外の施設や関係者に協力を依頼しなければならない授業科目も含まれています。資格取得のための履修にあたっては、資格取得を志す強い意志と責任感が必要とされます。

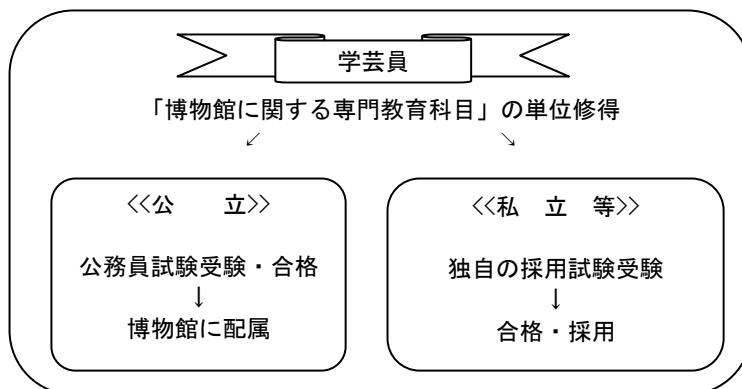
司書

- ・「司書」資格とは、図書館法に基づく公共図書館等で情報の収集・整理・保存・提供サービスや図書館運営・経営など専門的職務に携わる職員になるための資格です。大学図書館や専門図書館等に働く司書の採用にもこの「司書」資格が準用されています。
- ・資格を取得するには、「図書館に関する専門教育科目」の単位を修得しなければなりません。



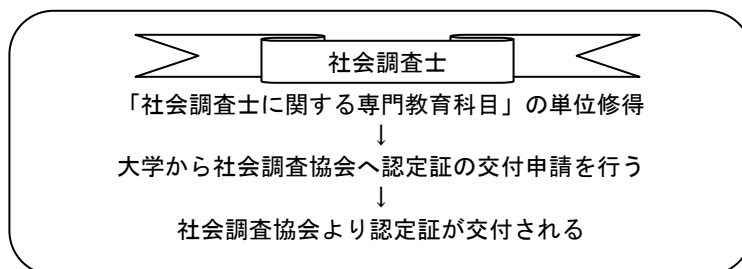
学芸員

- ・「学芸員」とは、博物館資料の収集・保管・展示・調査・研究および教育普及活動を行う専門的職員です。
- ・資格を取得するには、「博物館に関する専門教育科目」の単位を修得しなければなりません。



社会調査士

- ・「社会調査士」とは、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する「調査の専門家」です。
- ・資格を取得するには、「社会調査士に関する科目」の単位を修得しなければなりません。



Ⅱ 各種資格に関する科目

司 書

図書館に関する専門教育科目

区分	科 目 (法令上の科目)	単位	史学科における授業科目	単位	年次	備 考
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	1	人数制限することがある 人数制限することがある
	図書館概論	2	図書館概論	2	1	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論 ※1	2	3	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論 ※1	2	3	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習(1) ※2	2	3	
			情報サービス演習(2) ※2	2	3	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論 ※1	2	3	
情報資源組織演習	2	情報資源組織演習(1) ※3 *	2	3		
		情報資源組織演習(2) ※3 *	2	3		
選択科目	図書館基礎特論	1				選択科目は2科目履修
	図書館サービス特論	1				
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論 ※4	2	3	
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	2	2	
	図書館施設論	1				
	図書館総合演習	1				
	図書館実習	1				
資格取得のための最低単位数	24			30		

※1 「図書館制度・経営論」「情報サービス論」「情報資源組織論」の履修は、「図書館概論」の単位を修得した者に限ります。

※2 「情報サービス演習(1)(2)」の履修は、「情報サービス論」の単位を修得した者に限ります。

※3 「情報資源組織演習(1)(2)」の履修は、「情報資源組織論」の単位を修得した者に限ります。

※4 「図書館情報資源特論」の履修は、「図書館情報資源概論」の単位を修得した者に限ります。

* 履修前年度にあらかじめ登録をしないと履修できない科目(予備登録科目)です。
予備登録を実施する日時は掲示で連絡します。

学芸員

博物館に関する専門教育科目

区分	新施行規則に定める科目	単位	本学における授業科目	単位	年次	備考
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	1	
	博物館概論	2	博物館概論	2	1	
	博物館経営論	2	博物館経営論	2	2	
	博物館資料論	2	博物館資料論	2	2	
	博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2	
	博物館展示論	2	博物館展示論	2	2	
	博物館教育論	2	博物館教育論	2	2	
	博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2	
	博物館実習	3	博物館実習 ※ *	4	3	
文化史	1	古文書学	2	3～4	新施行規則に定める科目から2科目4単位以上を履修	
		アジア文化史	2	1～2		
		ヨーロッパ文化史	2	1～2		
		日本女性史	2	2～4		
美術史	1	日本美術史	2	2～3		
		西洋美術史	2	2～3		
考古学	1	考古学概論(1)	2	3～4		
		考古学概論(2)	2	3～4		
民俗学	1	民俗学	2	2～3		

※「博物館実習」の履修は、原則として以下の①、②を充たした者でなければなりません。

- ①学芸員資格の必修科目のうち「博物館概論」、「博物館資料論」、「博物館展示論」のすべての単位を修得した者。
- ②学芸員資格の必修科目のうち「生涯学習概論」、「博物館経営論」、「博物館資料保存論」、「博物館教育論」、「博物館情報・メディア論」の5科目のうち、3科目以上の単位を修得した者、あるいは履修中の者。

* 履修前年度にあらかじめ登録をしないと履修できない科目（予備登録科目）です。

- ・予備登録の実施は、前年度にガイダンスを行います。履修希望者は必ずこれに出席しなければなりません。なお、ガイダンスの日程等は、事前に掲示で連絡します。
- ・成績発表後に確定する予備登録結果については、各人にお知らせします。
- ・予備登録された者は、原則として、本科目の履修を辞退することはできません。

社会調査士

社会調査士の資格に関する科目

規程科目		本学における授業科目	形態	単位	期間	年次	備考
A	社会調査の基本的事項に関する科目	心理調査概論	講義	2	半期	2	
B	調査設計と実施方法に関する科目	心理調査法	講義	2	半期	2	
C	基本的な資料とデータの分析に関する科目	心理学統計法	講義	2	半期	1	
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	心理学統計法（応用）	講義	2	半期	1	
E	多変量解析の方法に関する科目	アンケート調査法（基礎）	講義	2	半期	3	
		アンケート調査法（多変量解析）	講義	2	半期	3	
F	質的な調査と分析の方法に関する科目						
G	社会調査を実際に経験し学習する科目	特殊実験演習	演習	2	通年	3	
合計		14単位修得しなければなりません。					

第 6 章

諸 規 則

I 川村学園女子大学学則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

- 第 1 条 本学は、川村学園女子大学と称し、教育基本法、学校教育法及び川村学園創立の精神に則り、深く専門の学術を研究し、知的、道徳的応用能力を展開させ、もって文化国家の発展と福祉に貢献する女性を養成することを目的とする。
- 2 前各項の目的のため、学長を教学上の責任者とし、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として学長の下に教学マネジメント会議を置く。
- 3 教学マネジメント会議については、別に定める。
- 4 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第 2 節 組 織

- 第 2 条 本学に、文学部並びに大学院を置く。
- 2 前項の学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。
- | | | | | | |
|-----|--------|------|-----|------|------|
| 文学部 | 史学科 | 入学定員 | 50名 | 収容定員 | 200名 |
| | 心理学 | 入学定員 | 40名 | 収容定員 | 160名 |
| | 日本文化学科 | 入学定員 | 50名 | 収容定員 | 200名 |
- 3 大学院の学則及び組織等に関する規程は別に定める。

第 2 条の 2 学科ごとの人材養成の目的は、別表 X V のとおりとする。

- 第 3 条 本学に、附属図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は別に定める。

第 4 条 本学に、学生支援オフィス及び事務部を置く。

第 3 節 職 員 組 織

- 第 5 条 本学に、学長、副学長、学部長、附属図書館長、学科長、教授、准教授、講師、助教、学生支援部長、事務部長、課長、室長、その他必要な職員を置く。

第 4 節 教 授 会

- 第 6 条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、附属図書館長、学科長及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長は教授会の運営として、必要と認めた場合は他の教職員を教授会に出席させることができる。
- 第 7 条 学長は、教授会を招集し、副学長がその議長となる。
- 2 副学長に事故あるとき、又は欠けたときは、学長が指名した者がその職務を代行する。
- 第 8 条 教授会は、次の事項を審議し学長に意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 5 節 学 年、学 期 及 び 休 業 日

第 9 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第 10 条 学年を次の 2 学期に分ける。
- | | |
|-----|------------------|
| 前学期 | 4月 1日から9月15日まで |
| 後学期 | 9月16日から翌年3月31日まで |
- 2 授業時間数確保のため必要がある場合には、学長は、前項における授業開始日を変更することができる。

- 第 11 条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 学園創立記念日 4月12日
 - (4) 夏期休業 7月28日から 9月15日まで
 - (5) 冬期休業 12月21日から 1月10日まで
 - (6) 春季休業 3月23日から 3月31日まで
- 2 必要がある場合は、前項の休業日に実習等の授業を行うことができる。
- 3 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 学 部 通 則

第 1 節 修業年限及び在学年限

第12条 学部の修業年限は、4年とする。

第13条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第19条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 節 入 学

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、転入学については、学期の始めとすることができる。

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

第16条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

- 2 納付した入学検定料は返付しない。

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約保証書その他必要な入学書類に所定の学費を添えて手続しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第19条 次の各号の一に該当する者で、本学へ入学を志願する者があるときは、定員の充足状況を考慮し、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学（外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (3) 大学又は短期大学に1年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限り）を修了した者
- (6) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者
- (7) その他大学において前各号と同等以上の学力があると認められた者

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、学長が決定する。

第20条 保証人は2名とし、その1名は2親等以内の成人の親族、または相当の家計をたてている身元確実な成年者で、学長が適当と認められた者とする。

- 2 保証人は、次の各号に掲げる事項について責任を負う。

- (1) 本学学則に定める学費等の納付、及び本学が予め通知する諸費用の納付。
- (2) 学生に対して本学の諸規則を遵守するよう指導すること。
- 3 保証人が死亡又は第1項に定める資格を失ったときは、これにかわる者を保証人とし、速やかに変更届を提出しなければならない。
- 4 保証人に改姓、改名、転籍、転居及び改印があったときは、速やかに届出なければならない。

第3節 教育課程及び履修方法等

- 第21条 授業科目を分けて、共通教育科目、外国語科目、健康スポーツ科目、外国人留学生特設科目、専門教育科目とする。
- 第22条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 第23条 授業科目及びその単位数は別表Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及びⅤのとおりとする。
2 授業科目の履修方法については、別に定める。
- 第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 第26条 授業科目を履修し、授業時数の3分の2以上出席した者に受験資格を与え、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。
- 第27条 授業科目の試験の成績は、AA(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)の5段階をもって表示し、AA、A、B、Cを合格とする。なお、成績評価ができない場合はN、単位認定した場合はRをもって表示する。
2 前項の成績評価による成績結果を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いる。
3 GPAについては、別に定める。
- 第28条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。
2 教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
3 前2項の規定により修得した単位は、合わせて30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 第29条 大学又は短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。
2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
3 前2項の規定により修得した単位は、合わせて30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。ただし修業年限の短縮は行うことができない。

第30条 卒業に必要な単位は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上とする。

(1) 文学部史学科

必修科目	42単位	
専門教育科目	34単位	
共通教育科目	4単位	
外国語科目	4単位	
選択必修科目	36単位	
専門教育科目	18単位	
共通教育科目	12単位	
外国語科目	4単位	
健康スポーツ科目	2単位	
選択科目	46単位	} 46単位
専門教育科目		
共通教育科目		
外国語科目		
健康スポーツ科目		
他学科開設科目		
資格に関する専門教育科目		

(2) 文学部心理学科

必修科目	28単位	
専門教育科目	20単位	
共通教育科目	4単位	
外国語科目	4単位	
選択必修科目	54単位	
専門教育科目	40単位	
共通教育科目	12単位	
健康スポーツ科目	2単位	
選択科目	42単位	} 42単位
専門教育科目		
共通教育科目		
外国語科目		
健康スポーツ科目		
他学科開設科目		
資格に関する専門教育科目		

(3) 文学部日本文化学科

必修科目	30単位	
専門教育科目	22単位	
共通教育科目	4単位	
外国語科目	4単位	
選択必修科目	66単位	
専門教育科目	52単位	
共通教育科目	12単位	
健康スポーツ科目	2単位	
選択科目	28単位	} 28単位
専門教育科目		
共通教育科目		
外国語科目		
健康スポーツ科目		
他学科開設科目		
資格に関する専門教育科目		

2 外国人留学生特設科目の履修は、本学における学校推薦型選抜（指定校）外国人留学生及び総合型選抜（外国人留学生）による入学者に限る。

- 3 本学において学位の取得を目的として入学する外国人留学生について、学長が教育上必要と認める場合は、指定した授業科目を履修させることができる。また、学長が必要と認める補習指導を受講させることができる。

第30条の2 教育職員免許状の資格取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に則り別表VIのとおり修得するものとする。

2 本学において取得できる教育職員免許状は、次表のとおりとする。

学部名	学科名	免許教科	免許状の種類
文学部	史学科	社会	中学校教諭1種免許状
		地理歴史	高等学校教諭1種免許状
	心理学科	公民	高等学校教諭1種免許状
	日本文化学科	国語	中学校教諭1種免許状
高等学校教諭1種免許状			

第30条の3 学芸員及び司書の資格を取得しようとする者は、第30条に規定する卒業要件のほか、それぞれ別表VII、VIIIのとおり資格取得のために必要な所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第30条の4 公認心理師法施行規則第1条に規定する科目の履修は別表XVIのとおりとする。

第4節 休学・転学・留学及び退学

第31条 疾病その他やむを得ない理由により、2ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第13条に定める在学年限に算入しない。

4 休学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第34条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 転学科については、別に定める。

第35条 外国の大学で学修することを志願する者は、保証人連署で留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 留学期間は、原則として1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができる。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第38条に定める在学期間に含めることができる。

4 留学した大学において修得した単位の認定は、30単位を超えることはできない。

5 留学期間中の本学における学費は第32条第4項の規定を準用する。

第36条 退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第13条に定める在学年限を超えた者

(3) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 第35条第2項に定める留学期間を超えてなお修学できない者

第5節 卒業及び学士の学位授与

第38条 本学に4年(第19条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第30条に定める単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条第3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第39条 卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位を授与するに当たっては、次の区分に従って専攻分野を付記する。

文学部 史学科 文学

第 6 節 賞 罰

- 第40条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することができる。
- 第41条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。
2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学業を怠り、成業の見込みのないと認められる者
(3) 正当な理由がなくて出席常でない者
(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 7 節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

- 第42条 本学において、特定の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学部教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 聴講生又は科目等履修生の資格は、第15条に定める者とする。
3 聴講又は履修期間は、1年以内とする。
4 聴講生の聴講料は、別表XⅢ第1表のとおりとし、科目等履修生の履修料等は、別表XⅣ第1表のとおりとする。
5 第2項の定めにより入学をした者のうち、次の各号の一つに該当する者については、各別表の第2表を適用する。
(1) 本学学生の2親等以内の親族に当たる者
(2) 本学、川村短期大学及び川村高等学校を卒業した者
6 その他聴講生及び科目等履修生に関し、必要な事項については別に定める。
- 第42条の2 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。
2 特別聴講学生に関し、必要な事項については別に定める。

- 第43条 学長は、第15条第1項第3号に定める入学資格を有する外国人で入学を志願する者については、選考のうえ許可することができる。
2 前項の外国人留学生に対しては、第23条及び第30条を適用する。
3 外国人留学生に関する細則については、別に定める。

第 8 節 学 費

- 第44条 学費は、入学金、授業料、施設費及び実験実習費等とし、別表XⅡ①のとおりとする。
2 入学時に満50歳以上の者および、川村高等学校、川村短期大学、川村学園女子大学を卒業して、入学時に満45歳以上の者については、別表XⅡ②のとおりとする。
3 前条第3項にかかる者の内、学位の取得を目的とする学部学生及び学部編入生で入学する外国人留学生については、別表XⅡ①の授業料、施設費を半額とし、その他の学費等は、別表XⅡ①のとおりとする。
4 学費の徴収方法及び期日等については、別に定める。
5 学費の減免については別に定める。
- 第45条 納付した学費等は返付しない。
- 第46条 在学中の学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第 9 節 公開講座等

- 第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第 10 節 心理相談センター

- 第48条 地域住民及び学校教育関係者等に対し、心のケア等相談業務を行うために心理相談センターを置く。
2 心理相談センターに関し、必要な事項については、別に定める。

第 11 節 改 廃

- 第49条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴き、理事会の承認を得て行う。

第 12 節 雑 則

- 第50条 この学則に定めがあるもののほか、必要な事項は学長が定める。

附 則 省略

別表 I ～ XIV 省略

別表 XV 人材養成の目的

学部名	学科名	人材養成の目的
文学部	史学科	歴史学に対する深い理解と専門的知識および方法論を修得し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけ、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を持つ人材を養成する。
	心理学科	心理学に対する深い理解と専門的知識および方法論を修得し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけ、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を持つ人材を養成する。
	日本文化学科	日本文化に対する深い理解と専門的知識および方法論を修得し、それらを現代社会の多様な問題の解決に応用し得る実践的スキルと論理的思考力・創造的思考力を身につけ、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を持つ人材を養成する。

別表 XVI 省略

II 川村学園女子大学履修規程

(目的)

第1条 この規程は、川村学園女子大学学則（以下、「学則」という。）第23条第2項に基づき、本学の履修に関し、必要な事項を定める。

(履修登録)

- 第2条 学生は、その年度に履修しようとするすべての授業科目を4月の所定期日までに履修登録しなければならない。ただし、後学期の始めに履修登録の変更を認めることがある。
- 2 履修登録していない授業科目は、受講して試験を受けても成績評価は行わない。
 - 3 所定の履修登録期日以降は、原則として履修登録を認めない。ただし、登録遅延の理由について、学部長がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、履修登録を認めることがある。
 - 4 前項の場合でも、前学期及び後学期の全授業期間の3分の1を経過したときは認めない。なお、通年科目の期限は、前学期の全授業期間の3分の1までとする。
 - 5 前学期科目及び後学期科目は、全授業期間の3分の1までの期間に履修登録科目の取消申請をすることができる。通年科目の取消申請期限は、前学期の全授業期間の3分の1までとする。なお、履修取消科目の代りに新たな科目を履修することはできない。

(履修登録単位数の上限)

- 第3条 1年間に履修登録ができる単位数は、48単位以下とする。
- 2 次の各号の一に該当する者は、前項の上限を超えて履修登録をすることができる。ただし、上限を超えて履修登録をすることができる単位数は8単位を限度とする。
 - (1) 第18条に基づき算出された累計のGPAが3.0以上である者
 - (2) 教職課程を履修している2年次生以上で、複数の免許状の取得を希望する者のうち、別に定める教職課程の履修に関する要件を満たす者
 - (3) 4年次生で、学長が特に必要と認めたる者

(クラス指定科目の履修)

第4条 クラス指定のある授業科目は、指定されたクラス以外の科目を履修することは、原則として認めない。

(他学科科目の履修)

第5条 同一入学年度の各学科専門教育科目のうち、他学科生への開放の表示がある科目の単位を修得した場合、卒業に必要な選択科目の単位とする。

(他学年次科目の履修)

- 第6条 上級年次に配当されている授業科目は、履修することができない。
- 2 下級年次の教育課程における授業科目は、履修することは可能だが卒業に必要な単位とは認めない。

(単位互換協定に基づく他大学の授業科目の履修)

- 第7条 千葉県私立大学・短期大学単位互換協定に基づき、本学以外の各大学において開講する授業科目を履修することができる。
- 2 前項による履修は、各大学が定める履修条件に従うものとする。

(同一名称科目の履修)

- 第8条 一度単位を修得した授業科目は、再度履修し単位を修得することはできない。ただし、複数の免許状の取得を希望する者で、異なる免許種の教職に関する科目の履修を希望する場合に限り、再度履修登録を認めることがある。
- また、授業担当教員の承認を得て聴講手続きをした場合、受講を認める。

(授業科目の履修制限)

第9条 指定した授業科目に限り、教育上の効果を考慮して履修者を制限する場合がある。この場合、履修登録以前の所定の日時に予備登録等を行わなければならない。

(履修者5名以下の閉講)

- 第10条 本学の非常勤講師が担当する授業科目で、履修者が5名以下であった場合、当該年度の授業を閉講することができる。閉講となる授業があった場合、5月上旬に発表する。
- 2 前項により履修していた科目が閉講となった場合、別の授業科目の追加登録を認める。

(履修費・実習費の徴収)

第11条 指定した授業科目や資格の履修により、履修費・実習費を徴収する場合がある。徴収を行う履修費・実習費は、毎年度4月に発表する。

(卒業研究の提出資格)

- 第12条 卒業に必要な単位数のうち、3年次終了時点で修得単位数が86単位に満たない者は、4年次4月に卒業研究の登録を認めない。
- 2 前項の単位を満たしていない者について学長は、4年次4月に卒業研究の登録を前学期終了まで保留とすることができる。4年次前学期終了まで卒業研究の登録が保留となった場合、4年次前学期の単位修得状況等により、4年次後学期から卒業研究の登録を認めることがある。
 - 3 前項の登録に関する判定は、学科長会において審議し、学長が決定する。

(卒業論文・研究)

- 第13条 卒業論文・研究の登録をしている者は、12月の所定期日に卒業論文・研究を提出しなければならない。なお、前期卒業の提出は、7月の所定期日とする。
- 2 卒業論文・研究提出時に必要な書類および口述試験の実施は、各学科において定め、発表する。

(卒業見込証明書の発行)

- 第14条 卒業に必要な単位数のうち、3年次終了時点で修得単位数が86単位を満たしている者には、4年次に卒業見込証明書を発行する。
- 2 第12条第3項により、4年次後学期から卒業論文・研究の登録が認められた者には、卒業見込証明書を発行する。

(単位の認定)

- 第15条 履修登録科目の単位認定は、試験又はレポート提出等による。試験に関し必要な事項は、試験規程のとおりとする。
- 2 修得した単位の取り消しは、認めない。
 - 3 学則第28条及び第29条の単位認定は、各30単位を限度とし、合計60単位を限度として卒業に必要な選択科目の単位として認定する。
 - 4 前項に定める単位数を超えた場合、卒業に必要な単位として認定できない。
 - 5 成績は、前学期科目は9月、後学期・通年科目は2月の所定日に発表する。

(教育上有益と認める単位の認定)

- 第16条 大学設置基準に基づき文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学で定める種類及びそれぞれの成績における単位認定の方法は別表Ⅰのとおりとする。なお、入学前及び入学後を合わせて10単位を限度に、卒業に必要な選択科目の単位として認定する。
- 2 前項において、英語については一の検定試験のみ認定する。ただし、各検定試験において上位の級を新たに修得した場合、既に認定された下位の級の単位数を控除した単位数を認定する。

(成績の評価)

- 第17条 授業科目の成績は、AA(100点～90点)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)、D(59点～0点)の5段階をもって表示し、AA、A、B、Cを合格とする。
- 2 出席日数不足・学費未納による受験資格なし、試験欠席、レポート未提出、履修辞退・放棄等で成績評価ができない場合は、Nと表示する。
 - 3 単位を認定した場合は、Rと表示する。

(GPAの算出)

- 第18条 前条の成績評価のうち、AA:4、A:3、B:2、C:1、D及びN:0に換算した数値をそれぞれの評価点とし、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た数値の合計を履修登録科目の総単位数で除してGPAを算出する。なお、RはGPAの算出に含めない。

(GPAに基づく指導)

- 第19条 前条に基づき算出された単年度のGPAが1.5未満の者には、学部長等が注意と指導を行う。
- 2 前条に基づき算出された単年度のGPAが2年間続けて1.0未満の者には、退学を勧告する。ただし、退学の勧告は、学部長等が保護者同席のうえ、学生に学修指導・生活指導等を行い、翌年度前学期の成績においてなお学力不振が続いた場合とする。

(成績に関する質問)

- 第20条 発表された成績に疑義がある場合、成績発表日から3日以内に速やかに修学支援室へ申し出るものとする。なお、学生から疑義の申し出があった場合、修学支援室から授業担当教員へ確認を行い、結果について学生へ報告を行う。

(資格)

- 第21条 本学で開設している学芸員、司書資格に必要な所定の科目の履修し、単位を修得した場合、卒業時に資格証明書を交付する。

(卒業)

- 第23条 学則第38条に基づき、学長が卒業を認定する。
2 卒業発表日は、学事日程において発表する。

(前期卒業)

- 第24条 4年終了時に在籍期間を満たしていない者、若しくは単位未修得により卒業できなかった者について、翌年度の前学期終了時に卒業を認めることがある。
2 前学期卒業の対象となる者は、前学期終了時に在籍期間を満たし、かつ次の各号の一に該当する者とする。
(1) 卒業に必要な単位を前学期科目の単位修得で満たすことができる者
(2) 前年度に卒業研究を履修し不合格となった者で、卒業に必要な単位を卒業研究の単位修得で満たすことができる者
(3) 前年度に卒業研究を履修し不合格となった者で、卒業に必要な単位を卒業研究の単位修得と前学期科目の単位修得で満たすことができる者
3 前学期末で卒業しようとする者は、4月の所定期日までに所属学科長へ前学期卒業を希望する旨の申告をしなければならない。

(改廃)

- 第25条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則 省略

別表 I 教育上有益と認める単位の認定

①英語

実用英語技能検定	1級=8単位	準1級=6単位	2級=2単位	—
TOEIC Listening & Reading	850~=8単位	720~=6単位	650~=4単位	550~=2単位
TOEFL (IBT)	88~=8単位	70~=6単位	60~=4単位	50~=2単位
IELTS	8~9=8単位	6~=6単位	5~=4単位	—
国際連合公用語英語検定試験	特A級=8単位	A級=6単位	B級=4単位	—

②フランス語・ドイツ語・スペイン語・中国語・韓国語

実用フランス語技能検定	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	準2級=3単位	3級=2単位
ドイツ語技能検定	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	—	3級=2単位
スペイン語技能検定	1級=8単位	—	2級=4単位	—	3級=2単位
中国語検定試験	1級=8単位	準1級=6単位	2級=4単位	—	3級=2単位
「ハングル」能力検定	1級=8単位	—	2級=4単位	準2級=3単位	3級=2単位

③日本漢字能力検定

日本漢字能力検定	1級=6単位	準1級=4単位	2級=2単位
----------	--------	---------	--------

Ⅲ 川村学園女子大学試験規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第26条に規定する試験に関して定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、その他必要に応じて臨時試験を行う。

2 試験方法は、筆記試験、論文試験、実技試験及びレポート提出等による。

(単位の修得)

第3条 履修した授業科目の単位を修得するためには、その授業科目の授業に出席して前条による試験を受験し、その試験に合格しなければならない。

(学生証の携帯)

第4条 試験を受験する者は、学生証を携帯しなければならない。

(遅刻・退場)

第5条 試験開始後20分を超えて遅刻した者は、試験場へ入場することができない。

2 試験開始後30分以内は、退場することができない。

(試験時間)

第6条 定期試験、追試験及び再試験の試験時間は、原則として60分とする。

(受験資格)

第7条 次の条件を備える者は、第2条による試験を受験できる。

(1) 当該授業科目を履修登録してあること

(2) 通年科目の前学期試験の場合を除き、出席すべき授業時数の3分の2以上出席していること

(3) 授業料その他の学費を納入してあること

(不正行為)

第8条 試験場において試験監督の指示に従わないとき、又は不正行為があったときは退場を命ずる。

2 不正行為を行った者は、次のとおり取り扱う。

(1) 不正行為のあった時限以降は、当該学期のすべての試験の受験を認めない。

(2) 当該学期の全試験及び試験に該当する提出物のすべての評価を無評価とする。

(定期試験)

第9条 定期試験は、毎学期末に試験期間を設けて行う。

2 前学期で授業が終了する授業科目の定期試験は、前学期末に試験期間を設けて行う。

3 前各号の規定にかかわらず、定期試験の時期を変更して行うことがある。

(定期試験時間表)

第10条 定期試験は、別に「定期試験時間表」を編成し、試験開始前に掲示する。

(臨時試験)

第11条 次の場合は、臨時に試験を行うことがある。

(1) 学長が必要と認めた場合

(2) 担当教員が必要と認めた場合

2 実習と学期末試験の重複又はJR常磐線・JR成田線及びJR山手線運行停止（人身事故・電車の故障等）により試験を欠席した場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 追試験ではなく、臨時試験とする。ただし、実習前に担当教員へ連絡をせず、実習終了後に申し出をしてきた場合には、追試験の対象となることがある。

(2) 臨時試験の方法は、試験又はレポート等で実施する。

(3) 臨時試験の受験料は、徴収しない。

(4) 臨時試験の成績は、5段階評価とする。

(5) 我孫子キャンパスはJR常磐線「北千住－土浦」、JR成田線「我孫子－成田」の区間を判断の対象とし、目白キャンパスはJR山手線を判断の対象とする。

(追試験)

第12条 正当と認められる事由により定期試験を受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

(追試験の時期)

第13条 追試験を行う場合は、通年科目については学年末に、前学期で終了する授業科目については後学期始めに、後

学期に開始する授業科目については学年末に、それぞれ 1 回に限り行う。

(追試験の受験資格)

第14条 次の各号の一に該当する者は、追試験を受験することができる。

- (1) 公欠の許可を得ている者
- (2) 病気、怪我等による診断書の添付ある者
- (3) 忌引のため欠席した者でその事由を証する書面の添付ある者
- (4) 火災、風水害その他の災害等で、登校不能の事由が発生しその証明書の添付ある者
- (5) 交通機関の遅延による欠席又は遅刻者で、遅延証明書の添付ある者又は修学支援室でその確認を得た者

(追試験の受験手続及び受験料)

第15条 前条の各号により受験できる者で、追試験の受験を希望する者は、当該定期試験期間終了後 4日以内に追試験願を修学支援室に提出しなければならない。

- 2 追試験の受験が認められた者は、追試験の受験を申込みことができる。
- 3 追試験の受験の申込みをする者は、受験料を納付し、追試験受験申込書を修学支援室に提出しなければならない。
- 4 追試験の受験料は、別に定める。

(追試験の評価)

第16条 追試験の成績評価は、原則としてA以下とする。

(再試験)

第17条 定期試験の結果、不合格となった授業科目について再試験を行うことがある。

- 2 再試験は、原則として卒業年次生のみを対象とする。
- 3 卒業研究、卒業研究演習について、再試験は行わない。
- 4 追試験の結果、不合格となった授業科目について再試験は行わない。

(再試験の時期)

第18条 再試験を行う場合は、通年科目については学年末に、前学期で終了する授業科目については後学期始めに、後学期開始する授業科目については学年末に、それぞれ 1 回に限り行う。

(再試験の受験手続及び受験料)

第19条 再試験の受験の申込みをする者は、受験料を納付し、再試験受験申込書を修学支援室に提出しなければならない。

- 2 再試験の受験料は、別に定める。

(再試験の評価)

第20条 再試験の成績評価は、C以下とする。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、試験に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則
省略

IV 川村学園女子大学学生規則（抜粋）

第1章 総 則

- 第1条 学生は、建学の精神に則り、勉学を旨とし、心身ともに充実した学生生活を営まなければならない。
第2条 学生は、本学学生としての自覚と責任をもって、伝統ある学風の高揚に努めなければならない。
第3条 学生は、本学学生としての誇りをもって、常に品位と良識ある言動を保たなければならない。
第4条 学生は、学内外の秩序を守らなければならない。

第2章 服 装

- 第5条 服装は、清楚を旨とし、華美にわたってはならない。
第6条 儀式、祭典等に際しては、学生にふさわしい装いとして、黒又は紺系色のスーツを着用しなければならない。
第7条 通学に際しては、所定の校章を襟又は胸に着用しなければならない。

第3章 身上報告及び願届出

- 第8条 学生は、入学後すみやかに所定の書類を記載のうえ、学生生活支援室に提出しなければならない。
第9条 前条により提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに学生生活支援室に届け出なければならない。
第10条 学生が病気・不慮の事故等やむを得ない事由により、1週間以上欠席するときは、医師の診断書等を添えて欠席届を修学支援室に提出しなければならない。
2 前項の届出は、事前又は出校後7日以内にするものとする。
第11条 忌引による欠席の場合は、忌引の事由を証する書類を添えて忌引届を修学支援室に提出しなければならない。
2 前項の届出は、事前又は死亡日後10日以内にするものとする。
3 忌引日数は、次のとおりとする。

父母	7日
兄弟姉妹	5日
祖父母	3日
三親等に該当する者	1日

4 忌引日数は、死亡日から起算した連続日数とし、休業日と重複してもその日数を加算しない。
第12条 教育実習・就職試験・クラブ活動の公式試合参加等学長が認めた理由でやむを得ず欠席する者は、事由を証する書類を添えて公欠届を修学支援室に提出しなければならない。
2 前項の届出は、原則として事前にするものとする。
第13条 住所の変更及び姓名の変更が生じた場合は、学生生活支援室に変更届を提出し、所定の手続きを行わなければならない。
2 前項の届出は、変更後7日以内にするものとし、姓名の変更の場合は、戸籍抄本1通を添付しなければならない。
第14条 保証人の変更及び保証人の姓名・住所変更が生じた場合は、変更届を学生生活支援室に提出しなければならない。
2 前項の届出は、変更後7日以内にするものとし、保証人の変更の場合は、誓約保証書（本学所定用紙）1通を添付しなければならない。
第15条 傷病その他の理由により休学をしようとする者は、保証人連署で修学支援室に休学願を提出しなければならない。傷病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
第16条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署で修学支援室に復学願を提出しなければならない。傷病による休学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
第17条 学則第36条により退学しようとする者は、保証人連署で修学支援室に退学願を提出しなければならない。
2 退学するときは、学生証及び貸与品等を返還しなければならない。

第4章 学 費

- 第18条 学費は、入学金及びび実験実習費等を除き年2期に分けて納入することができる。第1期は4月、第2期は9月のそれぞれ大学の指定期日までに指定方法により納入するものとする。なお、納付した学費は返付しない。
第19条 経済的な事情などにより、学費の延納を希望する場合は、学費延納願を事務部に提出し、学長の許可を受けなければならない。
第20条 学費未納者は、試験を受けることができない。また、学生割引証及び各種証明書の交付を受けることができない。
第21条 追・再試験受験料、各種証明書の手数料等は、それぞれ所定の用紙により別に定める手続を経て納入しなければならない。

第5章 保健衛生

第22条 学生は、常に保健衛生に注意しなければならない。

第23条 学生は、毎年1回学校保健安全法の定めるところにより、健康診断を受けなければならない。

第24条 健康診断の結果、長期治療を要すると認められる者に、学長は休学を命ずることがある。

第6章 美化・清掃

第25条 学生は、常に構内の整備、整頓に配慮し、美化清掃に努めなければならない。

第26条 学生は、校舎、校具、樹木等施設設備を愛護し、損傷しないようにしなければならない。もし損傷した場合は、学生生活支援室に届け出て指示を受けなければならない。

第7章 災害防止

第27条 学生は、常に災害防止に努めなければならない。

第28条 学生は、災害発生時の緊急避難については緊急放送を行うのでその指示に従い、冷静かつ敏速に行動しなければならない。

第8章 公示・通達

第29条 大学が、学生に公示・通達する場合は、原則として掲示による。

2 学生は、常に掲示に注意しなければならない。

第40条 この規則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

附 則
省略

V 留学に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本学学則（以下「学則」という）第35条に基づき、留学に関し、必要な事項を定める。

(条件)

- 第2条 留学とは、学生の申請に基づき、学長が認定した外国の大学に6か月以上在籍し、その大学で学修することをいう。
- 2 留学を希望する者は、本学に1年以上在学し30単位以上を修得した者（見込みを含む）とする。但し、編入学生で留学を希望する者は、留学開始までに本学に1年以上在学し30単位以上を修得した者（見込みを含む）とする。
 - 3 留学の対象となる外国の大学とは、外国における正規の高等教育機関であり、かつ正規の課程（日本の大学における学部に対応する課程）とする。
 - 4 留学先の決定しない者及び不明な者の留学は、許可しない。
 - 5 海外の大学との協定に基づく交換留学を希望する者は、国際交流委員会が別に定める学力を有するものとし、かつ国際交流委員会が別に定める選考を経て、教授会の意見を徴した上で学長が可否を決定する。

(留学手続)

- 第3条 留学を希望する者は、留学先大学の適否及び履修科目の選択等について、所属学科の指導を受けた上で、次の書類を所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。
- 1 留学許可願
 - 2 留学先大学の要覧・便覧等
 - 3 所属学科の推薦状
 - 4 留学計画書
 - 5 履修予定科目一覧
 - 6 留学先大学の入学許可証

(留学延長)

- 第4条 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て1年を限度として留学期間を延長することができる。
- 2 留学期間の延長を希望する者は、延長の適否及び履修科目の選択等について、所属学科の指導を受けた上で、次の書類を所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。
 - 1 留学期間延長許可願
 - 2 所属学科の留学期間延長承諾書
 - 3 留学計画書
 - 4 履修予定科目一覧
 - 5 留学先大学の在学延長許可証

(在学期間)

第5条 留学期間は、学則第38条の在学期間に算入することができる。

(復学)

第6条 留学した者が復学する場合は、復学願を所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。

(単位認定)

- 第7条 留学した大学において修得した単位については、留学した者の申請により、学則第28条に基づき、30単位を限度として本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 留学先大学で修得した単位の認定を希望する者は、所定の期日までに次の書類を修学支援室に提出しなければならない。
 - 1 単位認定願
 - 2 留学先大学の要覧・便覧等
 - 3 履修科目授業内容説明書または講義要綱
 - 4 当該授業科目の時間数ならびに単位数を証明する文書又は成績証明書ならびに評価基準を示す文書
 - 3 認定科目の名称については、原則として本学開設授業科目名に対応した科目名とする。
 - 4 単位認定の年度は、帰国年度とする。

(単位修得)

第8条 留学開始年度の前期履修科目のうち半期完結の授業科目、並びに帰国した年度の後期履修科目のうち半期完結の授業科目は、それぞれの年度において修得したものとする。

(継続履修)

第9条 留学開始年度の前期履修科目のうち、開講期間が通年の科目については、帰国した年度の後期に同一授業科目を継続履修することで単位を認定することができる。

- 2 前項の継続履修による単位認定を受ける場合は、次の条件をいずれも満たさなければならない。
 - 1 留学前に継続履修願を修学支援室に提出すること。
 - 2 留学開始年度の、該当科目担当教員の許可を得ておくこと。
 - 3 帰国した年度の、該当科目担当教員の許可を得ること。
 - 4 留学開始年度の、該当科目の前期成績評価及び出席状況が良好であること。

(履修登録)

第10条 帰国した年度の後期に履修する授業科目の履修登録届は、所定の期日までに修学支援室に提出しなければならない。

- 2 継続履修すべき科目が、他の必修科目と重複する等の理由で時間割上履修できない場合は、当該科目の後期履修登録は認められない。
- 3 継続履修すべき科目が休講の場合、翌年の後期に履修登録することができる。ただし、継続履修の条件は前条第2項によるものとする。

(学費)

第11条 留学期間中は、在籍料として授業料の半額を納付しなければならない。

(事務)

第12条 留学に関する事務は修学支援室が担当する。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、留学に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則
省略

VI 転学部・転学科に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本学学則（以下「学則」という）第34条第2項に基づき、転学部・転学科に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則による転学部・転学科とは、学生の願い出に基づき、入学した学部・学科（以下「所属学部・学科」という）以外の学部・学科へ、次年度の始めに学籍上の身分変更を行うことをいう。

(資格)

第3条 転学部・転学科を志願できる者は、原則として在学年数が1年以上（見込含む）の学生のうち本学が適当と認めた者とする。

2 学則第19条により入学を許可された者の転学部・転学科は、原則として認めない。

(志願)

第4条 転学部・転学科を志願する者は、転学部・転学科志願書に学則別表ⅩⅡの転学部・転学科検定料及び必要書類を添えて、学長に願出するものとする。

(選考)

第5条 前条の転学部・転学科を志願した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(手続及び許可)

第6条 前条の選考に基づき、転学部・転学科の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の手続を完了した者に転学部・転学科を許可する。

3 一旦転学部・転学科を許可された者は、再度転学部・転学科の志願をすることはできない。

(修業年限・在学年限)

第7条 転学部・転学科を許可された学生の、在学すべき年数については、学長が決定する。

(単位の認定)

第8条 転学部・転学科を許可された学生の所属学部・学科において履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学長が決定する。

(学費等)

第9条 転学部・転学科を許可された学生の、納付すべき学費等の額は、学則別表ⅩⅡのとおりとする。

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(その他)

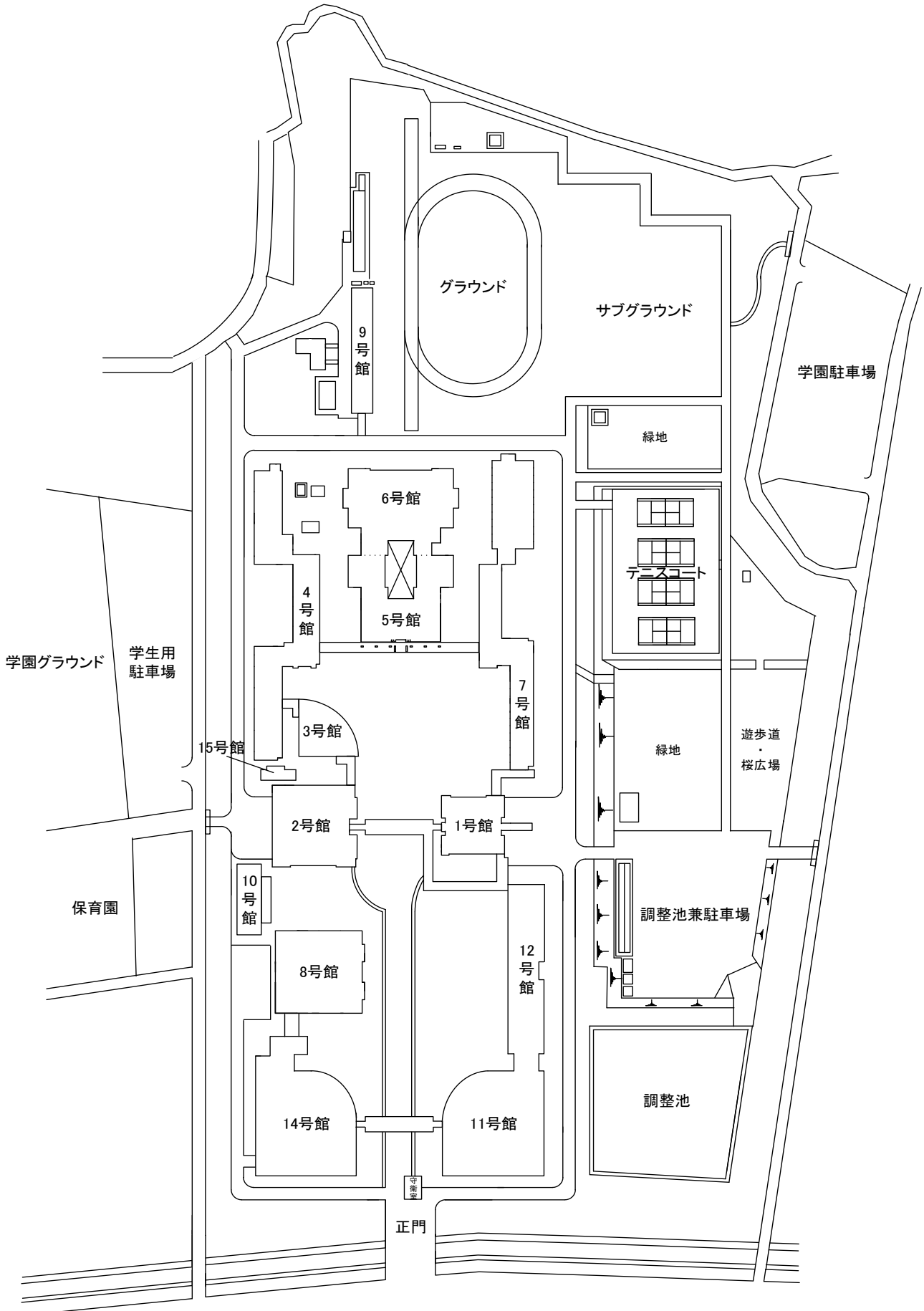
第11条 この細則に定めるもののほか、転学部・転学科に関する必要な事項は、学長が決定する。

附 則
省略

第 7 章

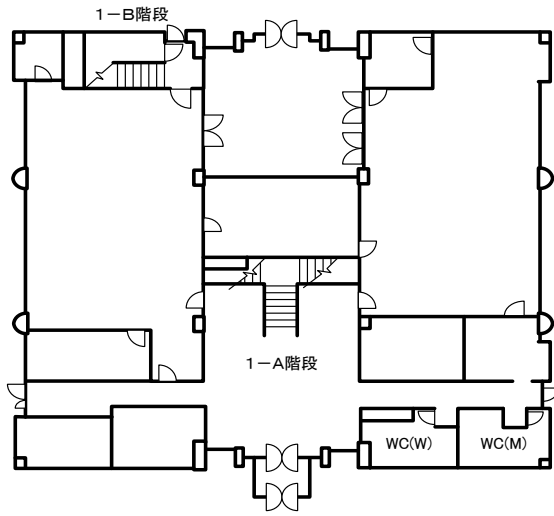
校舎見取図

川村学園女子大学 我孫子キャンパス

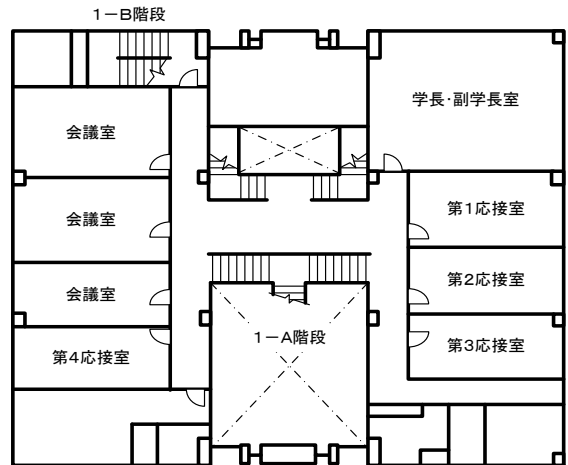


1号館

1階 SAセンター

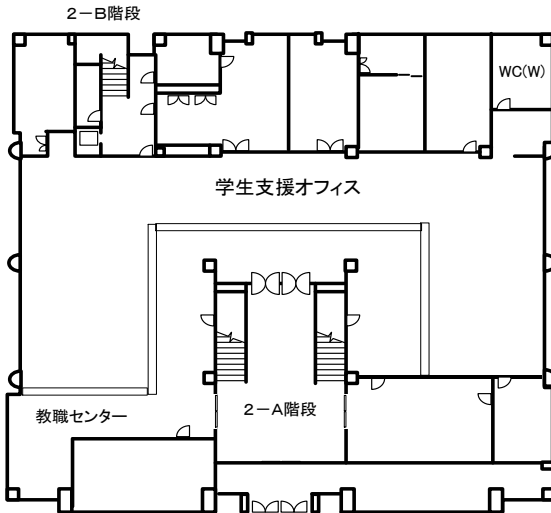


2階

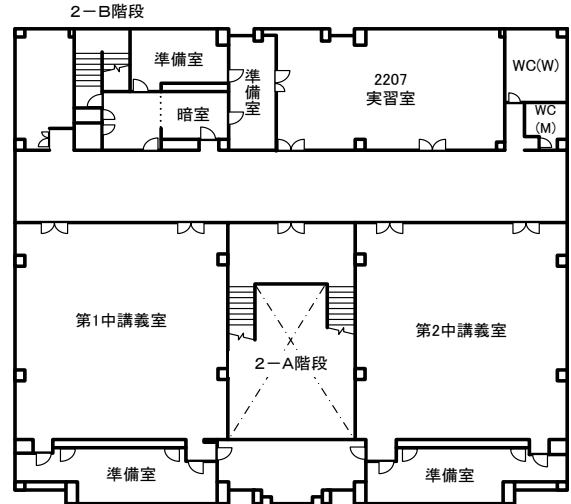


2号館

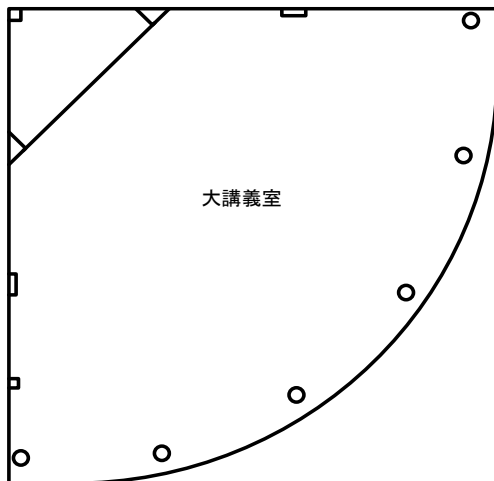
1階



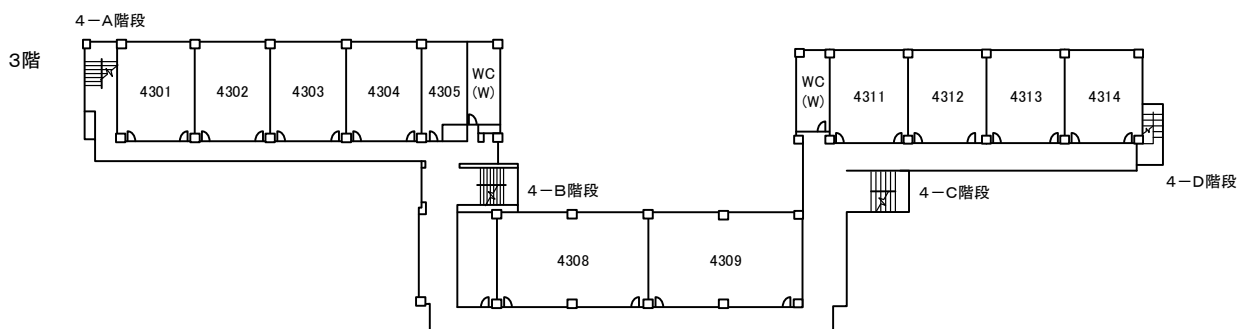
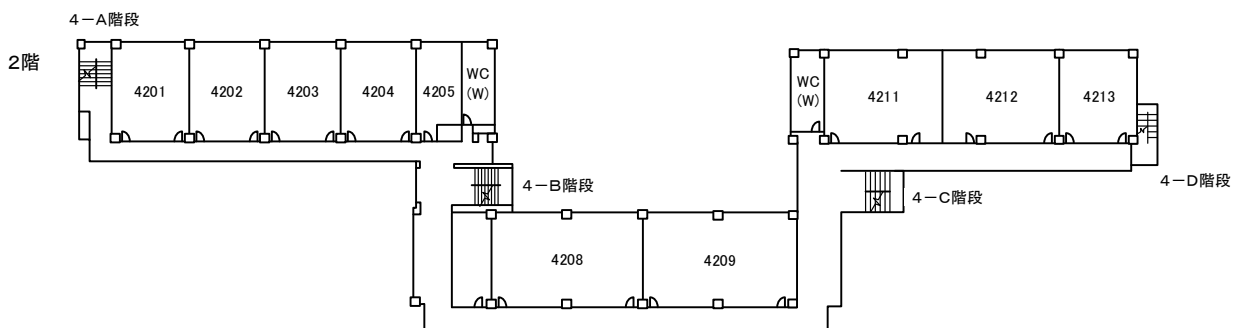
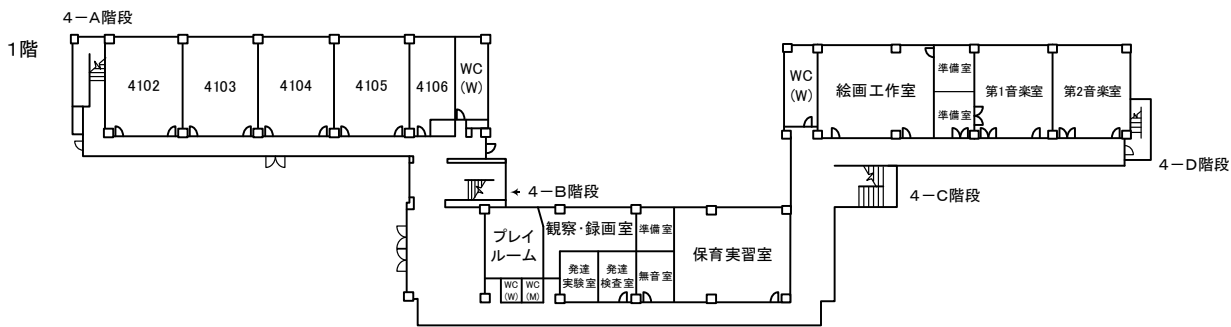
2階



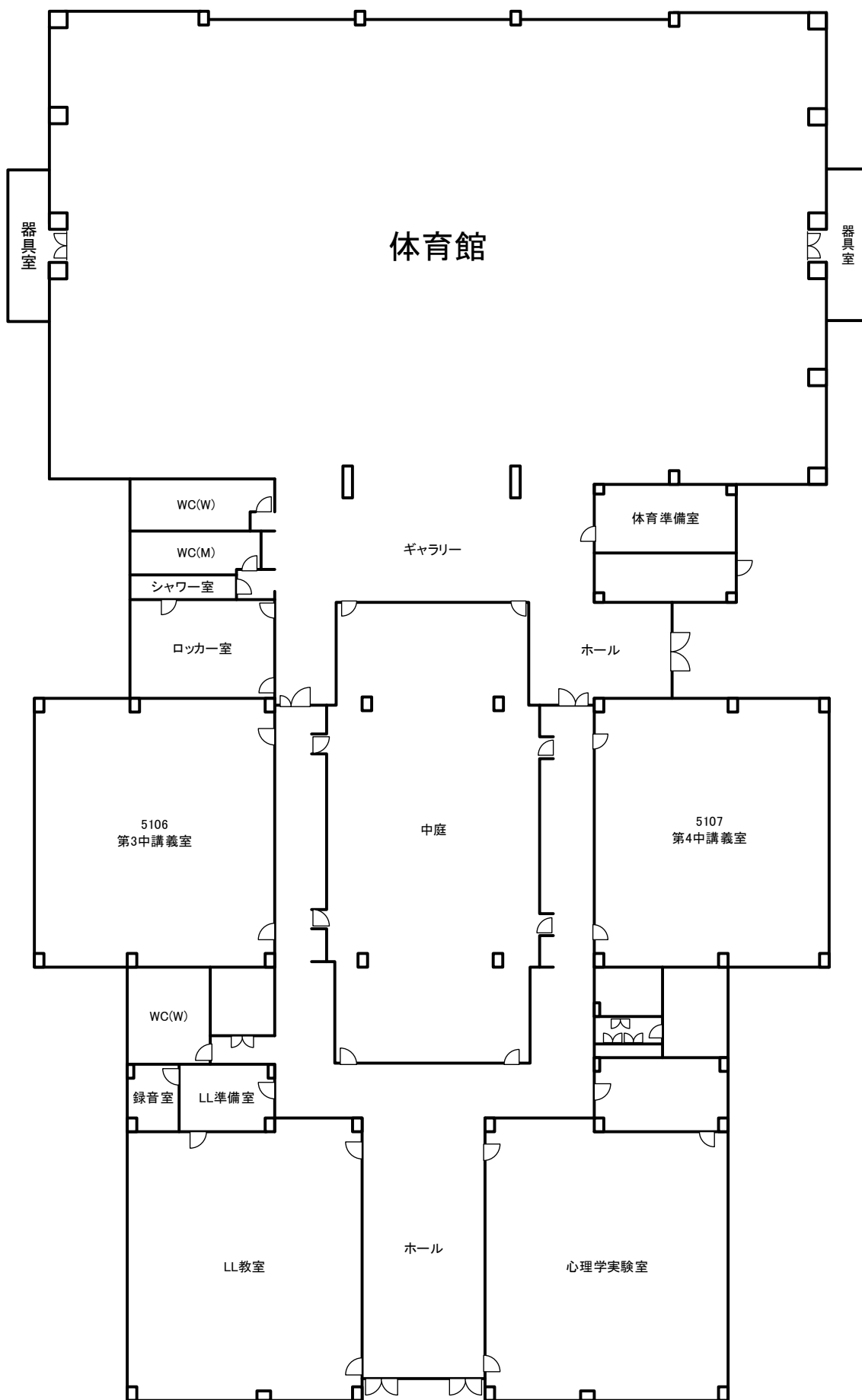
3号館



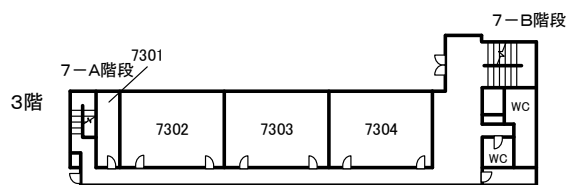
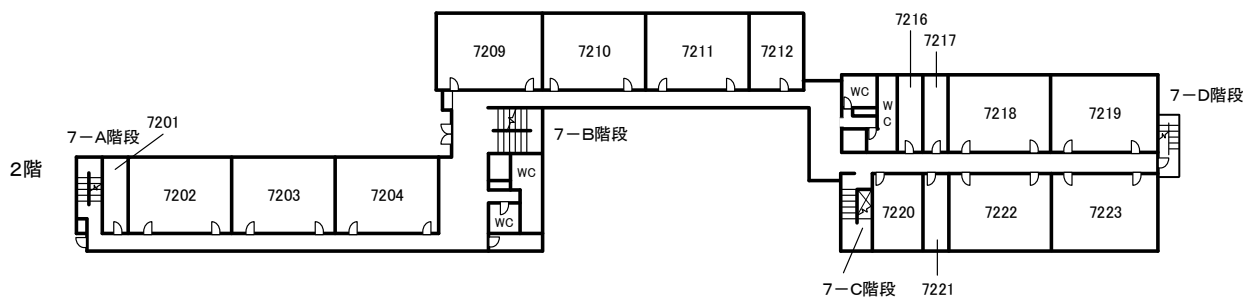
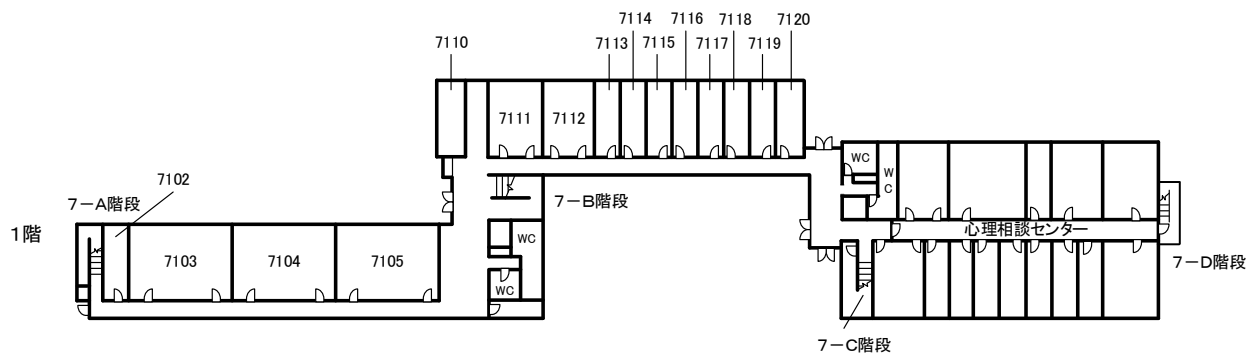
4号館



5・6号館

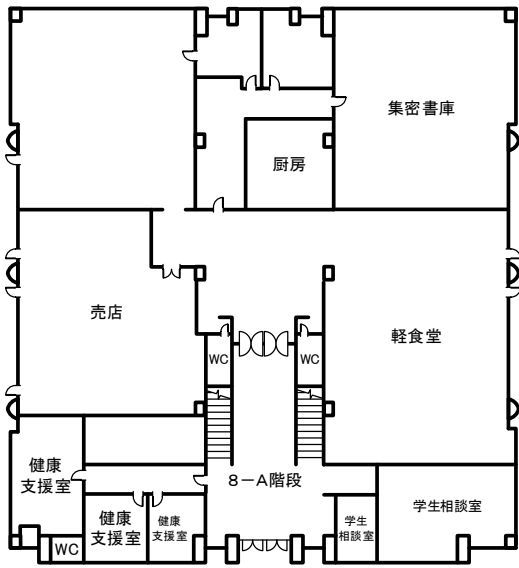


7号館

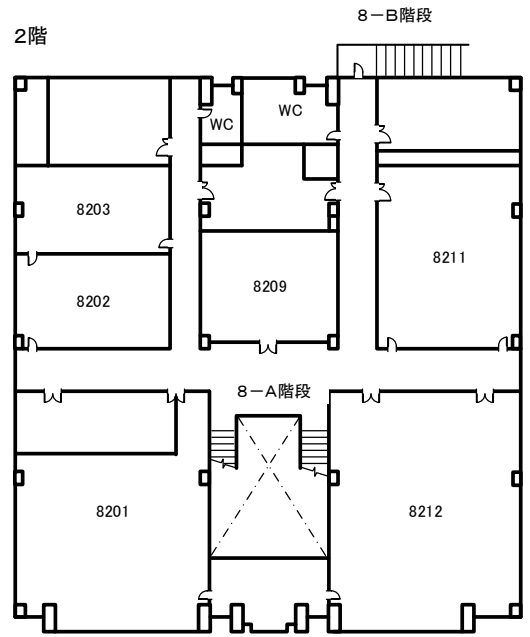


8号館

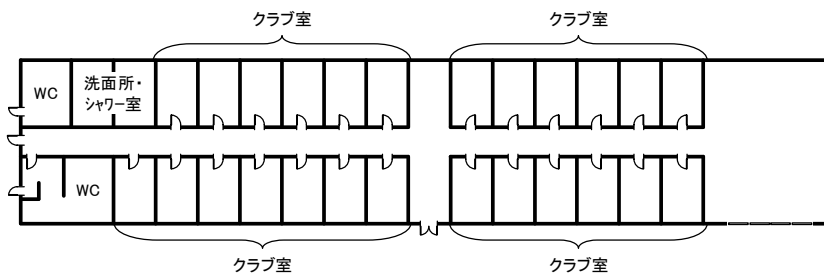
1階



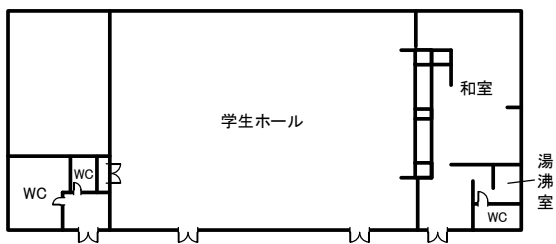
2階



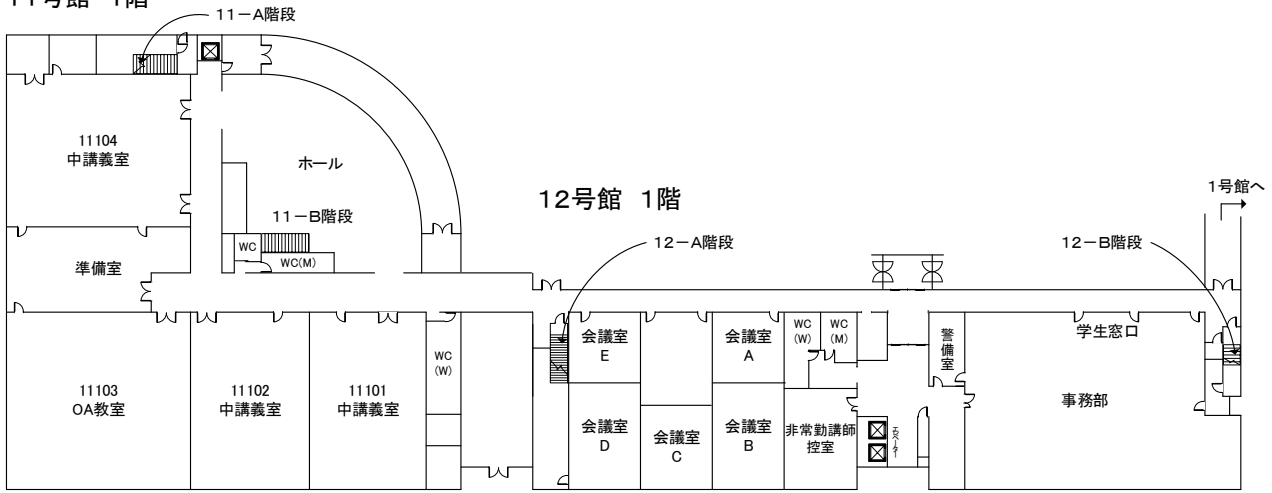
9号館



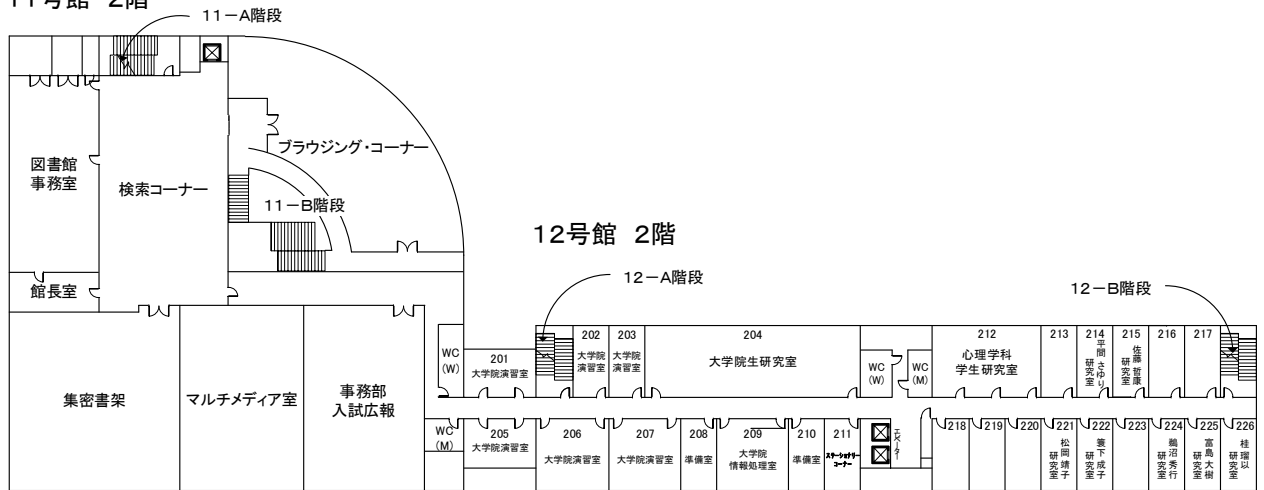
10号館



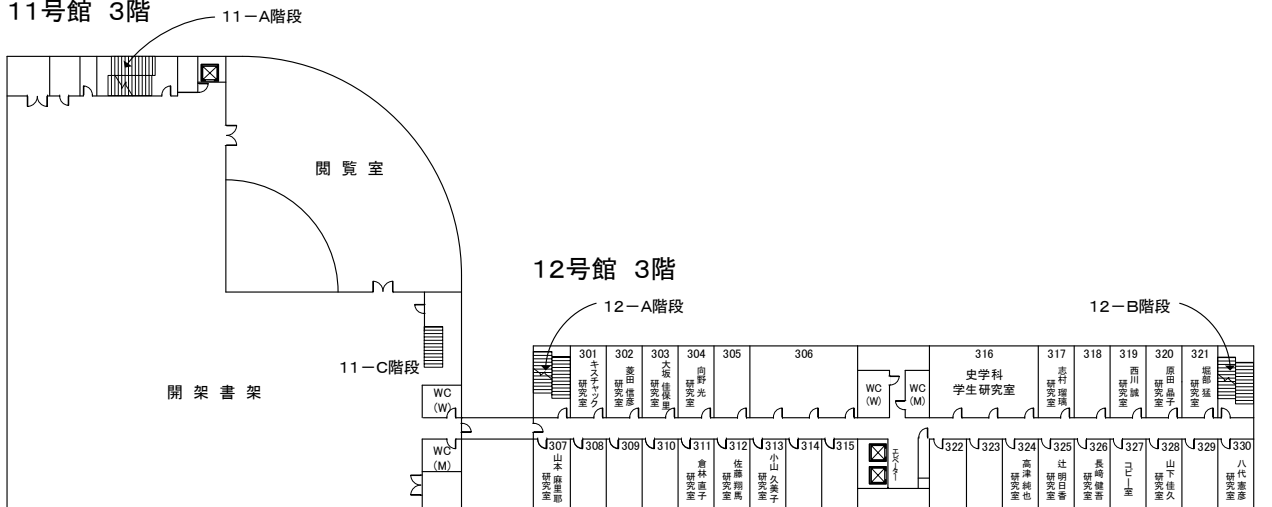
11号館 1階



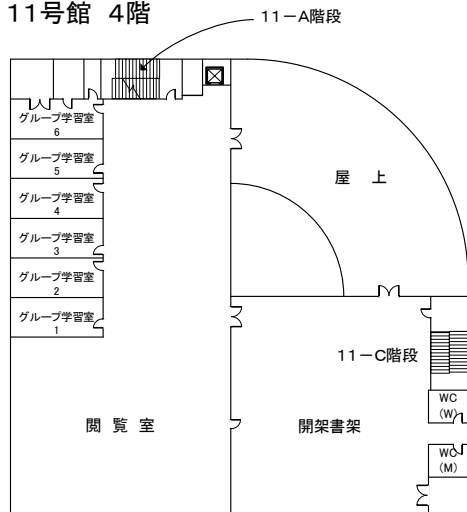
11号館 2階



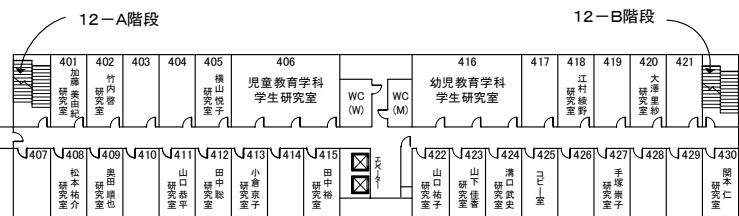
11号館 3階



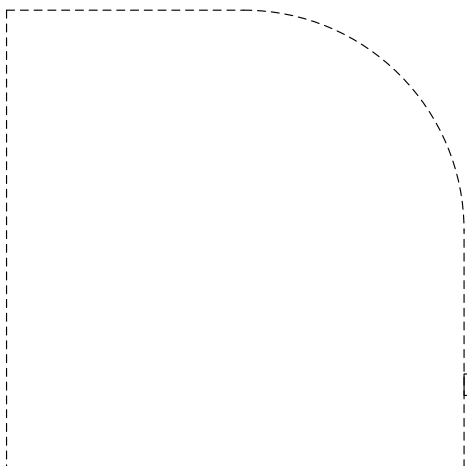
11号館 4階



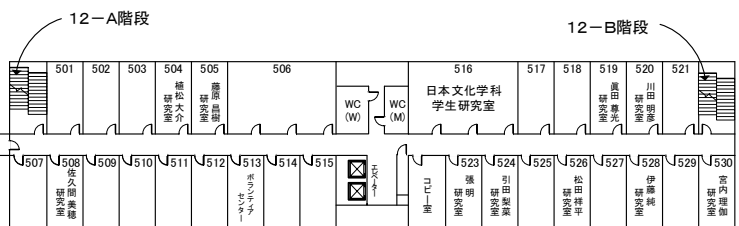
12号館 4階



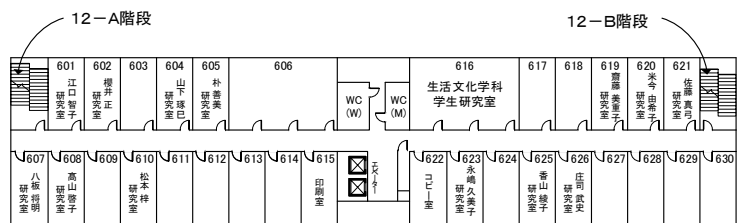
11号館 5階



12号館 5階

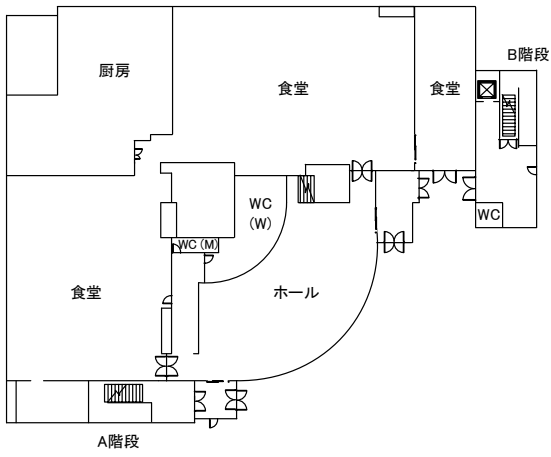


12号館 6階

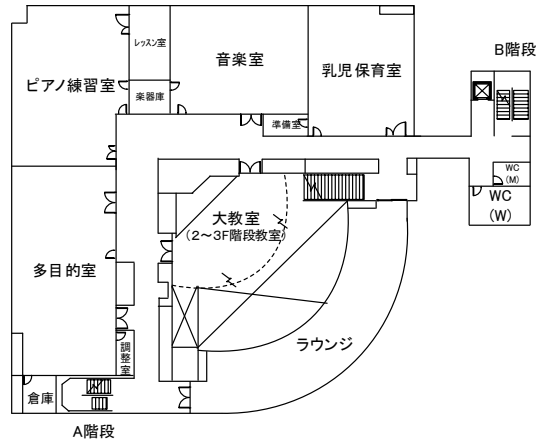


14号館

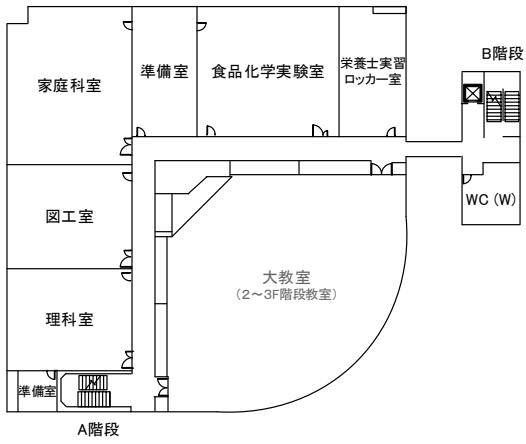
1階



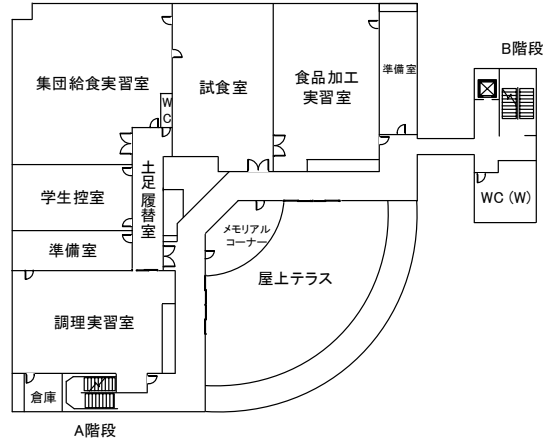
2階



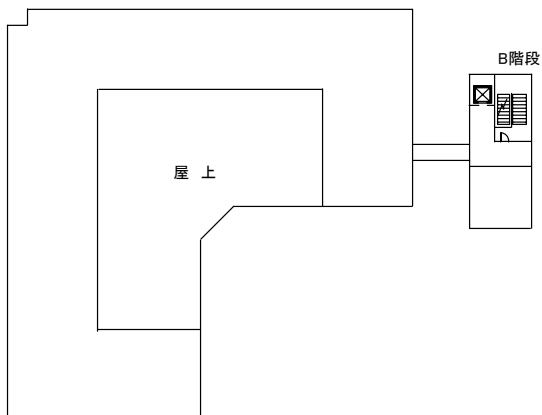
3階



4階



R階

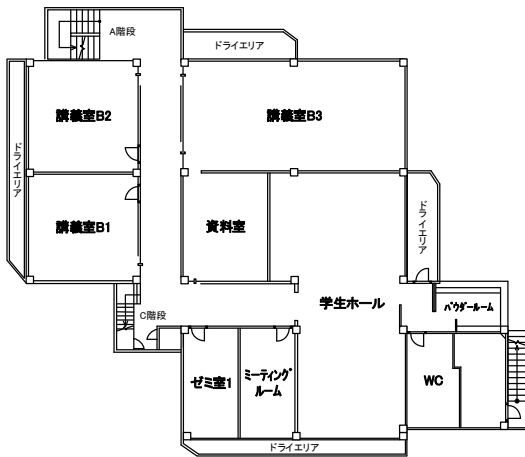


15号館

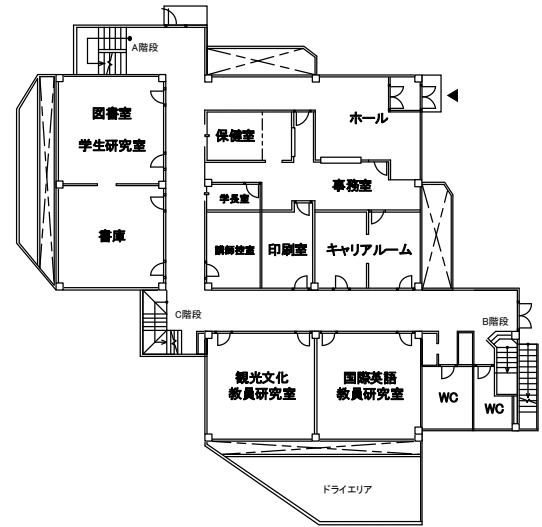


川村学園女子大学 目白キャンパス

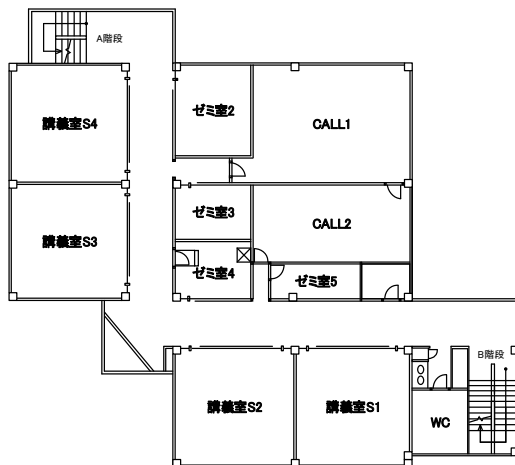
地下1階



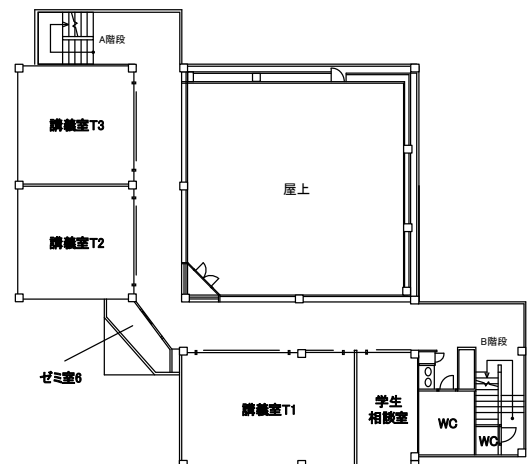
1階



2階



3階



川村学園女子大学

<http://www.kgwu.ac.jp/>

〒270-1138

千葉県我孫子市下竹戸1133番地

修学支援室 04-7183-5535